

令和3年9月

# 金山町議会定例会会議録

## 金山町議会

招集年月日 令和3年9月3日  
招集場所 役場議場  
開 会 午前10時

|    |                 |      |   |      |
|----|-----------------|------|---|------|
| 目次 | 9月3日(金) : 第1日目  | P1   | ～ | P116 |
|    | 9月6日(月) : 第4日目  | P117 | ～ | P132 |
|    | 9月10日(金) : 第8日目 | P133 | ～ | P177 |

令和3年9月3日（金曜日）

令和3年9月金山町議会定例会 会議録  
（第1日目）

令和3年9月金山町議会定例会 会議録

令和3年9月3日  
午前10時 開会

1. 応招議員

|    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 栗田保則議員  | 2番  | 中村忠行議員 |
| 3番 | 大場洋介議員  | 4番  | 沼澤道也議員 |
| 5番 | 柴田清正議員  | 6番  | 須藤典夫議員 |
| 7番 | 寒河江宏一議員 | 8番  | 星川智子議員 |
| 9番 | 早坂憲明議員  | 10番 | 矢口政一議員 |

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 1番 栗田保則議員 2番 中村忠行議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

|                      |      |                  |      |
|----------------------|------|------------------|------|
| 町長                   | 佐藤英司 | 副町長              | 不在   |
| 教育長                  | 須藤信一 | 総務課長             | 宮林聡志 |
| 教学課長                 | 佐藤幸浩 | 会計管理者<br>(兼出納室長) | 藤山一栄 |
| 健康福祉課長               | 丹敏雅  | 健康推進主幹           | 三浦慶美 |
| 産業課長<br>(併農業委員会事務局長) | 川崎勉  | 診療所事務長           | 三上裕一 |
| 環境整備課長               | 佐藤英樹 | 総合政策課長           | 庄司紀一 |
| 町民税務課長               | 柴田直樹 | 代表監査委員           | 丹洋一  |

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 正野学

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 請願書等の委員会付託

日程第5 一般質問

## 議長

皆さんおはようございます。

本日の出席委員数は、10名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年9月金山町議会定例会を開会します。

それでは、議事日程をお開き願います。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### 議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番の栗田保則議員と、2番の中村忠行議員を指名します。

### 日程第2 会期の決定

#### 議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、先に議会運営委員会が開催さ協議されていますので、その結果について柴田清正委員長より報告を求めます。

#### 議長

柴田委員長。

#### 柴田清正議員

5番柴田でございます。

それでは私から8月27日に開催されました議会運営委員会において、9月定例会の会期について協議しましたので、その結果について報告いたします。

今般の令和3年9月金山町議会定例会の会期は、本日9月3日から、同月10日までの8

日間とすることにしましたので報告いたします。以上です。

#### **議長**

お諮りします。

定例会の会期は、ただいまの柴田委員長の報告の通り、本日から10日までの8日間とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日までの8日間とすることに決定しました。

#### **日程第3 諸般の報告**

##### **議長**

日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告、並びに町長の諸般の報告については、事前に委員の皆さんに配布しておりますので、説明を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

#### **日程第4 請願書等の委員会付託**

##### **議長**

日程第4 請願書等の委員会付託を行います。

本日まで受理した請願書等は、お手元に配付しました受理順に記載の請願表等、文章表の通り、陳情1件、請願1件です。

請願は紹介議員に説明いただき、所定の委員会に付託します。

なお、陳情第3号は配布に留めます。

それでは、請願第2号、米の需給調整に関する請願についての説明を求めます。

**議長**

栗田議員。

**栗田保則議員**

5番、栗田です。

私から、請願第2号についてご説明いたします。

(朗読、説明省略：請願書のとおり)

**議長**

ありがとうございました。

請願2号については、産業厚生常任委員会に付託しますので、よろしくお願ひいたします。

これで請願書等の委員会付託を終わります。

**日程第5 一般質問**

**議長**

日程第5 一般質問に入ります。

初めに、須藤典夫議員の質問を許します。

**議長**

須藤議員。

**須藤典夫議員**

6番須藤です。

今日は傍聴者の方々が多くてですね、緊張していますが、よろしくお願ひいたします。

それでは私の方から事前に2件について質問をお願いしておりますので、最初に1番目の、ふるさと納税の利用者増対策を考えるということで、お願ひします。

町の財源の税収対策として、すぐにできることは、ふるさと納税の制度を活用すること

だと考えます。町の現状では、平成 28 年、29 年を境に、寄付件数、寄付金額が、減少してきております。担当課をサポートするふるさと納税推進プロジェクト室を設置して、そこに、クリエイターや、食品製造会社の専門家でこのプロジェクト構成してはいかがかということことです。

そしてその目標額を、2 億円程度を掲げて、取り組みはできないという質問であります。よろしく願いいたします。

## 議長

町長。

## 佐藤英司町長

おはようございます。

それでは、ただいまの須藤議員よりふるさと納税関係にきまして、ご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

ただいまのふるさと納税につきましては、平成 20 年度からスタートし、令和 2 年度末までの累計で申し上げますと、町の方に、寄せていただいておりますが、34,792 件、7 億 5018 万 9584 円の寄付総額となっております。近況におきましては、例えば、須藤議員からもございましたが、平成 27 年度の 9749 件、1 億 2227 万 4101 円、それから平成 28 年度 5172 件、1 億 2640 万 7109 円をピークに他団体との競争が激化をしまして、現在苦戦を強いられている状況にあります。令和 2 年度寄付額で申し上げますと、1794 件、7175 万 5940 円、県内 35 団体ありますけれども、32 位という状況になっております。

こうした状況踏まえまして、この度、一つ試みといいますか、新たな取り組みといたしまして、クラウドファンディング型でふるさと納税を募るガバメントクラウドファンディングを実施しまして、関係人口創出事業に対する寄付を募りました。

4 月から 7 月までの 3 ヶ月間でありましたが、82 件、1207 万 7000 円の寄付申し込みがございました。大変ありがたく思っているところです。ふるさと納税の県内上位団体を分析



いたしますと、特に返礼品につきましては、米、肉及び、果物の第一次農産品の扱い量が多い状況にあります。当町におきましても、米が9割を超える状況にありまして、最上管内でも同様の状況になっているところであります。

6月町議会定例会総務文教常任委員会で、総合政策課長が申し上げておりますが、一般的に価格や増量での差が寄付額に大きく影響している、そんな感じを受けております。

特に米につきましては、同じ品種に対する当町の寄付額が、他団体よりも5割以上の高値となっているものもありまして、寄付のされる方が、やはりよりお得感がある他の団体に、寄付するケース、そういったことが多くなっています。また、価格体の値下げや増量等に対応をとらなければ、その傾向がより一層強まる、そんな傾向も感じております。

先般、その対応としまして返礼品の主力であります米につきましては、米の収穫期前になりますが、8月20日に、町米納品組合と打ち合わせをいたしました。役場の会議室で行いましたけれども、他自治体の状況や、それから納品価格等の説明を申し上げ、そして、当組合の方からは、ふるさと納税の繁忙期が10月以降になりますけれども、また団体等の整合性のとれた形で、納入価格をご検討いただくようお願い、それから新たな米のセット商品についても、ご提案をいただきたいというふうなことでお願い申し上げているところであります。また、ふるさと納税事務につきましては申し上げますと、現在役場の総合政策課で直営方式で実施いたしておりますが、他の自治体では、自治体独自の取り組みでは、業務負担やコスト面、そして寄付額増額に限界を感じまして、業務を一括して民間委託を行ったり、それによりまして、その民間委託により寄付額を大幅に伸ばしている近隣の自治体も実際あります。制度上あらゆる返礼品につきましては、納品価格をベースに、寄付額の3割以内の制限が減収ということになっておりますので、町内返礼品の納入金額をベースに、返礼に要する経費を決めざるをえない状況にあります。

以上のように、返礼品の魅力化や種類確保を進めていくとともに、米を含む大方の返礼品の価格帯の設定や、或いは増量などでの競争がより激化しておりますので、返礼品の納

入者のご理解とご協力を改めてお願いしておりますし、お願いしていきたいと考えております。ただいま、須藤議員のご質問、ご提案の中にふるさと納税推進プロジェクトの設置という、貴重なご提案がありましたけれども、現段階では、今後の新たな魅力ある返礼品開発を実施していくことも有効な手法とは考えられますけれども、それに要するかなりの時間、そういったこともございますし、それから、寄付者からの評価を分析するという点でも容易なことでもありませんので、既存の金山町の産品をより魅力を高める手法等について、ふるさとチョイスなどのサイトによる寄付したくなるPRに主眼を置いていきたいというふうに考えております。その意味からは、すぐさまそのプロジェクト室を設置することについては、やや難しいかなという感じをいたしております。

ふるさと納税の事務につきましては、事務費につきましては、寄付額の2割以内と総務省からの制限もあります。現在の寄付額では、システム運用、返礼品発送費、広告PR等で経費の大部分を占めており、新たにクリエイター等の専門家を配置配属する、ただいまのふるさと納税推進プロジェクトチーム室の設置となった場合、ふるさと納税業務内での対応では、新たにやはり経費が増加してしまうということも想定されます。かなり難しいものというふうに考えておるところであります。

そのような中で、当面は専門的なふるさと納税の包括的業務の民間委託についての可否についての調査研究、或いは、他自治体と比較しまして、返礼品なる金山産品のブランド化や魅力化を、図りまして町内関係者ととも、返礼品の魅力追求と寄付をしたくなるような、好ましい町づくりに一層努めて参りたい、そんな気持ちでおります。その点、ご理解をお願いしたいと思います。

更に、ここにきまして、現在のふるさと納税の制度のあり方につきまして、全国紙3紙、具体的には、朝日新聞、毎日新聞、日経日本経済新聞の方で、社説の方で取り上げたり、それから記事として取り上げている現行のふるさと納税制度に疑問を呈している内容が発表されております。といたしますのが、ふるさと納税制度という名称ですけれども、実際は県

及び市町村に対する寄付になっております。寄付というのは一般的に任意性であり、それから対価を求めないというのは寄付というふうなことになろうかと思いますが、自治体に対して行うこのふるさと納税につきましては寄付でありますけれども、返礼品を出しても構わないというようなことで、国が容認している、そういったものではありますけれども、この内容をもうちょっとこう見ますと、ふるさと納税というのは、高額納税者といいますが、そういった方々が、納税することによりまして、返礼品の恩恵を受けることとなります。更に、住民税の控除額、そういったことも受けられることとなります。

そういう意味では、住所地の行政サービスの財源となる住民税を寄付先の自治体に寄付金として、譲渡される仕組み、そういったこともいえるというようなことで、納税者や自治体間の公平化についての疑問がある旨の指摘がございます。加えまして、最近全国各地で、大規模な豪雨等の災害が発生しております。それに返礼品なしで、そのような被災地に寄付をする方々も多く出ております。そのように返礼品なしの本来の姿といいますが、そういったあるべき姿、そういったことも、新聞紙上でも、あるべき姿ではないかと、そういった指摘などもあります。このようなことを考えますと、現行のふるさと納税制度そのものに、やはり、このままずっと続いていくかというところで、疑問も感じる部分がございます。

今申し上げました通り、納税する方々にかなり優位性がある現在の制度、これらについて、少しやっぱり制度的には、曲がり角に来ているといいますが、そういったことが、この最近の、新聞の方でも報道され、私自身も、やっぱり本来の寄付というような事からしますと、返戻を求めない、或いは、やはりその災害が起きた被災地への寄付とか、そういったことってというのは、あるべき姿ではないかなというふうな思いもいたしております。

かと言いましても現在、返礼品を伴ったふるさと納税制度が持続しておりますので、これが一挙になくなるということではないかと思っておりますけれども、そんなことからしますと、今すぐに先ほどのプロジェクトを立ち上げて、何らかの対策をするというよりは、まずは

好ましい町づくり応援をしていただける町づくり、それを是非とも頑張っていきたいと思っております。あと、先ほどちょっと触れましたけれども、今回金山デザインスクールということで、関係人口の拡大を目指した取り組みをさせていただいておりますが、これにつきましても、金山町を応援するという方々をふやしていく、そういった取り組みの一環であります。そういう形で、よりお金山町を応援してもらえるような町づくりを進めていく。そんなことを、是非ともこれからも進めて参りたいと考えております。

よろしく申し上げます。

#### 議長

須藤議員。

#### 須藤典夫議員

わかりました。

町長からは制度に対しての世論が、その公平感があるということで、ルール化しつつあるという、町長もそういうお考えを心配されてるということのお話も聞きました。

それはそれとしてですね、今回、私の質問としては、現行の制度を活用すると。

こういう視点で質問させてもらっておりますので、国の制度が変わればですね、それでまたそちらの方に移行していく必要があるかと思っておりますので、まずは現行の制度の上で、そのふるさと納税を町としては有効に活用していく、或いは応援していただくという視点でいいと思うんです。その上で、お話を進めていきますけれども、まずですね、私も素人ですので、このふるさと納税について少し研究しました。

それですね、時間をちょっと使いますけれども、まず、ふるさと納税に関して、総務省で現況調査資料というのを発表しています。

昨年の令和2年度、県内の寄付金額はですね、全体で、前年度の1.5倍になったそうです。333億5000万。寄付があった。すごい金額が動いてる。

寄付件数も1.6倍の190万件あったそうです。納税額の上位市町村、これも発表され

ています。それで寒河江市が 56 億 7000 万円で 1 番です。2 番が山形市で 36 億 7000 万。続いて 3 位が酒田市で 29 億 6000 万円になったそうです。以下、天童市、東根、米沢、上山市と続きます。町村ですが、上位、河北町です。こちらがですね、10 位でしたけども、県内では 10 位でしたけども、12 億 6000 万円納税額になっています。続いて庄内、遊佐町と 6 億から 7 億円の納税額をいただいているようです。

さて、金山町ですけども先ほど町長の方からありましたけども、県内では 32 番目。

そして、納税件数が、1794 件。金額が 7200 万円ほどとなっております。

これは先ほど質問の中で言いましたけれども、納税額がですね、何らかの理由で伸び悩んでるといふ実態は間違いないと思います。そこでですね、私の研究を発表させていただくんですが、まず同じ納税する方は、1 人という形で、その関係が生まれるわけですけども、まず市、各市の納税額が高額だということについてはですね、やはり市の出身者が多いということ、納税する方々のパイが大きいので、金額も大きくなっているんだろうと思います。それと町村のこの人口、これは大小あるわけですけども、この関係から言いますとですね、河北町は町村でトップの 12 億を納税、12 億 7000 万ほどいただいていますけども、それではですね、金山町と同じ人口規模の舟形町はどうかというと、19 番目で 4 億 9000 万円あったんですよ。そうするとここに人口だけじゃなくて、何らかの要因で納税額が多くなっているということが言えると思います。その理由として私は、先ほど町長からもありましたがその返礼品、お返しするんですね。米とか魚とか肉とか、そういうものの魅力、これがこの差に出ているというふうに考えました。研究のまとめの三つをお話したいと思います。

まず、一つ目ですが、ふるさと納税を利用しようと考えてる方は、パソコンかスマートフォン、これを使ってると思います。パソコンと、スマホの画面を表示されるんですが、これが違うんですよ。パソコンとスマホの画面が違います。それで、今回はスマホの画面でこの納税サイトを開いていくというやり方をしました。これ一般的にはかなりスマホ

が多いと思うということで、そうするとですね、スマホ画面でふるさと納税サイトを開きますと、簡単に魅力的に閲覧できるポータルサイト、これをまず工夫する必要があるかと思えます。例えば、寒河江市、私、ヤフーを使っていますので、ヤフーサイトで検索しますと、最初の画面に寒河江ふるさと納税のリンクが出てくる。これをクリックするとふるさとチョイス、要するに、このふるさとチョイスでは、商品を紹介してですね、そして納税手続きもしてくださるサイト、有料ですけども、こちらが出てきますので、これをクリックすると返礼品の紹介がすぐ見られる。これは非常に面倒なく簡単になっているというふうに思いました。金山町の場合を同じようにやってみました。

ヤフーサイトで、金山町を検索すると残念ながらですね、最初に福島の金山町が出てくるんですよ。ここにまず課題があります。それで、金山町は、今度は下の方にスクロールしないとクリックできない。ここにちょっと時間かかるということです。

それから、金山タウンの画面の下に開きますとふるさと納税のリンクが検索されるようになってまして、検索しますと、以前の古いホームページのですね。画面が表示されるんです。それも、パソコン画面を縮小した判ですので、とてもこまかい軸になってまして、拡大しないと、次にどこに行くかわかりません。これを拡大してふるさと納税の書き込み欄を探すと、ふるさと寄付というリンクが、表示されてます。このサイトに入っていきますが、このページはこれで終わりなんです。それでやっとですね、指定されたサイトに移行するわけですけども、そこにある納税のページを開きますと、リンクがですね、リンクするところが三つあります。金山型ふるさと納税制度、それからふるさと寄付のお返し品募集、それと、たくさんのご寄付に感謝という三つのリンクのはずです。

ここから選ぶですが、はっきりと返礼品という。ものがないのですね、ちょっと私でも迷いました。この三つのどれを選ぶといいのか、返礼品はここではですね、金山型ふるさと納税制度、ここをクリックすると見られるようになってます。ここまでたどりつきまして同じくふるさとチョイス、こちらの方に入っているわけなんですけど、そこでですね、は

つきり返礼品がされてないということで、ちょっと迷うわけですけども、ここの簡単にできるというところですね、寒河江市は3回の、それから1回の、スクロールでチョイスに入っていきます。金山の場合は、6回のクリックと、さっき言った1回の、スクロールをしないといけない。ここにですね、簡単面倒だということがないのかという疑問が、この研究の中で出てきました。

そして二つ目いきます。

先ほども町長から何度かお話の方にありましたけども、この魅力的な返礼品になってるかと、町の今の、返礼品の画像を見ますとですね。町が出てくるんですよ、最初からね。町です。ここは、良し悪しはわかりませんよ。もうそういう、最初にですね、なんて出てくるんです。それで、今度、これが非常に大事なんだと思うんですよ。それで他のところは米とか野菜とか、他の産地はですね、金山の場合は、木工製品とか、お米なんかも出てます。ただ、ここで、考えていただきたいのは、魅力あるような画像になっているかということです。お米の瓶詰めとか、ペットボトルのやつがずっと並んでいるんですが、同じ画像がですね。ちょっとご飯をふっくら炊いたようなものも背景にある写真とかそういう感じではないので、やはりここには専門のクリエイターですね、クリニックを受ける必要があるだろうというふうに思います。この魅力あるものになっているかというところで、ちょっとクエスチョン。

最後の三つ目です。ここが大事なんですが、納税された方は、1回変えますよね。

お米でも1回。この方々が、2回3回と、米の毎年食べるわけですね。ですから、1回3回4回、10年とね。そういうふうにリピーターになってくださる、なって欲しい。そういう思いが、どういうふうに伝わるかです。

それで、舟形町の担当者、舟形町は、大変ですね頑張ってるので聞きました。

担当者の話ではですね。都内で、納税された方々の交流会これを企画してるそうです。去年とか一昨年しないそういうで、出来なかったそうですが、それと、米を中心にですね、

価格、おいしさとその価格、ここをですね、大変うまく管理している。美味しさに関しては、精米に関して1社から、一元局を受けているそうです。それから価格、これ開いて見ていただければわかるんですが、つや姫に10キロで、1万2000円です。で、金山町は同じものですよ、10キロで1万7000円です。ちなみに真室川町見てみます。同じつや姫10キロで1万3000円でした。もうすでに勝負はついてますよね。いくら納税したい、高額者かもしれませんが、商品に関しては、価格を、多分返礼品の3割の価格ですね、きちんと頭にやっぱりとらえて、それをいうところをですね、選択してくると、当然のことかと思えます。残念ながら金山の米の勝負では、すでに負けてるんです。それから、舟形の場合はですね、そういう交流会をしたりですね、やってるということで、大変その評判が良い。この評判ってのが、今、将来について、伸ばすか動かさないかの大きな境目になるんですよ。この評判っていうのが口コミということになりますけども、この口コミが、拡散してですね。どんどん、納税者が増えてる。ではないのかというふうに、担当者は語っております。金山も、つまり評価が、ちょっと停滞してるんだらうと思うんですね。この研究結果によると、私の。ですから拡散しない。ですから納税額も伸びない。

そういうことのようにです。ですねそういうことで時間がありますのでこういうふうに私の方で調べて見ました。

三つの課題をありますので、これを解決する解決するのそんなに難しいことではないと思いますので先ほど言ったプロジェクト室、お金がないのでできないって話もありますけれども、2億円を目標にすればですね。できるのではないかと思います。

まず目標立てないと、2億円これはいろんな事業の運営費にも今2億円ぐらい足りませんので、2億円というのを設定しましたけども、まず目標立ててですね、今のを直す問題から、私は三つ研究結果を出しましたが、これ変えただけでも、まず、伸びていくのではないかと思います。それで、まだ遅くありませんので、金山版錬金術をですね、活かして、彼らの町へ納税者、是非増やしていただきたいということです。どうでしょうか。



議長

町長。

佐藤英司町長

はい。ただいま須藤議員の方から、須藤議員なりの研究でこういった方向するですと、ずっと伸びるというようなご提案もいただきました。それでさっき私の説明の中でも若干、一つは、返礼品の米のことで申し上げますと、やっぱり価格差があるってのは、こちらとしましても承知をしております。そのようなことから、先ほど申し上げましたが、納品組合の方に、他の町村は10キロこれぐらいの金額、金山はそれより高くなっている状況だということはお話を申し上げ、できるだけ他の町村と同じようなレベルにできないかということをまずご相談をしてもらってます。それからあと、先ほどスマートフォンからの入り方で、かなり寒河江市なんかをすごく楽に、ところが金山の場合、かなり3回のところが6回以上もというお話もありましたが、ここら辺は本当に業者さんに入っていただくことになるかと思いますが、改善は、方法論としてやることは可能だと思っておりますので、それを早急にこちらとしましても、今の状態を、より入りやすくするという、努力といたしますか、そういったことは是非ともやっていきたいと思っております。

あとそれから返礼品のことで申し上げますと、やはり先ほど寒河江市さん、それから山形市さんが、県内ではちょっと上位で金額も、何十億というふうなふるさと納税の状態。

返礼品の多くはやっぱり第一次農業産品で、米、或いは果物、或いは牛肉なんかを扱っている県ですと、それがすごく人気があってというところがあるようです。

特に寒河江市さんは、言わずと知れたさくらんぼ、が返礼品としてすごくやっぱり人気があると。そういったさくらんぼのあと、最近ですと、桃、何かを、天童市さんあたり、或いは山形市でも当然あるかと思いますが、そういった果物の高級の果物を返礼品として使ってる場合、やはりそれがすごく人気があるというのが、実際あるようです。

最上管内総じて米がだいたい主力になっていきますので、米で、さっき言った金山の場合

は、価格的にやっぱりちょっと高い形でちょっと推移していると、そんなことから、選ばれない形になっているだろうというのは、今の、私たちの方でも分析というか、そんなところ認識しているところです。もうそれで一つ考え方としまして、例えば舟形さん、それから逆に言うと、いわゆるそういったふるさと納税につきまして、その業務を委託しているところは、かなり増えてきております。委託していないのが、金山とどっか、旧形で、そこら辺で、その委託受けたところが、例えば返礼品のあり方、見せ方、それからさっき言ったスマートフォンからの入り方とか、そういったものを全部ある程度ノウハウ、ノウハウを徐々に会得してきていると、そんなことで、かなりこの委託そういう形の委託をすることで、近隣町村でも、寄付額が大きく伸びているという実態も最近わかってきておりますので、まずはそこら辺本当に今は、金山は、金山なりの良さがあると思っていますけれども、直営方式でこれまでもやってきておりますが、それらを、そういったふるさと納税の業務全般を委託すると、どうなるかっていうところは、かなり今、十分検討に値すると思っておりますので、そこら辺からまず入っていきたくと、できれば研究をさらに進めて、1年度あたりにできないかというところを今、検討中というようなところにありますので、そういうような形をしていきたいと思っています。

あと先ほど、リピーターの話がありましたけれども、金山までも当然リピーターいらっしゃいますが、それが何と言いますか毎年のように、寄付をしてくれてる方がおりますので、そういったリピーターは当然いらっしゃいますが、それをリピーターの方もおそらく、例えば他のところの返礼品を見た場合、自分、金山で今までしていましたが、それよりこっちの魅力あるってば、リピーター、年に1回していたものが、3年にいっぺんになる可能性もあるかと思っておりますので、そういったものが、リピーターの数のおそらく前ほど多く少し減少傾向にあるのかなという感じも正直いたしております。

そんなことで、一方ではさっき申し上げた通り、私自身もこのふるさと納税、いわゆるこの、今さっきもちらっと申し上げましたが、納税寄付した方が返礼品をもらって、さら

に所得税、住民税が控除される。

新聞の方でもすごい言ってるんですが、ふるさと納税をした方が、すごくお得感がある。これ自体に、やっぱり、新聞報道でもちょっと今この時期、少し検討してもいいんじゃないかっていうか、そういう、話がちょっと新聞でも出ておりましたが、私も、やっぱりその、例えば、もうちょっと言えば、控除されるということは、本来所得として見られるべきものが、結局見られるようになる。それが住民税からも、結局、除かれる形になります取得税からも除かれる形になります。そうすると、それらはさっき全体分300億とか、それらが所得動として扱われるべきものがない形になりますから。そうすると、所得税が軽減になり、或いは、その所得税が原資となる地方交付税にも、目減りをするというような構図なんかも、実際はできていると、そういったこともあります。ここら辺は国の制度ですから、今すぐに、どうなるものじゃないかと思いますが、そこら辺の疑問も私自身正直先ほど申し上げた通り、感じている部分があります。ただ、そうは言いましても、先ほどのお話の通り、寄付をいただきますと、3割が返礼品。例えば、10万円を寄付していただきますと3万円以内で返礼品がありそうと、町の方ではプラス、事務費が2割ぐらいかかりますんで、5割は手元に残るという見方もできますから、そういう意味では、ぜひとも2億という目標という話がありましたが、差し当たり1億を目指し、そしてその先を、目指しながら、できる策というようなことでぜひとも取り組みを進めていきたいと思っています。

**議長**

須藤議員。

**須藤典夫議員**

まず、現行の制度をですね、活用していただいて、わだかまりは脇に置いておいて、そこを極めていくということで、1億円というふうなお話も出ましたので、まずその目標に向かってですね、工夫をしていただきたいと思います。

次2番目のホットハウスカムロの今後の方向性についてということで、質問させていた

できます。温泉施設の改築に、今までの町長からの説明ですと、6億2000万、こういうことで、説明を受けております。

将来の財政負担や、町全体の人口減少を考えた上で、今後の方向性について、そのことをそのホットハウスの件をどうするか、お考えを伺います。

## 議長

町長。

## 佐藤英司町長

ただいま須藤委員からは、ほっとハウスカムロの、今後の方向性というようなことでのご質問ですので、今時点で考えているところをちょっと申し上げさせていただきたいと思えます。ほっとハウスカムロにつきましては、竣工から22年が経過しまして、経年劣化によります、木部木造、基本が木造ですので、木部の老朽化が著しいということから、令和元年度に、耐久度調査を1回お願いしております。そうしましたところ、数年以内の建て替え又は取り壊しが必要だと、そういった報告がされております。

現在は安全対策を講じながらも営業を継続しておりますし、今後の再建の有無について、そういう意味からします早急に検討する必要があるというふうに思っております。仮に再建する場合は、どの程度の事業規模になるか、令和2年度の業務を委託いたし、令和2年度に業務委託をしまして、概ね同程度、今と同じぐらいの規模再建する場合の建築場所や、要望が多い洗い場の拡充や露天風呂の設定などもそういったことを盛り込んでいただきながら、再建する場合の概算建築費用試算をしていただいたところです。

それらが、ただいま須藤議員からもありましたけれども、全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、最大で約6億2000万円の、費用が見込まれると、そういった内容がありました。再建のための財源ということにつきましては、入浴料等の収入見込み額を除いた額が借り入れ可能、起債を起こすことはできるわけですから、補助金というのはちょっと今のところ該当するものはないということで、起債を起こした場合ということになり

ますが、今年度に交付税措置はされるものの、例えば過疎債の場合は3年据え置きで12年償還となります。総額、入浴料をそういった収入額を除いたものが、起債の限度額になりますからそれが総額だいたい5億3800万円。それらを借り入れた場合、過疎債としましても、3年据え置き12年償還で、毎年約6000万の償還というふうになります。

これが辺地債の場合は、2年据え置きで10年償還で、総額5億5200万円を借り入れた場合毎年7000万円の償還が必要になると。こういった試算になって参ります。

今申し上げましたのが、建築費用に関するものということになりますが、これに、このランニングコストが当然かかりますので、こちらは、これまでの実績から推計で申し上げますと、毎年度の指定管理料、今、2400万から2500万を支出をしております。

入湯料が入りますが、こちらの方は年間400万、或いは、300万から350万多い時で400万ということがあったようですが、350万程度の収入として見ることはできるわけですが、それでも、ランニングコスト的には差し引きしますと、2000万が別枠でかかるというような計算になるかと思っています。その意味で、大変運営するということでは厳しいなというのが今の印象があるところであります。いずれにしましても、そして人口減少或いは少子高齢化など、今後も税収の減収が、見込まれるとともに、地方交付税の、現在の金額が維持されるか、逆に言うと、それらが減額されるだろうという見込みもあります。

そういった厳しい時、予算的な状況がございますので、限りある財源をどうやりくりしていくか、事業を実施していくか、財政的な側面から見ますと、慎重な判断が必要だというふうに思っております。その中で、もし温泉施設を再建する場合は、従業員の雇用ということや、それからグリーンバレー全体のイメージアップ、施設の充実に繋がることから、集客が増加するなどが見込まれますので、当然、一定の経済効果があるというふうな考えもございます。このようにホットハウスカムロは、グリーンバレー神室の施設群の一つでありますので、グリーンバレー神室全体での検討が必要だというふうに考えておりますが、今後、そのための新たな組織を設置して、グリーンバレー神室全体の方向性についてご検

討いただき、今年度末を目途に、町としての一定の結論を生み出して参りたいと考えております。なお、検討組織には議員の方々も、五名程度参加をお願いしておりますので、その場でも是非ともそれぞれの方々のご意見をいただきたいというふうに思っております。

検討組織の方から方向性についてのご提言をいただきまして、それらを基本として、町の方向性として整理し、そしてそれらを広く周知し、町民の皆さんからのご意見、いわゆるパブリックコメントをお聞きした上で、最終的な判断をして、結論に導いていきたいというふうに考えておりますので、この間今申し上げました通り検討してる中でも、議員皆さんからも積極的なご意見をお願いするところでもあります。よろしくどうぞお願いします。

**議長**

須藤議員。

**須藤典夫議員**

検討を始めるということです。

さっきのですね、全員協議会で、この件についても、この調査がコンサルタントの報告の説明の際ですね、町長の考えとして、町長個人の考えとして、このシミュレーションにもあるんですけども、ホットハウスハウスに関しては撤退すると、やめると、というような発言があったかと思います。あくまで個人の考えとしてですけども、そういう考えで今いろいろ説明された、建設費、それから運営費ですね、それについても大変厳しいと、いうふうなお話いただきました。それで、ただ今日のお話ですと、町長の考えは、まず抑えて、検討委員会を尊重するというようなお話の報告だったと、回答だったと思うんです。

ここでちょっとずれがあるのかと思うんですが、この検討委員会の結論を尊重、あくまでも尊重していくということで、いいのでしょうか。お答えください。

**議長**

町長。

**佐藤英司町長**

当然検討組織を立ち上げますので、そこで導き出していただく方向性をそれを尊重するという基本だと思っております。そのメンバーの中に当然議員の方々もそうです。

それからあとで、星川議員の一般質問にもちょっと関係するかと思いますが、グリーンバレー神室運営委員会のメンバーの方々とか、それからあと、町の課長方も当然入らせていただきますけれども、その中で、私は個人的この前申し上げた意見というのは、一つの意見であります。あと、課長方にはそれなりの何と言いますか、財政的な側面とか、或いは今後のなんて言いますか、利用していただける見込み数とか、或いはもう一度さっき大ざっぱな金額をもって申し上げましたが、本当そのランニングコストをもうちょっとこまめに精査したものと言いますか、そういったものを、それらを大体今の大概の中で私の個人的な見解をこの前申し上げたんですけれども、それらの見解が生かされることは、もしかすると活かされる期待の気持ちはありますが、それはあくまで何と言いますか参考資料の一つにさせていただくといいますが、そういう位置付けだと思えますし、あくまで数字的な客観的な資料をどんどん出せるものは出して、それではそれを、その検討組織の中で方向性を導き出してもらい、それが、やっぱり再建という話になればそれは、それを尊重するという立場になろうかと思えます。なかなかそうは難しいという、そういう私なりの見方はありますけれども、この前もちょっと申し上げた、その見方の、それに加えて申し上げますと、例えば、これからの行政サービスの中で、全部を町で賄うと言いますが、そういったのはなかなか難しくなるんじゃないかと。それらの一つでもあると思っております。と言いますのは、例えば近くに温泉があるとすればそちらを利用していただくというのも、一つの何と言いますか、町の行政サービスとしてはその部分は、若干低下という見方もなるかもしれませんが、やはりこの、その前に町民の福祉でありますとか、そういったものをそういった部分の行政サービスを減らさないようにするためには、どっかをそういうやり方、そんなことも今後は、例えば温泉に限らずやっていく必要があるのではないかなというふうな、そういった、例えば今回の温泉について考えながら、そういうふうな

今考えているところですので、それは私も今時点の見解でありますけれども、もう一度先ほど話戻りますと、検討をしていただく組織、その方々のご意見を尊重するというのが基本だと思っております。

## 議長

須藤議員。

## 須藤典夫議員

非常に難しい言い回しなんですが、その検討委員会の資料の中にですね、今、町長が述べられたよく、今後、継続するのは難しいという、提案も盛り込むような、最初の資料があるかないかで、随分ですね、検討委員会の検討内容も方向性が、違ってくるのではないかと私の心配があります。あるものがなくなるっていうのは非常に町民としては寂しいわけです。そして町全体としても衰退するというような不安が、その中にありますよね。

ですから、現況のものがあるものがあつた方がいいんだという議論は、当然、盛り上がるんじゃないかという、気がするわけなんです。

その中で、将来に向ければ、その福祉をですね、介護保険に関してもかなり、高額なつてきておりますし、それから医療費に関してですね。連合の方かなり厳しい。

状況になってきてますので、そういう負担をですね、そちらの方を重視するとすれば、こういう施設をですね、まず、町長言われるように、辞めるということも、当然考えなきゃならないかなというような、そういう、検討委員会での出し方をしないとですね。やっぱり、あるものがなくなるのは困るというようなことで心配も私はしてるので、その辺の検討委員会の意見を尊重するということではいいのですが、町長の考えもですね、何らかの形で、提案させていくような委員会、委員会のどんなふうになるかわかりませんが、そんなことをですねもうちょっと町長も整理してですね、その辺の意見をきちっと述べた方がいいのではないかとこのように思います。

ということで、この質問は、まず今のところは検討委員会の方向性にゆだねるというこ



とで、見守りたいと思います。以上で質問を終わります。

#### 議長

町長。

#### 佐藤英司町長

若干、補足をしたいと思いますが、本当に今まであるものをこのまま、例えば建て替えができてそのままやっていたら、もうこれは本当に良いことです。

しかしながら、これは検討委員会の方に、そこら辺を議論をしていただきますけれども、そのために、あくまで客観的な資料ということで、数字的なことは当然出せるものは全部出しますが、最初のうちから私の意見がありきで検討してもらうのではなくてやっぱり、そこは様々なデータとしては、もう出せるものは出しますと、その上で、検討委員会での議論をして、私はそう先ほど自分のなりのその見解というのは、今持っているデータの中では、かなり厳しいだろうと、最近は厳しいだろうという話。今の私の見解です。

同じようなデータを計画、出せるものはつぶさに出して検討委員会の中で、それらをもとに、そして今後の展開などを見た場合に委員の方々の意見の相違といいますか方向性が、もし本当にやっぱりあれば、あそこのグリーンバレーの一带から欠かせないものかどうか、すぐかなり運営をこうすればできるんじゃないとか、そういったもののそういう議論だと思いますが、それで、来年度、今年度末まで一旦、大体期限を区切って、まず検討していただくというふうにしたいと思いますが、その中で、私の意見を中心という意味ではないという意味です。ですからもし見解が、の検討委員会の方向性が、別の形になったら、それをそれなり当然尊重しながら、それやっぱり尊重しながらもまた、若干考えもプラスするかもしれませんが、まずはでも、検討委員会を出していただく方向性を重視していくっていうか、尊重していきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 須藤典夫議員

わかりました。見守りたいと思います。これで質問終わります。

ありがとうございました。

## 議長

次に、大場洋介議員の質問を許します。

大場議員。

## 大場洋介議員

おはようございます。

3番大場です。

通告書に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

私からは2点大きい質問をさせていただきたいと思います。

まず、初めに災害に強い水道事業の運営について質問したいと思います。

毎年9月1日は、防災の日で防災の日を中心とした、1週間が防災週間防災週間となります。9月5日には町の防災訓練も実施の予定ではありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止による中止と判断されたこともあり、災害に強い町事業の現況の取り組みを、再認識するとともに、重要と思い今回の質問の内容となります。備えあれば憂いなしの言葉があるように、いつ、何どき、どこで発生してもおかしくないほどの災害最大級の豪雨は昨年同様、今年も各地で発生しております。土砂による土砂災害や、河川の氾濫。低い土地の浸水には、目を覆うような状況が報道等で報道されております。災害に遭われた地域や方々にはお見舞いを申し上げ、早期に復旧されることを願います。そして今年の5月20日から避難情報等の警戒レベルが引き上げられ、避難勧告を廃止し、避難指示で必ず避難するようになり、実際、大雨発生時には警戒を早めに行い、私たちも、そうなんですけども、地域の方で安全確保を呼びかけたいものです。地震や洪水による災害が発生すると、ライフラインの復旧が急務となり、断水で水を求めて給水車にならぶ報道も目にします。幸い、金山町は災害の少ない町であり、災害が発生しても、私生活にはさほど影響感じられない住みよい場所でもあります。しかしながら、計画断水以外にも、自然災害において断水が発生

する恐れがあります。災害が発生した際の対応能力も万全に構築しておくべきと捉えています。自然災害発生時には、複合的な原因が絡み合うことによって、断水が発生すると言われております。

一つ目は、老朽化で耐水性が低下した、水道管の破傷。

二つ目は、給水施設や浄水場などの破傷。

三つ目は、水害によって浸水被害を受けてしまうこと。

四つ目は、貯水池に土砂が流れ込むこと。

五つ目は、停電に伴う断水が挙げられます。

昨年度の常任委員会の報告でも水道管の耐久性は保たれており、老朽化した水道管の計画は、水道管の更新は計画されていると、報告を受けていますが、町の水道管及び水道施設の耐震化の現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

## 議長

環境整備課長。

## 佐藤英樹環境整備課長

それではただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに当町の水道施設設置状況といたしましては、配水地が9ヶ所、滅菌室が3ヶ所、ポンプ場が5ヶ所、配水区域内の流量測定を実施する計量室が9ヶ所あり、その他の施設として、水源地が3ヶ所ございます。現在、最上広域水道からの受水で町内全域への給水となっておりますので、水源地は予備施設として維持管理のみを行っております。

管路につきましては、総延長が約112.69キロメートルであり、内訳は、導水管が0.56キロ、送水管が5.5キロ、配水管が106.63キロでございます。

ご質問の現状の水道施設の耐震化といたしましては、平成28年度に実施した簡易耐震診断結果で、配水地はすべて建設時の構造計算書と施設の目視点検により、構造物本体の耐震性が高いと判断されておりますが、コンクリートの劣化度等を調査する詳細診断は実施

しておりませんので今後の課題としております。

滅菌室、ポンプ場、計量室につきましては、簡易耐震診断を実施しておりませんので、耐震化構造調査を今後必要ではございますが、昭和 56 年に建築基準法の耐震規定が大きく改正されており、13 の鉄筋コンクリート施設のうち、建築年度による耐震基準を当時満たしている施設が 7 施設で、残り 6 施設は、昭和 56 年以前に建築された施設のため、今後耐震性の把握が必要と考えております。管路は導水管のすべてが、非耐震管であり、送水管の耐震化率が 68.2%、送信管の耐震化率が 3.2%でございます。また、令和 2 年度末現在で、法定耐用年数の 40 年を経過した管路が総延長 112.69 キロのうち、約 1.7%の 1.97 キロでございます。管理につきましては、厚生労働省で水道事業者向けに策定した資産管理に関する手引きの中で、法定耐用年数の約 1.5 倍程度を更新基準とするなど、長期的視点から見た設備投資と経営の考えが示されており、当町でもその方針に従って法定耐用年数を経過した老朽化管路をすぐに更新する計画は今のところございません。

これまで、平成 2 年度から平成 11 年度までの十年間で、町全体管理の約 79%の管路更新を行っており、先ほど述べました法定耐用年数を経過した管路を含む今後の老朽管更新時には、耐震化での整備のほか、給水人口や給水量を考慮した管路口径の見直しも検討する必要がございます。水道事業計画における耐震化の位置づけ上、管路を含む水道施設全体を耐震化することが理想ではありますが、既存管路の大部分はまだ法定耐用年数に満たないために、今後もし使用可能であることや、管路や施設の耐震化には莫大な整備費用が必要となるために、重要度や老朽化状況を考慮しながら、優先順位を設けて、計画的に整備を進める必要がございます。当町では、昭和 47 年の給水開始当時から、それ以前より使用しておりました簡易水道施設も上水道施設として継続使用しているために、維持管理施設が多いことが課題となっております。

維持管理施設を減らすための対策といたしまして、自然流下方式で給水可能な区域にあるポンプ場や、調整池の統廃合を進め、その上で今後も給水継続が必要な施設や管路更新

及び耐震化に優先順位を設け、整備していくことが重要と考えております。

あわせて水道施設が受け持つ給水人口も考慮しながら、施設の規模縮小や管路口径の見直しを検討し、平成 29 年度に策定いたしました新水道ビジョンの目標である先ほど述べましたけれども施設の統廃合や更新の際に合わせて、耐震化につきましても、順次進めて参りたいと考えております。

**議長**

大場議員。

**大場洋介議員**

説明ありがとうございます。

ただいま説明あったように維持管理の点に関しましても、やっぱり費用がかかりますし、また、耐用年数的なものも、更新されていることも報告されていることで存じております。

しかしながら、耐震管ではないですけども、耐震適合されている水道管などの普及率と  
いうか、設置率等があれば伺いたいと思う。

**議長**

環境整備課長。

**佐藤英樹環境整備課長**

管路の総延長が 112.6 キロと、先ほど申しあげましたけれども、それと先ほど述べました送水管と配水管の耐震部分 7.116 キロメートル以外に、耐震適合管等されている部分は 32.64 キロメートルありまして、全体の 28.9%となっております。以上です。

**議長**

大場議員。

**大場洋介議員**

わかりました。

水道管率の方を含めましても 28.6%、3 割ぐらいの水道管の方の耐震が適応されている

耐震管ということがわかりました。また耐震管整備の直近3年間の実績と水道事業計画における耐震化の位置付けについて伺いたいと思います。

**議長**

環境整備課長。

**佐藤英樹環境整備課長**

3年間ということですので平成30年度から、令和2年度までの実績といたしましては、水道管移設工事や漏水の際の布設替などでの100メートルでございます。

耐震化の位置付けにつきましては、先ほども述べましたけれども改めて申し上げますと、水道事業計画上、管路含む水道施設全体を耐震化することが理想ではありますが、既存管路の大部分が法定耐用年数未満でありますので、当面は現状維持していくことといたしまして、今後管路や施設の耐震化整備費用、重要度や老朽化状況を考慮しながら、施設の統廃合や更新の際に、あわせて耐震化につきまして整備を進めて参りたいと考えております。以上です。

**議長**

大場議員。

**大場洋介議員**

直近におけます、直近の3年間におかれましても、整備が適切におこなわれているかと思われま。けども、やはり災害の有無にかかわらず、計画の方を準じて計画されて、更新されることを願います。また災害が発生した際には、自治体の迅速な事務がたくさんある中で、1自治体に対応できるキャパシティー知識が限られており、大規模な災害を想定し、広域的相互応援体制も重要かと思。今日なんですけども、9月の広報かねやまが渡されました。配布されました。その際にも、先だって8月20日に新庄市と金山町の広域一時避難に関する覚書、また締結した記事を見ました。これはすごい上台地区におかれましても、すごい助かることかなと思っております。その傍らですけども、水道管による、また

広域的相互応援体制の方の実施の方は、どうなってるのか伺いたと思います。

**議長**

環境整備課長。

**佐藤英樹環境整備課長**

ただいまのご質問です。

水道事業における広域的総合応援体制でございますが、日本水道協会山形県支部、災害時相互応援協定に基づきまして行動することになっており、村山、置賜、庄内、最北の4ブロックで構成され、最北ブロックは新庄市を代表とし、東根市、村山市、尾花沢市、大石田町、尾花沢市大石田町、環境衛生事業組合、最上広域水道及び最上8市町村で構成されております。災害時は、ブロック代表都市である新庄市へ被害状況の報告や応援要請を行い、新庄市は、その情報を県支部事務局の山形市上下水道部へ伝達することになっております。

相互応援体制における基準は、震度5弱以上の地震が発生した場合及びその他の災害により甚大な水道の被害が現に発生した場合で、各自治体等がパトロールを実施し、概ね2時間以内に被害状況を報告することにしております。山形県への被害状況報告は、大雨や震度5弱以上の地震があった場合は、各水道事業体がパトロール後に最上保健所へ報告することになっております。最終的に災害の応援体制は、日本水道協会山形県支部で、県内の被害状況把握後に調整されることとなります。最北ブロックのみが被災した場合は応援要請内容に基づき、他のブロックより応援部隊の編成され派遣されますが、県内の広範囲で被災した場合は、東北ブロックや全国からの応援体制が構築されることとなります。

参考までに、東日本大震災の際、当町は震度4を記録いたしました。水道施設に影響はございませんでした。山形県内でも大きな被害は見られませんでした。日本水道協会東北支部からの要請で、県内の複数自治体が日程を定められた上で、宮城県内に応援のため派遣されております。

管内といたしましては、平成 23 年 3 月 20 日から 4 月 7 日まで、新庄市が南三陸町に応援給水活動を行っております。以上でございます。

**議長**

大場議員。

**大場洋介議員**

本当に金山町は災害、震度の方も、他の自治体より発生した際は、震度が低いことも挙げられ、やはり私たちも安堵しております。

やはりその中でも、震度 5 弱を経験した被災地のところでも、やはり水道を待たず、水道に対しましても給水車のである、でないの問題の報道も目にします。

町の給水車もそうなんですけども、避難所に於ける給水車及び水、この飲み水の、確保の状況の計画はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

**議長**

柴田町民税務課長。

**柴田直樹町民税務課長**

避難場におけます給水の計画についてお伝え、回答いたします。

町では飲料水の備蓄も行っているところでございますけれども、飲料水に関する協定というものが締結をさせていただいております。これは昨年の 6 月に、新庄市の小野商会さんと締結をさせていただいたものですが、その中では、災害時におきまして避難所の方にウォーターサーバーですとか、そのボトルというようなことで、そちらを提供いただくというようなことで協定を行っております、そちらを活用いただく予定としてございます。以上でございます。

**議長**

大場議員。

**大場洋介議員**



ありがとうございます。

やはり先ほど説明ありますように、飲料水の協定も結ばれているということで、昨年結ばれていることで、やはり備えに対しまして、また、避難所運営におかれましても、万全の体制がとられているのかなと思って安堵しております。

最近の情報では、ハザードマップの作成エリアを中小河川まで拡大し、浸水被害の危険や町全体で河川の氾濫などに耐え対応できる。

流域治水の取り組みを加速させ、防災、減災対策も重要という記事を目にしております。従来の治水対策を転換して河川の流域全体で水害に対する防災対策ととらえています。水道は、人の活動を支える最も重要なライフラインであり、災害に強い水道の構築に向け、被害を最小限にとどめるための対策などは、今、現状ではどうなってるのか、伺いたいと思います。

## 議長

環境整備課長。

### 佐藤英樹環境整備課長

ただいまの水道施設の被害を最小限にとどめるための、対策といたしましては、現状では、職員による定期的な施設点検の実施で異常箇所 の把握に努めております。

機械や設備につきましては、毎年度、業務委託により保守点検を実施しておりまして、異常箇所は早期修繕を実施し、老朽化設備は点検報告や減価償却による資産管理に基づいて、更新している状況でございます。

特に管路につきましては、夜間流量が多い配水区域での漏水調査と修理を実施している状況でございます。非常時、災害対応訓練といたしまして、町内全域が断水した場合を想定し、山形県企業局の送水管路から蛇口を設置する応急給水訓練を毎年度実施するなど、異動で新しく配属された職員参加いたしまして、災害時の対応力向上に努めております。

また、災害時相互応援協定や広域水道断水対応マニュアルに基づいた情報伝達訓練を毎

年度実施しております。非常時の備蓄資材といたしましては、給水タンクの可搬式が一基、応急給水栓が2基、応急給水袋が200袋、ポリタンク50缶を備蓄しております。

そのほか、漏水修理資材は使用後に補てんするなど、常に緊急時に対応できる体制を整えております。現状は、既設管路が比較的新しいこともあり、耐震管路整備にまでは至っておりませんが、今後も定期的な維持管理の実施、施設状況の確認把握を行いながら水道事業の運営を図って参りますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

## 議長

大場議員

## 大場洋介議員

ありがとうございます。

災害時応援訓練という訓練も、役場の職員の方々がやっているということで、本当に自分もまだ、そんなに大きい大きな災害っていうのは合っていないんですけども、やはり、そういった準備段階におかれましても、様々な対応能力、早さがうかがわれるかと思います。

答弁に対しまして、流域治水はダムや堤防などのハード面を増強していく一方で、避難体制の確保などソフト面の対策を組み合わせ、被害を減らす考えと私はとらえています。

自然災害、断水発生時に、一般家庭の備蓄水の、必要最低限の数量、大体3日分や、これまでの避難所や、ルートを示したハザードマップ等に上書きした形で、水害リスクの周知に活かしていただきたく思います。また昨年来のコロナ禍であり、避難所運営も3密の回避などの対策が求められ、防災に対する行政の取り組みは、今後益々重要視されるかと思います。加えて地域のことを知る、住民も知恵を出し合いながら地域の防災力を高めれば、様々なハードルや様々な避難所運営のトラブル等にも乗り越えられると思いますので、さらに、備えていただければ幸いかと思います。

以上でこの1番に対する質問を終わりたいと思います。

次に2の持続可能な地域交通の課題についてお伺いしたいと思います。

最近では、高齢者による重大な交通事故の発生が多く、高齢者は加害者にも被害者にもなる傾向が強く、社会問題になる現状でもあります。ブレーキとアクセルを踏み間違えての事故が多く、その都度はその都度に、高齢者は運転免許証を返納すべきとの声が上がっておりますが、返納するにも大きなデメリットがあり、苦慮する場合があります。

高齢者が免許を返納することによって、別の交通手段をどう確保するか。また、免許証を持たなく交通の手段に困っている、いわゆる交通難民について、移動交通をどう考えているのか、町の見解とこれからの方向性についてお伺いしたいと思います。

#### **議長**

柴田町民税務課長。

#### **柴田直樹町民税務課長**

大場議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、運転免許の自主返納のお話でしたが、警察でまとめております、運転免許統計によりますと、65歳以上の高齢者で令和2年に全国で約55万件の返納があったということがございます。これは5年前の二倍近い人数となっております。

山形県におきましても、過去5年で2倍といった同様の増加を見せております。

また、当町におきましても、昨年は12件の返納があったというふうにお聞きをしております。この背景につきましては、交通事故全体に占めます高齢運転者の割合が増加する一方、認知機能検査など高齢運転者向けの対策の導入ですとか、全国的に免許返納しやすい環境づくりが進んできている事があるというふうにされております。このように免許の自主返納が進む状況の中、高齢者の移手段についての町の見解はということがございますけれども、知人ですとか周りに運転免許を持つ方がおられる場合は、送り迎えなどはしてもらえるかと思えますけれども、周りにそういった運転免許を持つ方がおられない世帯におきましても、例えば電動のシニアカーなどもございますけれども、やはり公共交通機関

ですとか、民間のタクシーなどを利用せざるをえないものと考えております。

当町には民間のタクシー事業者もございますけれども、公共交通機関としましては、町で路線バスを運行しているほか、新庄市との間の山交バス、それから、真室川町の町営バスと、町内まで運行されております。当町の路線バスの利用状況についてきまして申し上げますと、小中高生を除きまして、令和元年度では、約 5400 人の利用ということで、運行 1 回当たり 0.77 人、令和 2 年度では、コロナの影響もあるかと思いますが約 4500 人の利用で、運行 1 回当たり 0.65 人といった状況でございます、決して利用者が多い状況とは言えないと考えております。路線バスの時刻表の改定を行う際には、利用の少ない部分の縮小などを行いながらも、できるだけ利便性が向上するような見直しを行ってきているところではありますけれども、必要なニーズに十分こたえられているかという点もございまして、一方で免許返納された方につきましても、現在のところはまだご家族ですとか、免許をお持ちの方が身近にいらっしゃるということも考えられまして、バスの利用に影響が出ていないというようなことも考えられます。

いずれにしましても今後も免許返納者の増加が見込まれる中、公共交通機関につきましても、より利用者の状況を考慮しながら維持していくことが必要と考えているところでございます。以上です。

#### **議長**

大場議員。

#### **大場洋介議員**

ありがとうございます。

やはり免許を返納される方町内でも 12 件いらっしゃるということで、やはり高齢者の方々返納される方々なんですけれども、家族の協力なしでは移動ないし買い物などを考えている方が多いことかと思えます。

先だって、ちょっとまた記事を目にしたんですけども、高齢者の移動ニーズに対応する

ための、地域における助け合いの中に公共交通機関では対応できない場合には、移動手段として、自家用有料運送の活用が挙げられるということを目にしました。

これは町が主体となることのような記事でしたけども、このような取り組みに対してどう認識しているのか。また公共交通機関にも該当されない、許可、登録を要しない輸送、互助による輸送はどう認識しているのか、お伺いしたいと思います。

**議長**

町民税務課長。

**柴田直樹町民税務課長**

今、大場議員がおっしゃっていました運送形態でございますけれども、他の市町村ではすでに導入されているというようなところもあるかと思っておりますけれども、当町におきましてはこれまで路線バスの運行の利便性向上ということで、これまでやってきておりまして、なかなかその自家用有料運送のといったところまで、ちょっと検討ができていない状況でございました。ですので、今後、ちょっといろいろな情報集めてですね、そういったところもちょっと確認をして参りたいというふうに考えてございます。

**議長**

大場議員。

**大場洋介議員**

町の特性を生かして今後の移動手段として、他の自治体で実施しているデマンドタクシーや乗り合いバスの導入について、先般の議会全員協議会などの方でもお話が上がってきておりますけども、これに対しましてどのような考えとそれに対する課題が、今のところあれば伺いたいと思います。

**議長**

町民税務課長。

**柴田直樹町民税務課長**

ご質問のデマンドタクシーですとか乗り合いバスなどのデマンド交通につきましてですが、郡内でも当町と大蔵村を除いた町村で導入されている状況でございます。デマンド交通の一般的な内容につきまして申し上げますと、事前に利用者から予約の連絡をいただいた上での運行となりまして、路線バスよりも運賃が若干高く設定されているようでございます。また、ある程度、運行する地域ですとか、時間単位を設定した上で、運航が行われているようでございます。いずれにしましても、現行の路線バスでは利用者がゼロというような運行もありますけれども、デマンド交通ではそのような運行はなくなりますので、当町におきましても、導入が可能か、現在、情報収集や費用対効果の確認を行っているところでございます。なお、課題としましては、まず、町内のタクシー事業者がございすけれども、競合しないようにする必要があります。他の町村では、それぞれの町村内のタクシー事業者に、デマンド交通を委託している例もありまして、当町でもそのような方法も考えられますけれども、もしそれが難しい場合は、その町内のタクシー事業者に競合しないようにする必要がありますかと思われます。また、他の町村では、デマンド交通だけではなく、スクールバスを含めて業者委託をしているというところがほとんどですけれども、当町ではこれまでスクールバス、路線バスともに町直営で運行しておりまして、運転手も町で雇用しておりますので、デマンド交通を導入する場合、委託等を行うべきかといったそういった課題があるというふうに考えてございます。以上です。

**議長**

大場議員。

**大場洋介議員**

現時点でそういったデマンドタクシーや乗り合いの乗り合いバスの導入についても課題が多々挙げられるかと思ひます。やはり現時点で高齢者を対象に交通手段に対するアンケート調査などを実施しているのか、お伺いしたいと思ひます。

**議長**

町民税務課長。

#### 柴田直樹町民税務課長

今のアンケート調査でございますけれども、交通手段に対するアンケートにつきまして、議員のおっしゃいます高齢者を対象にしたものは、今のところ行っていないところでございますけれども、当町におきましては来年度、小学校の統合がございまして、それによりましてバス路線や、時刻表を見直す必要がございます。そのため地域の方々の意見も伺う必要があるということで、4月の区長会議におきまして、区長さん方にアンケートをお願いしまして、時刻表改正についてのご意見を伺ったところです。その際に、デマンド交通につきましても、ご意見をお聞きさせていただいたところですが、その中では、デマンド交通となりますと、事前の予約が必要になりますのでその手間を考えると、現在の路線バスの方が良いというご意見も一部ございましたけれども、デマンド交通を積極的に進めるべき、もしくは、乗客が少ない状況では、デマンド交通の投入もやむを得ないというご意見が多い状況でございました。以上でございます。

#### 議長

大場議員。

#### 大場洋介議員

アンケート調査などは実施されないようですけども、やはりスクールバスの有効活用を、スクールバスであれば、朝、あと、帰りのスクールバスの人員はいるかと思っておりますけども、やはり、日中のスクールバスやそういった町バスの運行や乗車率の方がやはり、低いのでこういったデマンドタクシー、デマンドバスや病院や買い物の施設への乗り入れ場所にも適用された待合、乗り合い場所の近さや、また待合場所から、自宅までへの近さなどを要求する方も、今後出てくるかと思っております。今の現状であれば、バス停まで自宅からバス停まで歩いて行って、時間単位になったら、乗ってくるような形かと思っております。買い物された高齢者にはやはり荷物があつたり、自宅までまだ歩いていって形をとる住民の方が

多いかと思えます。町民のニーズ、そういった先ほどありましたバスの路線の時間や時刻表を運行する際なんですけども、町民のニーズに合ったデマンド方式の試験的に期間を区切って運用することは可能なのか再度お聞きしたいと思います。

**議長**

町民税務課長

**柴田直樹町民税務課長**

今、大場議員の方から、このお話にもありましたように、他町村におきましては、デマンド交通としまして、自宅前までというようなところも、あるというような状況になっております。当町では今スクールバスがございますけども、どうしても大きいバスですと、そういった自宅前までというのは難しいと思えますので、何らかの別の車両ということが必要になってくるかと思えます。そういったところも含めまして、また先ほどの区長さん方のご意見、デマンドバスを進めたほうがいいというような意見が多いというようなこともございまして、そういったご意見も踏まえながら、学校統合による時刻表改正、来年4月に合わせて、このデマンド交通が可能なかどうかというのところも含めて、今検討を行っている状況でございます。以上です。

**議長**

大場議員。

**大場洋介議員**

ありがとうございます。

他の自治体でもデマンドバスがあつていいのか悪いのかつていうようなこういう話も聞こえてきます。やはり実際多分デマンドタクシーを利用する方にとっては、重要であつて、金山町の路線バスの普及率ってのは1日0.何人ということをお聞きしますと、やはり、買い物をする上では、必ず1人、2人ないし1日で、買い物に自分で買い物に行かれない高齢者にとっては、そういったバスやタクシーのほうが乗りやすいのかなと思つて今回、ちょ



つと質問させていただきました。スクールバスの運用と同様、そういった路線バスの時刻や、その乗る場所の設定の方も、今後検討されるということで動いているようなので、またその地域における金山町内全域における、そういったニーズ調査などもできれば、高齢者の方々も、自分の移動範囲が広がるのかなと思ってます。

今このコロナの状況で、あまり外出を控えている高齢者もいるかと思います。

また町内には行きたいけれども町外には、今行きたくないという高齢者の話も聞こえます。やはり町内における安全性や利便性を考えた上で、今後検討される材料かなと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

令和2年11月地域公共交通活性化再生法が施行されました。

広範囲にわたる法改正であり構造的課題である、人口減少、少子高齢化があります。

それによって、地域公共交通は利用の減少、担い手の減少、交通難民の増加などにも直面しております。更にはコロナ禍による生活様式の変容も加わり公共交通は減少する中で、これまで以上にサービス水準の向上が求められる厳しい状況になろうとしております。

そこで持続可能な地域交通に関する独自の取り組みの一つに高齢者や交通難民や、また障害者の移動特性を見て、移動目的と交通手段は何なのかと考えます。

現在、障害福祉で実施しております福祉タクシー事業は身体障害者1級から4級の方で、療育手帳または精神障害者、福祉手帳を保持している方が対象となり、基本料金として福祉タクシー券を年間24枚助成しておられるおられます。この事業におかれましても、すごく利便性があって助かっている方が多いと聞きます。そこで直近、実際、3年間のタクシー券発行対象者と枚数及び利用率を伺いたいと思います。

**議長**

丹健康福祉課長。

**丹敏雅健康福祉課長**

ただいまのご質問は、金山町福祉タクシー事業の直近3ヵ年の利用実績と制度の拡充について、町の考えを、伺うというような趣旨と受け取ったところでございますが、先ほど議員からも触れていただいた通り、金山町福祉タクシー事業というのは身体障害者、知的障害者及び精神障害者の社会参加と生活圏の拡大に資することを目的とした事業でありまして、具体的には、身体障害者手帳所持者のうち一級から四級までの方、療育手帳の所持者、精神障害者保健福祉手帳の所持者で、金山町に住所を有し、かつ、現に居住している市町村民税非課税の方が対象者となっております。なお、精神障害者保健福祉手帳所持者への対象拡大を今年度から実施させていただいています。さて、本事業や登録を行っていただいた方についてですけれども、これは先ほど議員からもご指摘、触れていただいた通り1ヶ月あたり2枚の計算がありまして、年間最大24枚円、金山町福祉タクシー利用券が交付されます。福祉タクシーを利用した場合に、その都度、片道1回につき1枚、利用券を使用できる仕組みとなっております。利用者は初乗り運賃送金の基本料金700円を差し引いた額を指定業者に支払うことで補助されることになります。

そういった仕組みであります。さて直近3ヵ年の登録者数と利用実績につきましては、平成30年度の登録者数が28人利用件数が284件。利用率は45.1%であります。

同様に、令和元年度が32人、271件、38.3%、令和2年度が26人、288件、49.3%となっております。多くは自宅から町立診療所への移動に利用されているという状況と認識をしております。まずは、状況は以上でございます。

## 議長

大場議員。

## 大場洋介議員

直近3年間の利用率を見ますと、半分ないし半分以下の方が対象であっても、利用されないというこの現状の上で何かこう課題とか利用しないこう訳を役場とか行政の方ではどう解釈しているのか、お伺いしたいと思います。

## 議長

健康福祉課長

## 丹敏雅健康福祉課長

もう少し具体的な数字についても今のご質問があったので触れたいと思いますけれども金山町の場合、この福祉タクシー券の対象となってる方は、身障手帳一級から四級、先ほど申しあげました。そして、療育手帳の所持者、精神障害者保健福祉手帳の所持者ということであります。もろもろの手帳の所持者の、総数は今年の8月末の現在で申しあげますと293名です。293名のうち、例えば、平成30年度は28人、平成元年度が32人、令和2年度の場合は、失礼しました令和元年度のですね、令和元年度32人、令和2年度の場合で26人それぞれ多少の変動はありますけれども、手帳の所持者としては大体290人から300人中でのそれぞれの人数の方が、申請をされているという状況にあります。で、そういった方々は先ほど申しあげましたが、自宅から金山の診療所にタクシー利用されるという方が、大体7割ぐらい。ご自身が公共交通機関、例えば山交のバスなどを使って新庄まで移動されて、その後に、次の新庄市内にある病院なり移動するときに新庄市の中で営業してるそのタクシーの会社、指定業者ってことになりますけれども、タクシー会社を利用してる方というのは1割ぐらい。あとは、その他もろもろで残りの1割から2割というような状況になっております。ですから、手帳の所持者があっても、必ずしもタクシーの利用がどうしても必要だという方だけではないというふうにとらえています。ざっくりした話としてはそういうことでございます。以上です。

## 議長

大場議員。

## 大場洋介議員

ありがとうございます。

障害者の移動手段に目を向けていますけど、軽度の障害者は公共交通機関を利用できる

可能性がありますけども、ハンディキャップを持つがゆえに、移動そのものも制約されるかと思います。症状の悪化により、移動が困難であったり、軽度の方も通常の通院ができないことも考えられます。また、通院を行う際は福祉タクシー券助成がないために、障害者区分であります対象者以外の方は、タクシー券がないために、自己負担であると伺っております。他の自治体を実施している福祉タクシー券のように、高齢者該当分や、障害者該当分として、車を持たない高齢者または運転免許証を所持していても、通院などが困難な場合に、生じた方への助成のような考えはどう、町では考えているのか、お伺いしたいと思います。

#### 議長

健康福祉課長。

#### 丹敏雅健康福祉課長

ただいまのご質問につきましては今後の拡充の余地というような意味合いにも受け取りましたし、実際に管内の他の状況がどうなのかということもちょっと含めてお話をさせていただきたいと思いますが、これまで金山町の福祉タクシーの利用券の申請される方、或いは、申請されてないけれどもその制度を説明した方からですね、こういったふうにもっと拡充してもらいたいという類い話は、これまで、例えば枚数をもっと多くして欲しいといった形でのですね、話としてはいただいてません。そういうふうには承知をしておりませんでした。ただいま議員からご指摘になったような、何がしかの要望をさらに拡充をというような声があれば、これにまず耳を傾けて、充実策について検討していきたいというそういうことを検討すること自体はやぶさかではないというふうに、まず考えてます。念のための触れておきたいのが、金山町の福祉タクシーの制度というのは、繰り返しになりますが身障手帳四級まで該当してます。これは他の管内でいうと、金山ともう一つの町だけなんです。他のところは、1級2級、或いは3級の一部、もっと制限されてるという状況があります。金山町は、その対象者がむしろ他の自治体よりも拡充されている

というふうに認識をしておるところでもございます。いずれにしても、その所持される皆さんが、より社会的な参加に資するような活用のために、もっと拡充をというようなお声があればですね、そのお声を聞きながら、拡充に向けて検討していくことは、今後とも行って参りたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

#### **議長**

大場議員。

#### **大場洋介議員**

ありがとうございます。

最後にありますけども、やはりそういった障害者の方が、こうして欲しいという声を直接、行政の方に届けられれば一番いいんですけども、こうあって欲しいという声は何件か届いて、耳にすることもあります。また、山崎地区なんですけども、ホームックニコットで買い物をして、重い荷物をバス停まで運んで、自分の家まで運び入れるだろう高齢者も見かけます。全国的にも高齢化率の上昇とともに、高齢化世帯はますます増加傾向であります。将来の高齢者の交通する手段については深刻であり、今後の対策を早期考える考え実用していけばいいなという現状が目に見えます。公共交通機関との関わりや地域交通のあり方一つで高齢者の移動手段の選択肢を広げ、サービスの提供の拡大をすることや、今後の地域づくりにおいても持続可能な交通体系の構築が重要されるかと思えます。デマンドタクシー等の導入により、広い観点から取り組みを進展されることを期待いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

#### **議長**

健康推進主幹。

#### **三浦慶美健康推進主幹**

今大場議員の方から、高齢者の方とか、あと障害の重い方の交通ということでありまして、今現在、要介護度のついてる人とか、要支援の人って利用できるのが福祉移送運送っ

という制度があります。一応その方にはこういう状況で使いたいということで、福祉係の方に申請していただきまして、主に生協さんの方の協力によりますが、その登録してた人たちが、ガソリン代とか、一部の自己負担持って、そして移送サービスしていただけるサービスがあります。また介護度とか、あと身体の障害の程度にもよりますが、介護タクシーもありまして、それも身体障害者1、2級であったり、あとは介護度3、寝たきりランクっていうふうにBランク以上の人が対象になりますが、そういうものもあります。

また、高齢者の主に一人暮らしとか、2人暮らしの人を対象にして、金山町ではハチマキクラブというボランティアさんがいまして、自宅から何か買い物をしたいという場合に、ガソリン代はもらわないんですけども、チケット、1回300円またはちょっとガソリン代分をちょっと付加しておりますが、そういうふうなサービスもしております。また公共として、全体をカバーするっていうところにはいってないんですけども、そういうふうなサービスが今使われている状況にあります。以上です。

#### **大場洋介議員**

ありがとうございます。

#### **議長**

それでは一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

12時04分 休憩

---

13時00分 再開

## 議長

休憩を打ち切り再開します。

それでは、寒河江宏一議員の質問を許します。

寒河江議員。

## 寒河江宏一議員

7番寒河江でございます。

私からはですね、金山町の介護行政について伺いたいと思います。

私から言うまでもなくですね、介護保健制度は、介護を必要とする人が少ない負担で介護サービスを受けられるというように、社会全体で支えることを目的につくられた制度です。この制度は、言うまでもなく、平成12年から始まりまして、介護保険制度は3年おきに、見直しを図りながら今日まで来ております。

今回の改正は、3年度から3年間で、8期の計画期間として今年3月8日の議会全員協議会の中で、9期金山町高齢者福祉計画、そして8期の介護保険事業計画について説明がありました。金山町の第1号被保険者であります、65歳以上の介護保険料が今年の4月から月7900円となり、年間で9万4800円となりました。昨年度までの3年間は、月6600円で年間で7万9200円でしたので、19.7%増加したわけでありまして、

これは県内で、最大の増加率なりまして、県内では一番介護保険料の高い町となりました。町民の方々も、また驚いているところであり、低所得者、高齢者の皆様にとりましても、大変大きな金額となっております。介護保険制度は、予防と安心で暮らしを支える制度で、高齢者の暮らしを社会みんなで支える仕組みです。このサービスの利用は、利用料は使用する本人が1割から3割の負担となっており、残りの費用については、介護保険制度の介護保険料で補っております。その内訳を言いますと、大まかに言えば、介護保険料の25%が国、そして各都道府県が12.5%、各市町村が12.5%の税金が充てられております。

残りの50%ですね。第2号被保険者と言われております40歳から65歳未満の方々から、

介護保険料として、全体の27%をいただいております。残りの23%が第1号被保険者と言われております65歳以上の方々が、年金から引かれており、それで運営されているところです。町でも、町広報で6月、7月、8月の広報で、町民の方々に質問しておりますが、町として、この現状をどのようにとらえているのかということは何っていききたいと思います。

最初に、現在の金山町の介護の状況についてお聞きしますが、直近の数字でお願いしたいのですが、できれば2年度の数字でもできなければ、昨年度の数字でもよろしいです。

金山町の高齢者数、介護認定者数、認定率、認定別の人数、受給実数、受給率、要介護度の施設、利用者数、介護を必要となった主な、主の原因は何なのかということで、この5点についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### **議長**

健康福祉課長。

#### **丹敏雅健康福祉課長**

ただいま、一つ目としていただいたご質問、現在の金山町の介護の状況について様々な数値を、ご質問いただきましたので、町から県に毎月報告している月報の直近時、7月末現在のデータをもとに、回答させていただきたいと思います。高齢者数、これは第1号被保険者数ということになるわけですが、1964人、要介護、要支援を合わせた介護認定者数は348人、認定率は17.7%であります。認定別人数は要支援1が25人、要支援2が22人、要介護1が68人、要介護2が62人、要介護3が59人、要介護4が59人、要介護5が53人となっております。これは合計で先ほど申し上げた認定者数348人ということになります。受給利用の実人数でありますけれども、これは331人、受給率は95.1%、要介護度別の施設在宅利用者数は、居宅サービスが208人で、その内訳は要支援1が17人、要支援2が19人、要介護1が56人、要介護2が52人、要介護3が33人、要介護4が18人、要介護5が13人となっております。また、地域密着型サービスは19人で、その内訳は、要介護1が3人、要介護2が5人、要介護3が6人、要介護4が4人、要介護5が1人と



いうことになっております。そして、施設サービスになりますけれども、これは125人となっておりまして、うち介護老人福祉施設が94人で、その内訳は要介護1が2人、要介護2が2人、要介護3が16人、要介護4が35人、要介護5が39人、介護老人保健施設は31人で、その内訳は要介護1が6人、要介護2が5人、要介護3が9人、要介護4が7人、要介護が4人となっております。まずは、数字としては以上でございます。

あと、後段あれですね介護が必要になった主な原因というものもございました。

それについては今年度の4月から7月の初めての介護認定で要介護3から5の重度認定となったケースをひもといてみますと、考えられる要因のまずは本人に起因するものといましては、転倒等による骨折や歩行機能の低下、高血圧等の持病の悪化、脳血管疾患やがんなどの疾病、認知症の進行などが挙げられるほか、環境に起因するものといましては、介護者が就労のため日中不在となることや、介護者自身も高齢であったり、障害や持病があることなどが、挙げられるというふうに考えております。まず、以上です。

#### **議長**

寒河江議員。

#### **寒河江宏一議員**

今、担当課長から、丹課長から説明いただきましたけども、これを見ますとですね、本当に介護認定者っていうのは348人いるということでございました。もう、この介護に関してですね、やっぱりアンケート、主な原因はどうかということ、やっぱり健康上が結構多いなと思いつつながら、そして、介護する側もやっぱり、なかなか家でできないという状況もあるということでございました。それではですね、次のですね、要介護の割合が増加し、サービスに要する経費が伸びる見通しであると考えておりますが、対策はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

#### **議長**

健康福祉課長。

## 丹敏雅健康福祉課長

今、二つ目としていただいたのが、要介護者の割合が増しサービスに要する経費が伸びる見通しにあると考えると、その対策はというご質問でありました。

初めに、介護給付費増加の主な要因について触れさせていただきたいと思います。

一つは、施設サービス給付費の増が挙げられます。先ほど、老福祉施設に 94 人、老健施設に 31 人の入所があるとお答えいたしましたが、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯の利用状というものが見込まれまして、今後しばらくこうした状況が続くものと認識をしております。次に、初回認定者の重度認定率の増というものが挙げられます。

当町における初めての介護認定で、要介護 3 から 5 の重度認定となった方の割合はおよそ 40%で推移しておりますが、これは新庄最上管内の平均およそ 30%を大きく上回るものだというふうに考えております。そして、町立金山診療所無床化に伴う介護サービス利用の増であります。これまでは、例えば県立新城病院や徳洲会病院で、急性期治療でありますとか、リハビリ治療というものを終えた後に、町立診療所への入院という選択肢があったわけですが、診療所無床化に伴いまして、現在は自宅から施設で介護を行うという判断をより早い時期に行う必要があるということになったわけでございます。いずれにせよ、介護給付費増加の要因を踏まえた上で、その対策を講じていく必要があるわけですが、端的に申し上げれば、初めての介護認定で、要介護 3 から 5 の重度認定となる方をいかに減らしある程度自分の身の回りのことができる自立した高齢者をいかに増やせるかが大きなポイントになるものと承知をしております。言い換えれば、年齢層の機能低下があっても、総合事業等の活用で、要介護状態の重度化を先送りしていくことが極めて肝要だということがいえると思います。具体的には、保健事業と介護予防の一体的実施事業の活用でありますとか、総合事業と支え合いボランティアの有効の有効活用、或いは介護給付費の適正化の推進ということでありまして、例えばですね、健診結果を受診や健康づくり事業をしっかりとつないでいくことでもありますとか、町が提供する事業をもちろんのこと、

住民主体の活動をさらに拡充していくこと、そして、要介護認定の時期は適切か、実態にみあった介護サービスが提供されているか、本人の回復力でありますとか意欲といったものを尊重されているかといった、制度本来の趣旨を踏まえて臨んでいくことが大事だと考えております。

総じて申し上げれば、町の目指す姿というものは、健康づくり介護予防早期から推進し、健康寿命を延伸するとともに、施設介護から在宅介護への意識変革を促し、元気高齢者とその予備軍が活躍できる仕組みを整えつつ、高齢者の中での支えというものを充実させていくことだと言えらると思ひます。以上でございます。

#### **議長**

寒河江議員。

#### **寒河江宏一議員**

今課長が説明ありましたが、介護度3から5認定が40%だということと、やっぱり広報等には書かれておりましたけども、診療所が、無床化いなくなったことが大きいということとでございますけどもやはり、診療所についてもいろいろ問題があったと思ひますが、やっぱり、診療所に来て、朝昼晩と、やっぱり入院して家族がやっぱりご飯を食べさせないというところもあったと思ひますけども、これからですね、診療所が無償化したわけなんですけど、それをやっぱり、これからですね、今、金山町のいろいろな施策、計画ってうかね。地域福祉計画とか今年から社会福祉協議会が独立したわけです。ちゃんとした形になったということと、やっぱり前からあります、地域包括支援センターがありますので、その辺をやっぱり、この冊子はいろいろ作ってるんですけども、そのままになるような形でね、ぜひ頑張っていきたいということとあります。

それとですね、一番と問題になって、問題といひますか、家の方々に問題なのが、認知症の方々のことなんですけど、認知症の方々が、方が、地域の変化においたのに住み慣れた地域に、顔なじみの人がいれば、またケアの基本と言われていひますが、認知症による徘徊

行方不明の事例も多く出ております。この金山町で、認知症の問題を、深刻さを増していると思いますが、認知症の現状と、施策の進行状況についてお伺いしたいと思います。

**議長**

健康福祉課長。

**丹敏雅健康福祉課長**

はい。認知症の現状ということでありました。

要介護認定者のうち、誰かの手を借りなければならない認知症高齢者の自立度2以上の方というのは、7割といった現状でございます。そういった現状を踏まえまして、町といたしましても、認知症サポーター養成講座を開催し、地区団体でありますとか小学生に認知症の正しい知識、或いは高齢者への接し方などについて学んでいただくとともに、高齢者あんしん応援隊として、見守り支援もお願いしてきたところであります。

また、認知症カフェや家族の介護開催を行いながら、認知症予防及び在宅での家族支援の充実を図るとともに、認知症サポート医、保健師、介護支援専門員の専門職がチームとなりまして、認知症初期段階や暴言とか徘徊とか、不潔行為といった急性増悪によって支援が必要な方とその家族の中に入って、善後策を相談していきたいということもございました。こういったことのほかですね、特に徘徊の恐れのある高齢者につきましては、事前に情報登録しいたしまして、行方不明時に速やかに対応できるようにして参りました。

また、地域における住民同士の温かい人間関係を助ける地域性というものを活かしまして、認知症の早期発見や早期対応につなげていくために、県が推進するチームオレンジの立ち上げでありますとか、サポーターの組織化についても現在検討しております。以上です。

**議長**

寒河江議員。

**寒河江宏一議員**

今課長から介護者の中で認定を受けてる中で、7割が認知症ということですので、やはりそうしますとよく言われているのが、70、65歳以上の認知症の、認知症の数は約、600万人って全国で言われておりますが、それが、2025年には700万なる。ということで、高齢者5人に1人が認知症になると予測されておりますけれども、今後金山町でもやはり、大きな問題になっていくと思いますので、それに関しても、診療所が無床化なって、看護師さんも包括の方に来ておりますので、それをもっと活用しながらですね、ケアできれば、対応できればと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

続きまして、軽度者への訪問通所介護サービスは、介護保険給付費から介護保険予防日常生活支援総合事業への移行の状況についてということは、簡単に言いますと、要介護から要支援に改善された方々がいるのかということについてお聞きしたいと思います。

#### **議長**

健康福祉課長。

#### **丹敏雅健康福祉課長**

ただいまの質問の後段に要介護からの移行要支援、或いは要支援、または介護予防日常生活支援総合事業への移行というふうにとらえましてお答えをしたいと思います。介護給付から総合事業への移行、つまり、これは状態の改善がなされたケースということになります。こうした状況につきましては、平成29年4月から介護予防日常生活支援総合事業が開始された成果として、令和元年度から現在まで、要介護4、或いは3の方を含む8の方が、総合事業や一般介護予防事業へ移行した実績がございます。

また今年度におきましては、施設入所から在宅への移行というものも実現できたという事例もございます。なお、現在はですね、要介護認定の相談を受けた際に、家族から状況を伺う、本人の状態を確認に実際訪れる仮に入院中だとすれば在宅医療介護連携の担当者としっかりと連携をして実態把握を十分に行う、こういったことを踏まえまして、要介護認定申請と総合事業のすみ分けというものをやっているところでもあります。以上です。

## 議長

寒河江議員。

## 寒河江宏一議員

今実績として、令和元年度で、8名の方々が改善したということです。

やっぱり改善することによって自宅で自分でも、できればですね、やっぱり介護保険料ってというのは、上がらないわけですので、是非ですね、これは金山町でも、高齢者の一人暮らしとかをして、高齢者2人暮らしとか、多くなってきていると思うんですよ。

それに関してはやっぱり、なかなか改善することは難しいんですけども、やっぱりこの先ほど言いました様々な施策をしてるわけですので、それをフルに活用して、伸びるような形でないと、まずいと、介護保険料が県内で一番高いわけですよ。でないとやっぱり金山町に住みたくても住めないという、安い方に住んだ方がいいっていうのも出てくると思いますし、ぜひ今後とも是非頑張ってください。改善に向けて頑張ってもらいたいと思います。そこでですね、最近ですね、近年、いつでも起きてもおかしくないというのが災害であります。今年も日本を日本中で多くの災害がありました。災害、弱者である介護、要介護者の災害時の命を守るシステムというのについて、システムとして対応はどのように町として行っているのか、考えているのか、お伺いしたいと思います。

## 議長

健康福祉課長。

## 丹敏雅健康福祉課長

特に要介護者への災害時の命を守るシステムはどうなってるかということでありました。

対応といたしましては、町防災計画による、防災訓練の実施でありますとか、希望者への緊急通報システム、いわゆる安らぎ電話ですけれども、こちらの整備でありますとか、災害時要援護者リストの共有による担当地域の民生委員児童委員の方でありますとか警察消防等との連携、また、住宅改修及び住宅リフォーム補助金といったものを活用した、住

宅のバリアフリーとか耐久度のアップ、そして、福祉避難所の確保といったことが挙げられると思います。万が一の折に、そうは言いながらもまず頼りとなるのは、やっぱり地域内での助け合いだというふうに承知をしております。その意味におきましても、地域包括ケアシステムの推進を通して、生活基盤である住まいを中心に、身近な地域住民の助け合いなど、生活支援体制の整備を重点的に行うことで、災害時の命を守るシステムの構築というものを図っていくと、これが大事になる、そういうふうに考えております。

更に、町内各地で組織化されております自主防災組織などにおいても、このことについて存在がありますとか状況でありますとかそういったものを把握していただくことで、いざという際に円滑な避難が可能となるように、情報提供を含めてどういった姿があるべきなのか、あるべき姿はどうなんだというものをですね、そういったものを地域の方々とともに描いておくことも必要なことだというふうに考えているところでございます。以上です。

#### **議長**

寒河江議員。

#### **寒河江議員**

今課長の方からですね、地域の助け合い、災害時の弱者である、要支援、要介護者に関しては、確か私の記憶ですけども、一人一人、やっぱり計画を立てなければならない。と思ってるところがあるんですよ。やはり地域に任せるのではなくて、この日はこの人、この人はこの人をお願いしてするんだという、災害時の想定した計画っていうものは、町として立てられないのか、立てなければならないと私は思ってるんですけども、その点について伺いたいと思います。

#### **議長**

健康福祉課長。

#### **丹敏雅健康福祉課長**

災害時用援護者については、少し補足しますと積み上げ方式なものですから、実際に必要とされる方全員がまず構成されているかという必ずしもそうじゃない。それがまず一つ。

その個別の避難計画、災害の時の要援護者の避難計画っていうのは、その地域の中で或いは親戚の方で、これこれの方が支援者となるというようなことは、記載はもちろんされておりますが、実際のその有事の際に災害の際に、必ずその方がそばにいるとは限らないという、状況になるわけですから、そういった計画に基づいて日頃から、特に援護者である人がその意識を強める、何かあったときには、すぐ駆けつけるという意識はもちろん大事なわけですが、それとともに、その方が住む地域での、日頃からの声がけとか見守りとか、そういった関係性も大事だというふうに考えていると、そういうことでございます。

#### 議長

寒河江議員。

#### 寒河江宏一議員

大切なのは分かるが、この人が中にいないかもしれないということもあるかもしれない。でも、そのことをそんなこと言ったら何も進まないわけなんで、やはり、基本的なものをやっぱり、策定すべきではないかなと私は思っているところなので、そうすることによって、安心して介護者でも住める町になるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討の方お願いしたいと思います。

次にですね、第1号被保険者であります65歳以上の介護保険料が、先ほど言いましたけれども、月7900円の年間で9万4800円になりました。県内でも一番高いということで、2番目が戸沢村ということでございますが、それでこの介護保険料のですね、郡、新庄最上地域の介護保険の状況ということで、どうなっているのか、私たちはお聞きしましたけれども、改めてこの場でお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

#### 議長



健康福祉課長。

#### 丹敏雅健康福祉課長

管内の保険料の状況ということですので、金額を申し上げたいと思います。

新庄市が 6330 円、金山町が先ほど来ご指摘の通り 7900 円、最上町が 6200 円、舟形町が 6000 円、真室川町が 6200 円、大蔵村が 5800 円、先ほど鮭川村が 6500 円、戸沢村が 7000 円という状況であります。これは前回、7 期の計画時の保険料からすると、三つの市町村で増額。二つの町村で据え置き。三つの町村が減額という状況でありました。以上です。

#### 議長

寒河江議員。

#### 寒河江宏一議員

ありがとうございます。

それについては、私の方からも報告していただきましたので、いいと思いますけども、次の質問の方なんですけども、第 8 期介護保険事業計画の令和 3 年度から 5 年度の策定にあたって、高齢者の実態調査を行ったのか、ということですね、8 番目にあります、第 7 期介護保険事業計画を踏まえて、第 8 期介護保険計画を策定するにあたって、見えてきたもの、何かということで、お伺いしたいと、この 2 点についてお伺いしたいと思います。

#### 議長

健康福祉課長。

#### 丹敏雅健康福祉課長

前段のご質問が高齢者実態調査を行ったのかというご質問でしたので、まずそちらの方からお答えをしたいと思います。第 8 期の介護保険料事業計画の基礎資料として、また、介護保険制度で取り組まれてる介護予防事業の推進と、その科学的根拠を得るために、厚生労働省から示された、介護予防日常生活圏域ニーズ調査というものを実施してございます。この調査対象というのは、金山町在住の 65 歳以上の一般高齢者 1629 人、これは、要

介護認定者除く第1号被保険者ということであります、その皆さんを対象として、調査期間を令和2年の1月31日から2月10日までの間に、対象者あてに調査票を返信用の封筒とともに、送付をして、その回答を返送いただいたくという形で実施をさせていただいております。有効回答者数は1336人、回答率は82.01%という状況でございました。

後段のご質問が、第7期介護保険事業計画を踏まえて、第8期介護保険事業計画策定にあたって見えてきたものは何だというご質問でございます。これは先ほどお答えした内容と重複する部分もあろうかと思いますが、介護給付費増加の要因というものを踏まえると、この計画期間の3年間で初めての介護認定で、要介護3から5の重度認定となる方をいかに減らし、ある程度自分の身の回りのことができる自立した高齢者の皆さんをいかにふやせるかが最大のポイントになるというふうに考えております。

要介護状態の重度化の先送りというものが極めて肝要だということでもあります。

第8期介護保険事業計画策定で見えてきた町の目指す姿というものが、健康づくり介護予防早期から推進し、健康寿命を延伸するとともに、施設介護から在宅介護への意識変革を促しながら、元気高齢者とその予備軍が活躍できる仕組みを整えつつ、高齢者の中での支え合いを充実させていくこと、これに尽きる、そういうふうに承知をしております。以上です。

## 議長

寒河江議員。

## 寒河江宏一議員

説明いただきまして、65歳の以上の方々からアンケート取ったということで、1336人の方々からお答えいただいたということでございます。とにかく、高齢者の実態調査をやったんだということでもわかりました。この第7期と第8期の策定については、先ほどとだいたい同じだと思うんです。でもですね、この中で、ちょっともう一つお聞きしたいのがですね、この第8期介護保険計画の目標といいますか、5期にもありました6期にもあ

りました、7期に目標がありました。例えば7期だとすると健康寿命88運動の推進、高齢者の生きがいと自立の支援、地域連携感と地域包括ケアシステム、利用者から信頼される介護サービスの確立というような目標を掲げておりますけれども、この今回の8期の介護保険事業計画の目標というものを、どのように立てられているのか、お聞きたいと思います。

#### **議長**

健康福祉課長。

#### **丹敏雅健康福祉課長**

ただいま、寒河江議員からも触れていただきましたが、第7期からの基本理念というのをまずは引き継いでおります。優しさ溢れる健康と福祉の町笑顔で迎える健康長寿、これを実現するためにですね、四つの基本目標というものを設定させていただきました。

その一つ目は、健康長寿88運動の推進であります、二つ目が、地域支援事業の充実として、高齢者の生きがいと自立支援を目指すというものであります。三つ目としては地域連携感のある地域包括ケアシステム、こういったものを構築し、積極的に取り組んでいくということであります。そして、四つ目として利用者から信頼される介護サービスの確立として、皆さんが高齢者の方が住み慣れた地域で穏やかな日常生活を送るために、様々なサービスの連携であつたりも含めながらですね構築をし、整備を進めていくというようなことです。以上です。

#### **議長**

寒河江議員。

#### **寒河江宏一議員**

先ほど私が言ったような言葉なんですけども、それはですね、5期も6期も、7期も同じなわけですが、ぜひ、もう一步先に進んでいただきたいと、そうすることによって介護保険料も下がるような気がしますし、健康寿命もやっぱり100歳というのを目標してると思

うので、是非それに向かって、これに関しては言いませんけども、是非、頑張っていたきたいと思うところです。そこでですねその時、この介護保険料というのはですね、3年間同じなわけです。7900円同じなわけですけども、この3年間の中でですね、1年2年3年ありますけども、介護保険料上げるわけにはいきません。そこで、このこれを決算書なんか見ますと、上がってきてるわけです。これを、その場合に、どこからお金を流用してるのか、いうことをちょっと、お聞きしたいと思ひまして、先ほど言いました何%何%と言ひましたけども、その辺で、ちょっとその辺を説明していただきたいというますか、介護保険料を設定して、赤字になった、足りなくなった場合に、足りなくなった場合に、どこから金が、国から来るのか、県から来るのかちょっとわかりませんが、その辺はどういうような運営方法でやっているのか、伺ひたいと思ひます。

#### **議長**

健康福祉課長。

#### **丹敏雅健康福祉課長**

ただいまのご質問の、ちょっと前段でお話をさせていただきたいと思うんですけども、そもそも必要な介護サービスに金を必要な介護サービスの、総費用というものをまず見込んで、それを、例えば65歳以上の方、なら65歳以上の方の負担分に、先ほど寒河江議員からも23%指摘いただきました。それを金山町に住む65歳以上の1号被保険者の人数で割った数字、それが大本になる基準額ということになります。もともと、この向こう3年間で必要となる額を、かなりシビアなところで算出をして、それらのデータを基に額をはじいているというのがまずあります。ですから、今後3年間で、今年来年、再来年の3年間で足りなくならないように、そういった前提ではじいてるわけですけども、仮に想定を超えるような変化があつて、不足ということになった場合には、一つは、介護保険の給付基金、金山でも基金を積んでるわけですけども、その基金を取り崩して、充てるということが一つあります。また、そうしたことで、もし不足するんだということになっ

た時には、財政安定化基金という、これは借り入れになるわけですが、その介護保険のために使えるお金を借りるという仕組みを得て、財源に準備するということも考えられます。しかし、繰り返しになりますけれども、そもそも不足しないように数値をはじいている、例えば、要因、もし保険料がですね不足するような事態になるとしたら、その要因として考えられるのは、計画の見込みをはるかに超えるサービスの利用の増加でありますとか、1人当たりの介護給付費の増加、例えば施設サービスといったものが、もう極端に増えるとですね、重度認定者についても、想定を超えて増えたとか、そういったものはかなりの幅を超えて増えた時にそういったことが起こりうるかもしれません。

しかし、先ほど申し上げた通り、もともと数値として使っている人口の、例えば推計、推計などよりも、さらにきつめのシビアな数値を使っている、これは過去10年間住基移動データを基にですね、きつめ、きつめの数字を使っているでありますとか、金山町の町民の所得などのこれまでの状況を勘案しながら、高く見積もらない、つまり、実際の状態をより見抜きながら、見据えながらそれよりもさらに少し厳しい状態を基にはじいてきてますので、よっぽどのことはない限り不足するという事態にはならない、そしてそうならないようにしていきたいというふうに思っているところでございますが、話は元に戻ります。

万が一の時は、先ほど申し上げたような基金の取り崩しであるとか、財政安定化基金というような手法で対応していくということになるかと思えます。以上です。

## 議長

寒河江議員。

## 寒河江宏一議員

課長の答えについて、ちょっと私が聞いている部分とちょっと違う部分もあるので、改めてお聞きしますが、介護保険料上げられないわけですが、でも、国からの国庫負担金ということで、介護給付金負担金ということで約25%、そして介護給付金財政調整交付金ということで、5%が7%くるわけですが、県もそうです。そうしますと、第2号被

保険者であります、40歳から65歳未満の方々の支払交付金ということで、国からくるわけですが、その辺が、やっぱり、金山町想定した介護保険給付計画の中で、この金額で3年間、国からもおんなじ金額で来るのか。例えば、先ほど言いました。3年度に赤字になってしまったと交付金、例えば、介護保険給付金の基金を使っても、マイナスなってしまったと。足りなくなってしまったという時に、例えば、先ほどらい国、県からの第2被保険者であります、方々からも、それに関しても、おんなじ金額でくるのか。それもやっぱり、利用者が多いのでその部分に関しては、加算して、国からとか、県からくるのかっていうことでちょっと具体的に聞きますけれども、その辺についてどうですか。

**議長**

健康福祉課長。

**丹敏雅健康福祉課長**

先ほどの質問ですいません寒河江議員の意図、私、読み違えて聞き漏らしてすいません。

もともと保険料に不足したらと、私は捉えましたので、その場合には基金の取り崩しであるとか、財政安定化基金からの借り入れという手があります。で、今の追加、補足された寒河江議員の話からすると、サービス需要の増加に伴った時に、実際に入ってくるお金どうなのかということなのではないでしょうか。その部分に応じて、増加した分に応じて、入ってくるという理解でお願いしたい。以上です。

**議長**

寒河江議員。

**寒河江宏一議員**

わかりました。そうしますと、増加したときは、介護保険が増加したときは、65歳以上の方々の保険料はそのままですけども、国、県、第2号被保険者の方々から国からくる部分に関しては、加算になる時もあると、ということで理解してよろしいですか。はい。

そうしますと、介護保険給付金の基金に関してもですね。そうすると、やはり丸々使わ

なくても、残っていく。という部分があると思います、是非ですね運用に関しても、やっぱり会計も特別会計になってますけども、だんだん会計年度会計も変わってきます。

是非ね、町から繰り入はできないわけです。単独の繰り入れはできない。

先ほど言いました、足りない場合は、借り入れをしなければならない。

借り入れをすれば、次の計画の時に、加算なるわけですね、多くなるわけなので、ならないように、逆に今回の計画の中で、据え置きとかマイナスなった部分ところもあるわけですので、是非そうなるようにですね、頑張っていたきたいと思います。

それでは最後になりますけども、介護保険というのは、先ほど言った通りでありますけども、この介護保険の計画で60歳以上の方々は、ずっと支払いしなければなりません。

65歳になっても、今度年金から引かれるわけですので、第1号被保険者になるわけですね。これ見ると、なかなか大変だなという思いと、今後の金山町の人口動態見ますとですね、この間の報道にもありましたけれども、去年の国勢調査ですか、その中で減少率は山形県の中では金山町一番トップでありました。そして、皮肉なもので、2位が戸沢村でありました。介護保険料と同じなんですよね。びっくりしたとこなんですけども、それを踏まえてですね、やはり、これからの町づくりとそれについて、これからの介護行政の見通しと方向性ということで、町長の方からご答弁いただければと思います。

よろしく願いいたします。

**議長**

町長。

**佐藤英司町長**

今、介護行政の見通しと方向性ということで、ご質問ですので、お答えをさせていただきますと思いますが、介護保険事業の真に必要なサービス、これを拡充され、一方で、利用者負担等保険料はできるだけ増えないように抑制できたとすれば、それはそれに越したことはないわけでありますけれども、持続可能な制度として維持していくためには、なか

なか難しい課題であり、今現実のように、介護保険料が県内1位というような状況にもなっているというようなことだと思います。いずれにしましても、今後、金山町におきまして、高齢者に当たる第1号被保険者数割合が増えていくことは、これは間違いないことでありますので、何としましても介護給付費の抑制を目指していく必要があると思います。

具体的に申し上げれば、介護保険を利用しない事業である地区公民館を中心とした、みんなの居場所づくり事業や、やくし苑を現在会場として行っている、小さな拠点づくり事業などで、仲間作りをしながら、介護保険事業への参加を促していくことや、保健事業と介護予防の一体的実施事業では、特に医療必要とする人がきちんと医療に関わり、生活改善や栄養指導を栄養改善を継続できるように、管理栄養士と看護師が、高齢者の健康づくりを応援する、この今、人的な体制が今出来つつありますので、そういったことなど、健康増進と介護予防の関係機関が連携しながら、より強力に推進していくことで、健康長寿の実現並びに自立して生活できる期間をより長くすることにつなげて参りたいと考えております。そして、先ほど質疑の中にもありましたけれども、要介護度が少しでも改善する、或いは要介護の方が要支援方に改善なるとか、そういったことをできるだけふやしていく、行けるように、是非ともそういう、事業を通してそういうことを促していきたいというふうに思っております。私も最近、幾つかの会議の時にご挨拶さしてもらったところでちょっと申し上げておりますが、町の財政の厳しさも申し上げることも多いんですが、それとともに、健康の大切さということを改めて申し上げます。これは先ほどらい話になっております。介護保険料が、県内1高いということが現実的にありますので、それらを踏まえてやはりそこを何とかしなくちゃいけないという思いが強い思いがあります。そんなことで、まずはその先ほどらい質疑でもありましたけれどもその、健康で或いは他のできるだけ1人自立ができる年齢を長く、遅くまで自分でこう自立できるといいますか、そういった方々をどんどん増えよりふやしていくということが必要だというふうに思っております。そしてまた、健康であるということが、すなわちこの本人がまず一番いいことです。



それからあと家族もいいと思います。そしてさらに町もいいというふうになります。

そんなことで、時々、三方よしという言葉の例えは、経済的な或いは商業のところで使われることあるんですが、健康が、本当三方よし、という見方もできるというふうに最近特に思っております。

そんな意味から、健康というものは、至るところに良い方に作用するというのを改めて今、実感しておりますので、そこら辺を、これも会議のご挨拶などでも、ちょっとちょくちょく今お話をしておりますけれども、そんなことを、これからもどんどん啓蒙していくといいですか、そういったふうな形で健康の人を増やす、健康長寿の方々を増やしていくと、そういったことを、これからもう大きな町づくりを施策の柱に据えて、進めていきたいというふうな思いをしております。

#### **議長**

寒河江議員。

#### **寒河江宏一議員**

答弁をいただいて、健康は大切だと、やはり本当にそうだと思うんですが、健康であれば、やはり病院にかからなければ、医療費もそうですし、様々な面で、町としても良いのではないかなと思いますので、その辺もやっぱり力を入れていただきたいと思います。

この介護保険に関しても、今年度の決算、いつもやっぱり9億、10億近いお金がいくわけです。だんだんそれが上がっていくわけです。今後金山町の人口動態見ますと高齢者の率がですね、令和7年には40.1%と、大台突破と言われております。

高齢者の増加に対して、支える側である第2号被保険者の生産人口というのが34.4%であり、これが今の数字は、平成25年の数字ですけども、令和7年には31.9%、下がっていくとで、やはり健康というのは大切だなと私は思います。

この金山町の人口、先ほど言いましたけれども国勢調査5000と74人ですか、なりまして、756人が減少して、13%の減ということで一番高いわけです。今年の7月1日に県で公

表しました人口金山町人口が 4948 人。県の方で公表されております。これを見るとですね、私はですね、これから町の施策でどう変わっていくのか、どう変わっていくのかなという事で期待をしたいと思えますし、この町に住み続けたい、住んでよかった。住みたい町と繋がるように、ぜひ、町長はじめですね、私たち議員もですけども、執行部の皆さんもぜひ知恵を絞りながらですね、町民の立場に立って施策を考えて頑張ってもらいたいと思います。質問を終わります。

#### **議長**

次に、沼澤道也議員の質問を許します。

沼澤議員。

#### **沼澤道也議員**

4 番沼澤です。

昼を食べようとしたら菅総理が総理大臣やめるといふ、ニュースびっくりして昼過ぎしましたが、それほどびっくりする質問じゃないので、気軽にお答え願えればというふうに思います。まず廃校活用の展望というところなんです、この検討委員会の一人になりましたので、どうなってるのかなというのは、大変気になりまして、この前全協の中で、その公共施設の利用の中で一部、ちらと庄司課長が話しておったようですが、ちょっと改めて現在の検討状況、方向性、この場で言えることでよろしいので、どういう方向になってるのか説明をまずお願いします。

#### **議長**

庄司総合政策課長。

#### **庄司紀一総合政策課長**

はい。昨年度に総務文教常任委員会の皆さんから参加いただき、委員長に東北公益文化大学斎藤准教授地をお願いし、公募や地域代表、教育長、町の教学課、町民税務課、総合政策課職員による廃校活用検討委員会を設置しました。コロナ禍の中、延期や書面協議等

の対応もありましたが、各廃校の基本的な方針をまとめたところであります。

3月4日の最終の検討委員会を持ちまして、解散、委員の任務終了としているところであります。今年度になりまして、廃校利活用検討委員会の基本的な方針を踏まえ、町が行う具体的な対応などを決定するため、4月26日の町長指示を受け、課長職を含む庁内職員11名による検討委員会を3回開催いたしました。調査検討委員会としてまとめた内容を、先般8月21日に実施された議会活性化財政健全化特別委員会で、事業見直しや公共施設総合管理計画などと併せて報告を申し上げたところであります。

今後、中央公民館のあり方検討委員会の議論の方向性と整合性を図りながら、最終調整を行うものの、現段階で、そのまとめた概要を繰り返しになりますが再度申し上げますと、各廃校の対応方針については、次の通りです。旧中田小学校につきましては、公売募集を実施しながら防災資機材の保管場所と避難場所として可能な限り活用していくこととしています。有屋小学校につきましては、公売募集を実施しながら、避難所や地域での単発的な利用場所として、可能な限り活用していくこととしています。明安小学校については、避難所機能を備えながら、比較的新しい建物であるため、民間譲渡や有償貸し付けを積極的に行います。併せて、地域で利用できるようにしていきます。なお、先般8月23日に中央公民館第1講義室において、沼澤広報常任委員長含む4名の議員から出席いただき、金山町中央公民館のあり方検討委員会が開催されました。明安小学校への放課後子供教室や学童保育を含む中央公民館機能移転を要望する意見などがありまして、来年3月までに方針をまとめる予定となっております。また、民間譲渡や有償貸し付け時に、相手方との交渉や公売などの対応に、譲渡価額や貸付価格を明示できるように、この度、9月補正において、旧中田小学校、有屋小学校、明安小学校について、不動産鑑定業務委託を実施する予算を一般会計補正予算第6号に計上しているところであります。

今後、補正予算編成後に業務委託をし、算定いただいた具体的な金額をベースに民間譲渡及び有償貸し付けの契約先を見いだすための業務も進めていく考えであります。

以上でございます。

**議長**

沼澤議員。

**沼澤道也議員**

はい。ちょっと具体的なところ、もし、話せることがあれば、つまり公売、これは、前も言いましたけども、去年一昨年東京の要請活動に行った時に、文科省に行ってきました。

文科省もその危機を感じて、専門職、専門セクトを置いていたようで、ちょうどタイミング良くいろんな話を聞いてきました。その時に印象に残った言葉が、これも何回も言ってますが、単なる教育委員会レベルでの、その処理の仕方ではいけないんだという話です。廃校活用というのは、町の活性化とか町の活性化、そういう位置付けで考えないといけない。そういう事例も幾つか教えてもらったりしたんですが、そういう意味からいうと、私は前から外の人っていうのは外の資本で学校活用できないかということ、ずっと考えてきました。考えてるだけなんですけどね。そういう外からの、アクセスみたいなのところがあったら、今まであったら教えていただきたいと思います。

**議長**

総合政策課長。

**庄司紀一総合政策課長**

はい。昨年度検討委員会でもお話している業者になりますけども、3件の問い合わせがございました。ただ、実際していただけるかっていうのは、かなりほど遠いいい要件かと思ったところでございます。以上でございます。

**議長**

沼澤議員。

**沼澤道也議員**

なかなか大変なので3月末まで、答えを出すということなので、頑張ってください

と思います。で、もう一つ私が思うのは、検討委員会の位置付けなんです。

また、神室の検討委員会もできまして、検討委員会尽くしの佐藤町政ようですが、この廃校活用も3回しましたが、集まって全員集まったのは1回だけだったと思います。

あとはほとんどコロナで、建物として残すというふうな形をとりました。

私はこの立場ですからいろんなことを聞きますが、他の検討委員の人たちは、一体、私は何のために検討委員だったのか。或いはもっとこういうことが言いたかった。

或いはもっとこういう形で検討に入ったかった、などなどあったのではないかというふうに思うんです。そういう意味では、よく理解しないまま、終わったのではないかというふうに思います。それらを、そういう状況の中で、事務局としても意見を集約し、今後の方向性を考えるのは、たいしたものだと思ってます。何が言いたいかという、私は、この検討委員会の人達の消化不良の部分を何とかしなきゃいけない、例えば、もっと言うところの検討委員会は、公にしているのかどうかということなんです。公に町民にお知らせしますかっていう感じです。町の広報でおそらく出してなかったんです。ただ、議会のあれでは出したほうが良いと思って二つ、三つ出しました。で、できるやつが町の広報などで、そういうメンバーがこれから、神室の検討委員会からすれば、神室の検討委員は誰々。そして途中経過まではいらぬにしても、まとまるとすれば、一定限の期間で話し合ったことのまとめはこうですよということを、やっぱり、お知らせした方がいいのではないかというふうに思うんです。この廃校についても、あそこに行ったメンバー全員に対して今言ったように、町内で11名で、また検討しますよということなどを、その人だけによろしいんで、報告してもいいのかなあと思うんです。そういうことができるかできないか、しようとするかしないか、その辺一つ、まず、それを教えて下さい。

**議長**

総合政策課長。

**庄司紀一総合政策課長**

はい。令和2年度事業として廃校利活用検討委員会を実施しました。

廃校となる施設の利活用を検討いただき、先ほども申し上げましたが、検討委員の方々も任務が終了となりました。幅広いご意見をいただき、最終的な方向性を絞り込むための重要な役割を果たしていただいたと考えております。

そのうち、明安小学校の利活用については先ほど申し上げましたように、中央公民館のあり方とも関わる問題となるため、不確定要素か大きいところですが、旧中田小学校及び有屋小学校につきましては、廃校利活用検討委員会でご出されたご意見を参考として絞り込んだ内容となっていると考えております。先月、8月1日の朝日新聞の東北地方版に2002年から2017年度の15年間で、東北6県の公立校が1319校廃校となり、県内でも202校が廃校となっていることとか出ておりました。東北の1年間の平均で87校が毎年廃校となっていることになります。このことは、一つの見方として廃校に活用して事業展開を目指す事業所はあると思いますがそれでも、供給過多の状態であり、好ましい進出事業者を発掘することは非常に困難な状況であることも理解いただけるのではないかと思います。

その中で当町の中田、有屋、明安の三つの学校が持っている特徴を踏まえながら、先ほど申し上げました内容を軸に、さらに終着点を目指して、調整作業を進めて参りたいと考えております。沼澤議員よりご指摘いただいている、廃校利活用検討委員会の委員の皆様方には、委員の任務は終了しておりますが、9月議会で議会の皆様に説明後に、今年度に入ってから動き及び取りまとめ内容について、お知らせして参りたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。併せまして、先ほどもございました、町広報やホームページでも、事業見直しの中間報告とあわせて、町民の方にもお知らせして参ります。

今後の廃校活用がより進展するように、沼澤議員をはじめ、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上です。

**議長**

沼澤議員。

### 沼澤道也議員

是非うまいになるように、頑張っていたきたいと思います。答えは必要ありませんけども、もう一つは、さっき文科省の話出しました。やっぱり何でもかんでも庄司課長でいいのかという感じがするんです。全部そこに集中しますね。だから本当にそれでいいのかということです。ただ、さっき言ったように、あの当時で、文科省が年間全国で750校廃校されてるそうです。だから、供給過剰というの、もうわかってます。しかし、そこにこそ、ある意味、諦めるのではなく、トライしていけば、チャンスもあるかもしれないというふうに、淡い期待をしておるところでございます。ぜひ廃校活用なかなか難しい話はよくわかります。これも、検討委員会のみにしなくて、或いは庁内の我々のレベルにしなくて、町民全体で、お茶のみ話になるような話題提供というの必要なのではないかとこのように思って、廃校活用をしました。次行きます。

今年は大変稲も豊作のようで、大変ヒエも豊作でして、日々ヒエ取りに邁進しておりますが、ずっとヒエばかり見ていると、飽きしてくるので、頭の中はいろんなことを動かしております。この前、孫がきまして、3年生ですが、新庄ですが、スポ少に入りという誘いを受けてました。行くこったら、俺さ泊まりにきましたので、明日、連れていくから、起きていくべと言いましたが、スポ少よりもどうもこっちの方が、興味が強い。

「野球は好きだけでも趣味だ」とこういう屁理屈いうんですな。スポ少に行ってもやらないでもいいような話しして、結果的にはゲーム三昧でございました。爺様、ばあ様としては、それ以上口出しはできないので、「うんだか、うんだか」といいました。

そこから、この今の子育て、或いは教育というのが、どういう状況なんだろう。

いうふうに思って、うちの孫のような状態が、金山の子供たちにはないのかどうかなど、ヒエと語りながら、1人語りをして、教育について考えておりました。

そこで、この町の教育のあり方っていうかな、教育の現状をちょっと勉強したくて、こ

ういう質問をしたというふうに理解してください。

大きくは二つです。一つは、今の町の教育、これで課題としていることは何か。

整理をして、お話してくればありがたい。これは、学校というレベルだけではなくて、子供の子育てを含む、親も含むと思うんですが、或いは地域や家庭や含んでることだと思いますが、現状どんな課題を持っててるのかということ、最初にちょっと教えていただければというふうに思います。ちょっと、追加ですがこの前9月1日に山新で、学力テストの結果ってのができました。国語は平均よりもいいけども、算数はあまり駄目だという感じの、県レベルの結果ですな。おそらく、課題には教育長も前から言ってるように、統合機に学力向上などなど、今以上に発展させるやり方を考えていきたいと、こういうふうに言ってますので、今回、ちょっと具体的に言えば今言ったこの課題の中に、大ざっぱにどういう課題があるかということが一つ。もう一つは、この学力テストの状況について報告できる範囲でよろしいので、まず最初に報告をお願いします。以上。

## 議長

教育長。

## 須藤信一教育長

はい。来年度の小学校の統合によりまして、本町では、園、小、中、高が、一つずつというふうな体制となります。当町の教育にとっても新たな時代を迎えることとなります。

今後の新たな取り組みを進めていくにあたって、課題を整理してみました。

まず、乳幼児期に関してですけれども、それぞれの家庭環境が今、核家族化してくる中で、やっぱり親育ちのための支援というふうなものが、課題となってきました。

また、配慮を必要とする子供でありますとか、家庭の支援も、大きな課題もありますし、子育てが保護者同士や地域の人々の繋がりの中で営まれるような体制づくりが、求められていると思います。小学校段階においては、まず、いわゆる小一プロブレムと言われる課題があります。園小の連携による、スムーズな学校生活への適応のための取り組みが求め



られております。また、小学校統合によりまして、来年度からしばらくの間、やはり 35 人以上の人数での大人数となる学級が出て参りますので、学力向上と不登校ゼロを目指した取り組みというものも当然課題となって参りますし、さらには、体力運動能力の低下、よく二極化するというふうなことを言われていますけれども、その対応も必要となって、さらに、近年ふえている、配慮を要する児童への対応というものも大きな課題となっております。中学校段階では、やはり、学力向上と不登校の解消というふうなものが、大きな柱になると思います。また、生徒数の減少に伴います部活動のあり方、もちろん小学校のスポーツとも関連してきますけれども、そういったところのあり方も大きな課題となって参ります。それから、小中学校 1 校ずつになることによる課題というものも挙げられると思います。今後、小中学校ともに学年 1 学級ずつというふうなことになって参ります。

町外の学校との授業における交流というふうなものも必要になってきます。また、小中学校の一貫教育の進め方についてもより、効果的なものにしていく必要があります。さらには、町民挙げての子育て、教育活動推進のための体制づくりも求められております。こうした課題への対応としまして、これまでも、家庭教育推進委員会ですとか、園小連携委員会、学校・家庭・地域の協働活動推進委員会などなど、いろいろな組織の中での取り組みを進めて参りました。今後ですけれども、小学校統合を機に、学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールと言われるものを立ち上げまして、本来は小学校中学校とか学校別に、組織するもんなんですけれども、本町の場合が、一つの小中合同といいますか、一つの学校運営委員会として立ち上げて、町民挙げての子育て・教育活動推進体制に移行していきたいというふうに考えております。その中で、これまで、それぞれの組織で進めてきたものを他の組織の内容とも関連づけながら、より効果的に進めていくことができるように、統括的総合的にといいいますか、そんなふうな形で取り組んでいきたいというふうに考えております。なお、学力のテストの結果はというふうなご質問ございましたけれども、大ざっぱなところの報告は受けているんですが、分析については、これからというふうな

段階ですので、今のところは、昨年度までの傾向のように、やはり、国語、数学ともに、マイナスというような状況となっております。これから頑張ってもらってあげていかなければというふうなところでございます。

#### 議長

沼沢議員。

#### 沼澤道也議員

ありがとうございます。それぞれの段階での問題点があるようですが、もうちょっと具体的に聞くと、さっきのうちの孫のような、ゲームとかね、こういうことと、学力、或いはスポ少活動、特に小さいときには、これについてはどういうふうを考えて、どういうふうに対応しようとするか。ちょっとこれ、教育長。

#### 議長

教育長。

#### 須藤信一教育長

当然、沼沢議員おっしゃるように、当町での児童生徒においても、生活の中にゲーム等の或はSNSを含めICT関係に、関わる時間が非常に長いという毎年の全国的な調査も行われておりますので同様の傾向で、そんな結果を踏まえまして、ここ数年、小中共通の取り組みというふうな形で、そういうゲーム等の時間を短時間に限ったりとかっていうふうなことで、こういうふうにしなさいということではなくて、基本的なところを町内、これ位のっていうふうなところを設けてさらに、児童生徒個々にどういった生活、学習時間するかというのがあったり、ICTの使い方について、それぞれの目標といたしますか。親子で話し合ってもらったりして、それぞれの取り組みについて、自分で計画を立て、それを評価しながら改善していく取り組みを続けてきておりますが、なかなかその飛躍的に改善というところまでは、いってないところがございますが、ここはとにかく継続して進めていく必要があるかと思っております。今年度の結果については、まだ秋以の10月以降の調査結果も

出てくるという形になります。まだちょっと結果は出ておりません。

## 議長

沼沢議員。

## 沼澤道也議員

ゲーム子供たちのゲームを見ていると、得意に何かしたとかね、何か増えたとか、爺様に言います。たいしたもんだというんですが、黙って見てると、終わりがいいんです。あのゲームあつ森とかしています。何時間でもやれるその作り方ですね。それではやっぱり、スポ少なんて話じゃない。もう一つ、危険なところは何かというと、自分で調整ができないということです。つまり、自分で努力しなくても、ゲームが自分の楽しみを与えてくれるという、受動的なやり方です。だから多分、これ頭の中は動きませんと俺は思う。

3、2年前に、北校新庄北高の文化祭なんてちょっと行ってきました。いろんな研究テーマっていうのがあって、ずっと回って来ました。その中では非常に面白かったのが、ゲームをした子供、つまりゲームをした子供としない子供で、どっちがテストがいいかって話です。「どっちだと思う？」ゲームをした方が結構いいの。という調査結果。これ面白いと思った。私は、あれは反対派なんです、あまり好きじゃない。ゲームとか、好きじゃないんで批判的にいたんだけど、そういう結果も出る。それはなぜかという、それだけ集中的にという話なんです、分析、様々我々の子育ての時期と、今の子育ての状況がかなり違うどっちかわからないと、もう私も、子育てから孫育てですよ。教育はどうあれ、親が全面責任を持つべきだというふうに思っておりますが、今、この前もちょっと言いましたけども、金山小学校のスポ少の加入率、明安と有屋は、ある意味強制的に入ってます。

ただし、何が毎週火曜日、金曜日と決めてやってんだけど、不足は何かというと競うレベルがないということです、競う状況がないということです。達成感とか勝ち負けとか、そういうものは全く感じないで、基本的な体力づくりみたいなことで、最終的には冬のスキー大会にその体力が使われる、こういう仕掛けのスポ少しでも毎週やってます。金小は

一体どうなのか。これも、前の常任委員会の時聞いたら、かなり良い状況じゃなかったですね。これを何回言うように、やっぱり金山小学校が核となっていけないといけないんじゃないか。ここがきちっとして、スポ少しもある程度、加入率があって、スポーツも頑張っていると、そういうが中学校に流れ込んで、言葉悪いけど、別家達が、そこに行って、また競い合う、こういう状況じゃないと我々の時はそうです。是非そういう意味では、ゲームのゲームのあり方から含めて、私は今の子育てで、その辺をやると、上手くいくのではないか、もちろん、もうちょっとそこ頑張って、そのために私は親を変えないといけない、親です。地域一貫という言葉は非常に綺麗なんだけども、結果的には個別のことなんです。

個別が、頑張って地域や町というレベルになっているというふうに思いますので、まずは、親一番近い子供とすると、親、そして家族、家族の協力こういうことも含めて、考えていく必要があるのではないかと、いうことをお願いしていきたいと思います。

もう一つ、去年一昨年からですか、教育長が、東成瀬村の教育の高さに感銘して、先生方を連れていったり、実現しなかったけども、教育長だか、校長先生を呼んで、講演会も計画しておりました。この東成瀬村をモデルとした教育行政の意向というふうに書きました。それ決定じゃないわけなんで、意向と教育長の考えだと思いますので、そうしたんですが、その後、こういうのはどうなってるのか、どういうふうに活かそうとしてるかっていう辺りを次にお聞きしたいと思います。

## 議長

教育長。

## 須藤信一教育長

はい。ただいまの質問の、答えの前に沼澤議員。今お話があった、ゲームとか、その後のお話について私の考え少し述べさせていただきたいと思いますが、ゲームをやっている方が、成績が良いというお話があった訳ですが、東北大の青島教授の研究の中でも、1時間以内に1日1時間以内でコントロールできる、それで、もうそれ以上やらないっていう、

コントロールできている子供は、学力も高いという結果が出ておりました。

やはり自己管理できる自分で考えて動けるっていうふうなところが、そういうふうな結果に繋がってるんだろうと思います。

そういう意味では、いろんなところに、そういうところは、繋がっていくと思いますので、いかに、まず勉強にしても運動にしても自分で考えて動いていけるというふうなところ、そういう力を本当につけていかなければならないんだと、あの結果から学んだところでもありますし、資料なんかも各校にお渡ししながら取り組んでもらっている経緯がございます。そして、東成瀬の件でございますが、来年度の小学校統合に向けてこれからどんな教育を進めていけば良いのかということで、小中一貫教育のモデルとして、東成瀬村の取り組みの中心となっているのは、小中学校が共通の実践実行一貫して継続的に進めているところにあると思います。磨いて磨いて黒光りのするような実践の積み重ねの結果として、現在の子供たちの姿があるんだというふうに、東成瀬小学校の前の、校長が述べておられました。探求型の事業や構造的な版正。ハンドサインによる意思表示ノートの使い方等々、基本的なところは、学年が違って同じですので、子供たちにとっては学年が上がっても、担任が変わっても、学び方が基本的には同じだっていうふうな安心感があり、主体的な学びが繋がっています。また、事業以外での基礎基本の定着のための取り組みでありますとか、家庭学習の進め方についても共通性あり、学年が上がるにつれてレベルアップしていきます。さらには行事はもちろんのこと、特別活動でありますとか、総合的な学習でありますとか、などの教育活動への地域の方々の協力もまさに村民挙げての教育といえるものがあると思います。東成瀬村の鶴貝教育長は、学力向上に特効薬はないっていうふうなことをおっしゃっていましたがけれども、こうした小中一貫の取り組みの積み重ねの先に目指す子供の姿があるものだと考えております。当町でも、小中の共通実践事項をまとめて取り組みを始めていますけれども、その効果は小学校統合の一小一中での一貫した取り組みの先に、見えてくるものではないかと考えております。

そうした中で、現状を見てみますと、授業づくりにつきましては、学級の人数の違いから、同じスタイルではなかなか難しいというところもありますし、黒板の使い方等についても、教室の大きさ、黒板の大きさが違いともありますし、共通には言えないところもごございます。また、その他の教育活動の進め方につきましても、学校規模やこれまでの進め方の違いから、共通の取り組みというものには難しいものがございました。

小学校統合後を見据えまして、授業づくりに向けては、小中それぞれで小中合同の授業研究会を開いて、一貫性のあるものを具体的な共通の実践事項についても、今後詰めていく予定であります。さらに、一貫性のある取り組みや地域からの協力などについても、学校運営協議会を立ち上げまして、継続的に進めていきたいと考えております。

学校運営協議会設置のねらいとして、学校が地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校づくりを推進すること。

二つ目に、適時的適育を園、小、中、高が一貫して進め、社会でたくましく生き抜き、地域づくりに貢献できる金山っ子を育てる。というふうに考えています。

町民挙げての子育てに向けて、来年度の6月頃の立ち上げを予定しております。

東成瀬村の取り組みにつきましては、一昨年12月に初めて、町内の小中の先生方と、教育委員会担当者等で、視察をさせていただき、研修させていただきました。その後、町内の先生方全員での視察と公民館大会での東成瀬村教育長の講演を昨年度計画して、町民挙げての教育体制づくりのスタートに位置付けたいというふうに考えておったんですけども、コロナの影響で断念せざるを得ませんでした。その代わりに研修というような形で、昨年11月初めに教育指導主幹と教育指導員2人で、東成瀬村に出向いて行って、教育委員会としての取り組みについて鶴貝教育長より直接、お話を伺っております。11月の末に、町内の先生方の全員研修会、鶴貝教育長においていただいて、講演をお聞きしまして東成瀬村の取り組みの概要について学ばせていただきました。更に、夏休みの初めに教員と、教育支援員全員での研修会を毎年持つてゐるんですが、今年の夏休みの初め、4月末に東成瀬村の

小学校中学校両方の校長においでいただいて、より具体的なそれぞれの学校の実践について、全員研修会の場で講演をいただきました。

今後、コロナの状況を見ながらですけれども、少人数での視察をさせていただこうというなことでお願いはしてあるところでございます。やはり、実際の様子を見せていただくことで、これからの計画をさらにこう、さらに詰めていくっていうものに役立てて結びつけていきたいなというふうに考えております。このように、東成瀬村の取り組みについては基本として学びながら、当町の大きな課題であります。学力向上に向けて、小中一貫教育のしっかりした仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

#### 議長

沼澤議員。

#### 沼澤道也議員

私のこの頑張っって欲しいという結論になるんですが、この先進地に学ぶということで、私よく思い出すのが、金山でニラやきゅうりを入れた畑作振興を入れました。

その時のモデルになったのが、青森の田子町です。これも、役場の産業課や農協の営農部一緒になって勉強に行きました。前の佐藤秀一という営農部長がおりましたが、その人が報告書をまとめ、その時に非常に思い残るのが、産地振興には方程式があるという方程式。X掛けるYは、Zなんですね、簡単に言えばこういうことなんですね、田子は、にんにくをメインしました。普通、先進地視察というと、そこでやっていることをそのまま真似するのが一般的なんです。しかし、彼は佐藤秀一さんはそうじゃなくて、XYZがあるんだ。金山のXは何か、田子のXはこれで、金山のXなにか。Yは何か。

こういうこと、こう考えて、先進地を見ていくと、一つの教育にしろ、農業の産地形成にしろ、一定の方程式があるんですね。多分、それを金山の実情、力量、環境、いろんな面を含めてそこでやる、その土地その土地、先進地と言われるところは、そういう歴史を持ったり、努力をしたり、いろんなことをして今の形がある。それをそっくり金山に持つ

てきてもこれは絶対駄目なんです。その方程式というものを、一体何なのか。東成瀬方程式は何なのか。いうことを、そこで探せば多分、金山にもその芽が落ちてるんじゃないかと思ってます。先進地視察モデルっていうのは、私はいつもそう考えている、もう一つ言うと、先進地には立派な人がいるんですね。校長先生だったり、営農部長だったり、組合長だったりその人に私はいつも質問するのは、大体そういう人ってのは、50以上の人当たりのが多いんです。ちゃんと屁理屈言ってる実績も作っている人、私は必ず最後にその人にこれを聞くんです。あなたは30のときに何をし、考えて何をしましたか。40の時に何をし何を考えましたかっていうことを、よく聞いてくるんです。つまり、自分は今30に先進地視察行って50の人に、その人のすぐ真似をしると言ってもできないと思った。

だから、この人は50にして今の形、人から認められる形を地域に作っている、20にどんな問題意識を持ってきたのか、努力したのか。つまり、こういうことを聞けば今、私は金山にきて何を、そこで30の時にするすれば良いのかっていうことを学べると。その学び方ですね、学び方、私言ってるのは。もう一つ、私は、ちょっと偉そうに話しますが、子育てまだ子供を生まれるあたりですけども、私は三つの基本と三つの禁句という自分、考え言い聞かせました。子育てする上で、基本とは、三つ子の魂百までと、二つ目、子供との距離感心の距離感は年齢かける10cmっていう言い方、それと命の不思議さ、この三つを基本にする。三つの禁句、言葉にして出さないこと、これは忙しいという言葉。これと、もんだ、こういうもんだと、もんだということ、それと、ために、お前らのために俺はいてるんだ、お前らのために俺は毎日仕事に行ってるんだ。

つまり、この、ためにという言葉は使わない。これが、私の基本と禁句にした三つの言葉です。私は一番こだわる、いつでも私は適時適育のことをよく言います。これは何かというと、このさっきの基本の中の心の距離感です子供との、年齢×10cm。これで、納得したことがこういうことです、1歳×の時ほどのぐらいの距離感か。わからない、その時にある人はこういった、女の人のオッパイは、オッパイを飲ませるときにこうやってすると



10センチなんですな、こういう屁理屈言うんですな、これで私はなるほどと思ったんです。で、これは心に止めておこう。10歳になったら1メートルです。中学校に行ったら、13歳、1メートル30センチ、この距離感とはどういうことなのかという、だから、中学校の一年生の評議員になった時に、その話をちょっとしました。で言ったのは、勉強しろと言わなくて勉強する方法は何かを考えようという提案したんです、小学校の時は宿題したか、宿題したか、これで決まりです。これを中学校に行っても同じこと言う。つまり、親が全然伸びてないんです。親の成長がないんです。中学に行ったらと中学校の言葉、1メートル30センチの、距離感を持つ言葉を出さないといけないんじゃないかというふうに、思うんです。そういう意味で私は、適時適育、これが子供もそうだし、親もそうだと、いうふうに考えて、少しうるさいかもませんが、適時適育をもっと広めなきゃいけない。

なんていう話をずっとして、基礎はそこに私はあります。最後に、これも、私は教育委員会です。毎年出してる、金山の教育という本ありますね。いつ何どきどういう教育があったか、そこに寄稿してくださいというふうに、女の先生だったけども、頼まれて書きました。題は、なぜ勉強するかという題にしました。私の心の距離感。1メートル30センチのときの子供に何を言うかっていうことを考えた。私は、娘でしたけども、中学校に入ったら、勉強しろよ。あと、俺は一切言わないと言ったんです。そしたら、なかなか娘も理屈やでなぜ勉強しなきゃいけないとこう来たんですな、私は、忙しいという言葉と困ったという言葉を使わない大人になるための勉強だと。こう言いました。なぜその言葉を使わないと。良い大人なんだ。こういう話ですよ。その時、簡単に言ったんだけど、文章にはもっと詳しく書いてますけど。簡単に言えば今勉強しないで、部活さえしていればいいべと。でも中学校3年になったら受験をどこにすることが、受験の仕方をどうするかという、社会人になったら、仕事をどうやったらいいとか、色んなことを考えている、忙しくなって当たり前困ることが出てきて当たり前なんだと、それを乗り越えるのは、人生なんだと。立派なことを、その当時話しました。だから勉強する。今勉強しているサイ

ンコサインなんて、なんにも大人になって使わない、使うのは先生方ばりだ、一般人は誰も使わない、でも、そこで頭を動かす。訓練をする。そしてさっきの、忙しさと困ったことを乗り越える。その頭の動きを、脳の動きを動かすために、お前ら勉強しなければいけない、話で、その後、そのあともずっとあるんですけど。もしあれだったら読んでみて欲しいんですが、そういうことを思い出しだし、昔話になりましたが、思い出しだし、孫の成長や、学校のことを、考えているところでした。ぜひ教育長が言ってる。学習向上、それから、地域一帯での教育。そういうことを、実現できるように頑張ってくださいことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### 議長

ここで会議の途中ですが、3時10分まで休憩します。

14時48分 休憩

---

---

15時10分 再開

#### 議長

休憩を打ち切り、再開します。

それでは星川智子議員の質問を許します。

#### 星川智子議員

8番星川です。

よろしく願いいたします。

私は今回グリーンバレー神室のことについて、四つほど聞く内容というかそういうものを、まとめておりましたが、まず最初に検討委員会のことです。

まず、午前中に須藤議員が検討委員会のことに触れまして、先ほども沼沢議員が検討委員会のことに少し触れていただいたんですけども、今回検討委員会を組織するにあたりまして、今回議員の方が5名入っているということで、その中に私入ってないんですね。

入ってないもんですから情報がわからないので、町民の方とも一緒になって私も考えていきたい、という思いがありまして今回質問するに至りました。

先月、先々月ですか、コンサルティングの結果、これを抜粋したものをいただきまして、グリーンバレーの問題点。また、改善できる点、こういうものを文章化また数値化して、表されたということで、大変考えやすく、こちらにも検討しやすい材料というふうになったんですけども、まず、先日の議会運営委員会ですかね。そのときに、議員と職員以外のメンバーがまだ決まってないということだったんですけども、そちらの方は決まったんでしょうか。決まっていれば教えていただきたいんですけども、その委員のメンバー次第では、方向性っていうか、その意見も偏ったりする場合がありますし参考資料ですか。参考資料によっては、出てくる意見、また方向性も変わってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、参考資料っていうのは大体コンサルティングの内容のほかに、どういうものを準備しているのか、財政的なものとか運営委員会の方は持ってるかもしれないんですけども、ホテルの経営の状況とかスキー場の状況とか、そういうのが出されるのかどうか。そういうことと、あと今後のスケジュールですね。コンサルティングの内容をいただいた時に最後に、今後の流れみたいところで、組織委員会を作って、年度内に3、4回ほど会議をしてそれからパブリックコメントをいただくと、パブリックコメントをいただいてからまとめあげてそれを予算化していく。こういうふうな流れになっていくというふうなことだったんですが、今後のまず第1回目のスケジュール、また最後、パブリックコメントはどの時点で出されるのか。それぞれですね、急にパブリックコメントを出して意見をいただくと言っても、その流れというものがわからないと思いますし、町民の人たちがそういうことになんですかね、興味を持つためには、その委員会3、4回位すると思

うんですが、その内容も公表していったら、私自身も情報が欲しいんですけども、町民の方にも情報を進捗状況ですか、随時お知らせするべきじゃないか、そういうふう思うんですが。そういうスケジュールとメンバーと町民に都度、随時お知らせしていったらいいんじゃないかというふうなことなんですが、その点についてはどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

## 議長

産業課長。

## 川崎勉産業課長

はい。それではただいまのご質問についてお答えいたします。

グリーンバレー神室全体の今後の方向性を検討していく上でのスケジュールにつきましては、まずは9月から10月にかけて、新たな組織を立ち上げたいと思っております。

その上で、今年度内に3回程度の検討委員会を開催したいと考えております。で、検討委員会で出された意見などの要旨に関しましては、町のホームページや広報などで可能な範囲でお示ししたいと思っておりますが、毎回毎回というよりは1回目2回目まとめてというような流れになるのか、ちょっとその辺はスケジュールの関係もありますので、少なくとも最後結論が出たものをドンと出すのではなくて、途中経過という形でお出ししたいと思っております。そういった中で町民の皆様から、随時ご意見を頂いたり、ご質問等お寄せいただきながら、検討委員会としての素案を作成しまして、今年度末3月末までには、検討委員会としての町に対する提案を行っていただきたいというふうに思っています。その後、新年度に入ってからでございますが、町に対して提案があった内容を踏まえまして、先ほど町長の答弁でもございましたように、十分その内容を尊重した上で最終的に町としての方針案というものを取りまとめいたしまして、それを公表してパブリックコメントを求めるといったような流れを考えてございます。その中で出ました意見を再精査再検討をした上で、最終的には令和4年度の半ばくらいまでを目途にして、町としての最終

案をお示しをしたいなというような流れで考えておりますので、約1年先に最終案というようなイメージでございます。検討委員会の構成につきましては、先ほどもございましたように議会の皆様から5名を考えてございますが、今のところの案といたしましてまだ決定ではないですが、案といたしましては、グリーンバレー神室運営委員会という組織が今ございまして、そちらから参加いただきたいというふうに考えてございまして、このメンバー申し上げます。運営委員会のメンバーとしましては、経営者の代表といたしまして総務課長が入っております。議会の代表といたしましては、産業厚生常任委員長と、有屋地域の地元の議員二方、あとは学識経験者という位置付けで、商工会北部商工会金山支部長、農協の組合長と森林組合の組合長、あとは町のスキークラブの会長、あとはふれあいスポーツクラブの評議員ターゲットバードゴルフの代表の方、あとはグラウンドゴルフの代表の方、あとは社会福祉法人陽だまりの本部長ここまでを学識経験者という位置付けにしております。

一方で、町民の住民の代表という位置付けといたしましては、有屋地域公民館連絡協議会の会長、あとは主婦ということで4名おりますが、神室ざる市の会員ですとか、蔵の会、あとは有屋の婦人会の方、お2人ということで、全部で5名。

あとは、施設運営者の代表としましては、神室振興公社の方からお1人入っていただいております。あとは町職員としましては、総合政策の方からも入っていただいております。

その事務局としましては産業課ということで、産業課長、補佐、あとは所長。そういうことで産業課職員が事務局を担っているとそういった運営委員会の組織でございまして、その中の皆さんというわけにはいきませんので、そこから人選をして5名ぐらいまでの人数をというふうに今のところは考えているようなところでございます。私の方からは以上です。

## 議長

星川智子議員。

## 星川智子議員

メンバーを、この中からどなたかにということだったんですけれどもやはり、これ神室に関係した方ばかり、神室をよく使用する方ばかりなので、これの意見というのはやはり、まず、このまま続けていきたい。そういうふうな方向に、自然と流れるのではないかなというふうに考えたんですが、それはそれでもいいかもしれません。この資料としましてね、先ほどまず、町長が須藤議員の質問、検討委員会の時点で回答をした時点で話されたことなんですけれども、起債の件、そういう負の内容ですね。そういうことをまず、参考資料として必ず入れて欲しいと。私も財政が許すならば、うちの年寄りも毎日のようにお風呂とかに通ってますし、誰かが来ればホテルに泊まりますし、もちろん、あつたにこしたことはないんですけれども、そういうものが悪い面ですね、そういうのも、参考資料に必ず入れてもらいたい。そういうことなんです。そしてパブリックコメントと町民へ要旨の情報公開するということがあったんですが、町民の意見の出し方っていうんですかね、そういうのはどういうふうに集めようと思ってるんですかね。ネットでホームページから、その意見をくださいとか、広報に載せるから文章書いてください。そういうふうな感じですか。どういふふうを考えてるのかちょっと、お願いいたします。

## 議長

産業課長。

## 川崎勉産業課長

はい。1点どういった資料をとということをお答えするのをちょっと落ちていましたが、ちょっと今の段階では、具体的にこういった資料というものの考えはございませんので、今お話ありましたようなものも含めまして、最大限プラスのこともマイナスのこと、すべてやっぱりお出しする必要があるかというふうには考えております。やはりグリーンバレー帯をこのぐらいの町の持ち出しで、これから本当にやっていっているかどうかという判断はもちろん必要になってくると思いますので、そういった多角的な面からいろんな資料

を出したいというふうに思っております。あとパブリックコメント出し方に関しましても、まだちょっと詳細を決めておりませんので、今の私の個人的な考えとしましては、町の広報誌とやはりホームページで公表した上で、いついつまでご意見をというふうには考えております。もし他にも、何かご意見をいただく際のこの手法についても何かありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 議長

星川議員。

#### 星川智子議員

もう一つちょっと今メンバーのことで言い忘れたんですけども、この中にあまり若い人の顔が、見えないんじゃないかなと思うんですね。これから金山に暮らしていく、まず若い方の意見も、ぜひ入れてもらいたいですよ。やっぱり、バードゴルフ、グランドゴルフ、陽だまりの会、蔵の会、そういう方々は年齢の高い方々だと思うので、やっぱり若い人の顔も、入れていくべきじゃないかな、そういうふうに思ひます。

町の状況も知っていただいて、グリーンバレーが町にどれだけの、何て言うんですかね、どれだけ貢献してるか、でもそれに反して、どれだけ負の面を持ってるか、そういうことも、若い人たちに知らせていただきたいと思ひます。

検討委員会なんですけれども、沼澤議員が言ったように、ゼロからの出発、そこで資料配って、いろいろなその資料を基にしない、いろいろな意見を言うと、もう、まとまりが3回でつかないと思うんですよ。私もあれですね、廃校利用検討委員会出ましたけれども、やっぱり何か最後3回目でまとまりついているのかなこれって、っていう感じの印象だったので町のまず出したい方向性っていうのは、示さないといけないんじゃないかなと思うんです。その方向性に、反対意見、賛成意見なり、それを出してまとめるべきじゃないかな。3回しかないとしたら、そういうふうに思うんですけども、いかがですか。

#### 議長

町長。

### 佐藤英司町長

検討委員会につきまして、今時点では、町の方向性を1回目に打ち出しするという考えはしておりません。ただ、回数も3回限られておりますので、その場合には、1回目にはかなりオープンな形といいますか、逆に言うとそのゼロベースでお出しして、2回目の段階で私が持つて意見プラス、あと、役場の中でもんで、或いは1回目の意見をちょっと、その時に若干踏まえてという部分があるかと思いますが、そこら辺で、2回目にそれらをお出しするとかっていうことは、もしかしてあるかもしれないというふうに今ちょっと思いました。あとちょっと、先ほど沼澤議員からのなんていうか質疑の印象の中にこの検討委員会、私が好きだということではないんですが、私が検討委員会をとにかくやる必要性というものをちょっとだけ申し上げますと、やはり町の方向性っていうことで、例えば私の意見を中心にして出すということについては、意見の幅といいますか、それがちょっと狭まれる、最初こう出してしまうと、或いは、町の意見としてそういうふうに出してしまうと、狭まれるということと、私自身を中心として考えは、もともと幅広くないかもしれないという危険性も感じます。やはり検討委員会で様々な、あらゆる角度では当然ないわけですが、いろいろな立場の方から入って見ていただくことは、様々な角度から見る目が違った角度から見ていただけるということからすると、もう本当に多角的なその広がりの中から、その中で逆に絞り込むの大変だということがあるかもしれませんが、でもそういう面では、やっぱり三人寄れば文殊の知恵ではないですけれども、少しこう幅広く、意見の中からそこから集約していくことで、より誤りの方向性と思いますが、そういったことを見いだすためのプロセスといいますか、そういう意味で、やはりそういった検討委員会というのは大事にしたい。或いは、何となく、やっぱこう私なりの意見をこうオープンと打ち出すってということについて、自信というかそこら辺も最初からあるわけでもありませんので、そういう意味では幅広い意見を出していただく中から、その中から絞り込



むというか、そういう作業っていうのは大きいものを選択、或いは大きいことについて、さらにそれを方向性を絞り込むという上では、是非とも必要な、プロセスだというふうに私自身は認識しておりますので、どうしてもそういう昨年度も廃校利活用とそれから高規格道路を交流拡大検討委員会とか、そういったことをさせていただきましたけれども、そういう中で本当に私自身が選挙の公約のときにも、町民のいろいろな方々の人材の活用といますか、町の中にはいっぱいそういう人材を埋もれていると思います。そういった中で、町のことについて関心を持っていただく人を少しでも増やすっていうふうな効果も、私はあるかと思えますし、そういったことを考えたときに、どうしてもやっぱり、さっきの話じゃないですけども大きいことを選択する、或いは決定をしていくっていう、ための一つのプロセスだと、必要欠くざるプロセスというふうに考えておりますので、どうしてもこういう手法を、好んでしまうというか、そういうこともありますので、それは私のその一つのやり方、というふうなとらえ方してもらってもしょうがないかなという感じはしますけれども、できるだけ今申し上げた通りより多くの町民の方から、町政町づくり参画をしていただくという一つの手法でもあるというふうな考えも、こういう方法とる一つだというふうにも自分自身捉えているところです。

## 議長

星川議員。

## 星川智子議員

はい、わかりましたそれで私もですね、先ほども言いましたけれども、私の周りの町民もいますけれども、その方々といろいろ考えて意見を是非寄せたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。二つ目の質問ですけれども、シェーネスハイム金山これの運営について、JR 東日本が出資して共同経営してるわけですけれども、第3セクターなんですが、集客数は開業当初と現在、それを比較してどのように変化しているのか。良くなってきていると一番良いんですけども、この現状はどうなのかお願ひいたします。

## 議長

産業課長。

## 川崎勉産業課長

それでは二つ目のシェーネスハイムの運営について、通告でありました JR 東日本を通してのということで、こちらにつきましてホテルの方にも確認しました、予約別の記憶が残っておりましたのが、平成 20 年度以降、ホテル自体は平成 10 年開業しておりますが、平成 20 年度以降でちょっと申し上げさせていただきますが、平成 20 年度につきましては、総宿泊者数で 9448 人ございました。そのうち、JR 東日本を通しての集客という意味合いとしましては、あくまでも、JR 東日本経由で予約が入ったお客さんということで、電車を使ったお客さんという意味ではないというふうにとらえてますが、JR からの予約ってのが 280 人。約 3%程度でございました。一方で最近の状況を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の影響が少なかった、令和元年度こちらで比較させていただきましたが、宿泊者数が 8179 人。このうち、JR からの公約が 130 人。約 1.5 から 1.6%程度という内容で、JR からの予約に関しましては、平成 27 年度が記録が残っているうちではピークで約 4.8%という状況がピークとなっているようです。なお、ちょっと JR とは離れた内容を少し申し上げますが、特徴的なのは平成 20 年度は、ホテルへの直接の予約というのが、全体の約 96%ございました。それ以外の予約はほぼ JR からの紹介ということになりますが、令和元年度につきましては、ホテルへの直接の予約ってのが 74%でございます。それ以外の予約の多くは、予約業者による、インターネットとか、チラシを経由してのものというものが多くなってきているのが特徴です。

これには手数料が発生しておりますが、集客自体比較すると減ってはいるものの、今後の集客アップの一つの策として、更には予約を受けるための事務の軽減ということもございますので、今後も積極的に活用していく必要があるというふうに思っておりますし、更にはこの仕組みにプラスして、自社によるやオンライン予約のためのシステム構築なども

必要ではないかというふうに思っております。コロナの影響が長く続いておりまして、特に飲食店、観光ホテル業をこちらへの打撃は計り知れないものとなっております、当グリーンバレー神室も非常に厳しい状況にあります。先日ご報告させていただきましたコンサルタントの報告にもありましたように年間約9000万円が、一般会計から支出を余儀なくされている状況からも目をそらすことなく、次のステップに移行していく必要があるというふうに考えております。そういった意味からも、グリーンバレー神室の今後のあるべき姿を適切に見極めて、一定の結論を見いだすということは、町の観光交流活性化もちろん、財政的にも非常に大きな判断というふうになりますので、皆様からも慎重かつ建設的な多くのご意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**議長**

星川議員。

**星川智子議員**

これ JR と共同出資して第3セクターというものを立ち上げて、経営してるわけですけども、これ JR だけに関して言えば、この金山町は平成20年度で3%、多いときでも4.8%。令和元年に至っては1.5%、その JR に対しての不満はないんですか。この第3セクターというのは何ですか。これ民間の活力、ノウハウを、それを利用されてますか、これ。これ、どう思いますか担当者として。3%。1.5%これ、いいんですか、これで JR に何か申し上げることはないですか。お願いいたします。

**議長**

町長。

**佐藤英司町長**

はい。第3セクターという、本来はもちろん出資の状況を言いますので、JRが49%の出資で、町が51%の出資となっております。それで後、実際の取締役の経営者という部分で言えば、取締役社長が金山町長になっております。あと取締役に、JR 事業部長さんも入って

いただいています。あと監査役、それから次長さん。町の議会の議長さんも取締役になっております。それからあと、監査役に町の代表監査委員と JR の仙台支店の会計課長、これらがいわゆる役員という構成になっておりますが、それで今、星川議員が JR の営業に対する影響力というようなお話だと思いますが、数字的なことで言えば先ほど直接的なお客さんの関係でいうと、あれほどの率ということになるかもしれませんけれども、いわゆる JR のなんて言いますか、持っている取引先とかそういったものから誘客を図る、或いは、前ですと今は必要ないかもしれませんが、都内の電車の中刷りの方にそういった広告も出してもらったり、そういった営業というところではやっていたいただいているものがありますが、その意味で、あと直接的な経営について、こうした方がいいという、それは取締役会では、ご意見をいただくということは当然ありますので、そういうことは当然あるんですけども、それは数字にあらわれない部分という言葉になってしまうかもしれませんが、そういった意味では、JR 自体も、もちろん会社自体が仙台にあるわけですので、その取締役会には定期的に来ていただきますけれども、通常の営業活動と言いますと、会社活動は第 3 セクターでおこしているグリーンバレー神室振興公社という会社そのものが、自ら頑張るということは当然第一義的に発生するわけですので、まず JR の方になんと言いますか不平といますか、そういったものがあるかっていうと、なかなかそれは私も取締役に入って、まだそんなに日数ありませんけれども、今のところはその中で、アドバイスはいただいているということは、当然ありますけれども、それで数字的なところを影響が少ないんじゃないかそういうに対する不平不満というふうなところまで、申し上げられる状況にはないかなという感じをいたしております。

#### **議長**

星川議員。

#### **星川智子議員**

JR に申し上げることがないとしても、JR の方から何か職員が来て、お給料もらってると

いうことですし、これ仕入れの状況なんかも何か町場を使わないで、例えば JR を通してのなんか仕入れみたいなことはちょっと聞いてるんですが、そういう JR にもいいことがあるから組んでるんだろう、出資してくれてるんだろうと思いますが、何かこの時点では、この 1.5%の誘客の時点では JR と組んでるとしても、ふんだんにお金が景気よかった開業当初、それと比べまして今財政の危機にある、この時点で JR と、なんちゅうんですか、契約の見直しっていうか、全部その備品の去年の冬でしたか、ホテルのレストランのエレベーターが壊れた、修理費に 200 万近くかかった、これは全部町の一般会計からの持ち出しなわけです。例えば、その前にもありました製氷機が壊れた。これも一般会計の持ち出しなわけですね。こういう経営だったら、神室振興公社にしてもらわなくても私しましうかみたいな。感じになるんですよ。本当に。ですから、JR との契約をどうなんですかね、これ企業ですからね。そういうものも当然、神室振興公社から出て当たり前だと思うんですねその経費も。そういう、その見直しがないと、9000 万の赤字は、まず減っていかないんじゃないかな、そういうふうに思いますね。経営が成り立ってないっていうか、一生懸命やってくれてるのはわかるんですけども、そういう企業ですから、数字が全て、そういうふうに思っています。この JR の人の契約の見直しみたいなものは、それは可能なのかちょっとお願いいたします。

#### 議長

町長。

#### 佐藤英司町長

JR との契約という部分では、ちょっと今、ぱっと浮かぶものがないんですけども、例えば、昨年度今、例を挙げていただいたレストランのエレベーターですね。経費については、こう一般会計からも予算化をさせてもらっておりますが、それは神室振興公社と町の契約、覚書っていいですか。その中で、大きい備品の修繕っていうか、それは町が行うという今の覚書に契約になってます。で、小破的な修繕は、自前で、これは神室振興公社という株式

会社の自前でやる、大きいもの、今までも、例えばエアコン工事、これ本当に1000万単位で大きい工事もあったかと思えます。それらは町の会計の方から直接予算化をして、修繕をしていると。これらは神室振興公社と町との覚書とありますが、これは当初、契約したものですけれどもそれが生きておりますので、そういったことで今もうそうになっております。ここら辺が今回先ほどの見直しの、見直していか神室の今後のあり方検討の中でも、今の経営状況、覚書状況がこんなふうになってますと、というようなことも当然議論になると思えます。それらを見直す必要があると思えますし、それらが現実的にできない、もう、財務体質に今、やっぱりこの神室振興公社自体になっています。それだけ厳しい財務体質ですので、例えばそれが町の方でやってくださいと、言ったとしても、それは今度、言ってみればどこかの金融機関からお金を資金を調達する、お借りをして神室振興公社でやる、というような、そちらに行くしかない。今のところ余剰となる資金というのは、神室振興公社の方では持ち合わせてない。昨年度自体でも、運転資金で金融機関から3000万を融資を受けて、今まわしているという状況がありますので、そういった財務体質の中で、そこら辺は先ほど申し上げました通り、当初の覚書が生きておりますので、そういった大きい修繕については、町の方で、予算化をしてそれで修繕をしてもらっていると、今そういった状況です。それらを洗いざらいこう、こういう内容だということを、土俵の方に上げて、それで様々検討をしていただくと、そういう意味では、持てる資料は、まず洗いざらいこう出して、それで客観的な立場、確かにグリーンバレー神室運営委員から来ていただく方は、利用団体とかの方も当然多いわけですから、そちらの線からという見方もあるかもしれませんが、でも片やその方は、自分のなんて言いますか社会生活の中で経験している、利用団体代表という意味ばかりじゃなくて、個人としては1人の社会人としての資質を備えた方というふうにとらえられますので、そこんところは、資料も、例えば、なんて言うんすか、グリーンバレーを維持していくための資料ではなく、そんなことではなくて、持ってる資料で客観的な資料というか洗いざらい、お出しをしてその中で

議論検討を加えていただくと、そんな形でお願いしたいと思っています。そういう意味では旧 JR 直の契約っていうことは、ほとんどないものだと、私自身、ちょっと今ここに資料もないってものがありますので、確証していったる部分も、ちょっとでないところもあるかもしれませんが、私も認識しているところはそんなところですよ。

#### 議長

星川議員。

#### 星川智子議員

はい、わかりました JR じゃないとしても神室振興公社の経営に、まず問題があることを、検討の方に、ぜひ、これも資料として上げていただきたいと思っています。もう一つ、次に、これもうグリーンバレーの大きな位置を占めてるホットハウスカムロの温泉なんですが午前中、須藤議員が 6 億 2000 万のいわゆる箱物なんです、そのうわものについて質問したんですけども、私はその根源となります源泉ついて、これを 2 回掘削を行っているということなんです、営業当初と、最初、何年開業したんですかね、営業当初と比較して、最近の湯量は、どのようになっているのか。それと、私もちょっと前から、何回か、計測器の方、あれちょっと見ているんですが、何しろ数字並べられても、ちょっと単位みたいなのがちょっとわからないので、その湯量というのを確認したいと思うので、お願いいたします。

#### 議長

総合政策課長。

#### 庄司紀一総合政策課長

私から回答させていただきたいと思います。

平成 4 年 10 月に待望の町内唯一の温泉施設ホットハウスカムロ営業に伴う、柳原源泉に加え、平成 25 年 12 月に温泉の魅力化を一層図るため、神室新源泉を掘削し、ホットハウスカムロ施設までの源泉供給設備に加え、施設内の配管設備や施設、浴室内の更新を実施

してきました。議会の皆様のご理解とご協力を得て、新源泉に切り換えてから7年が経過しておりますが、これまでの源泉の状況についてのご質問ですので、お答えいたします。

温泉については、温泉法により定められており、温泉源から採取されるときに温度が25度以上また25未満であっても別に定める19種類の物質のうち、いずれか一つ以上の条件を満たすこととされております。山形県が公表している山形の温泉2020から、県内源泉数は420ヶ所ございます。うち自噴する源泉が176ヶ所、神室のように、動力揚湯としている、数あ244源泉ございます。揚湯は全体で毎分4700リッターとなっており、各源泉の源泉温度、湧出量、または、揚湯量につきましては、各温泉施設の営業に影響する恐れがあることから、公表されてはおりません。

まず初めに、柳原源泉について申し上げます。

平成元年度から平成2年度にかけて、掘削を行い、当初、湧出量毎分80リッター温度を32度で、泉質はナトリウム硫酸塩温泉となっております。平成4年10月にホットハウスカムロが営業開始し、平成5年に源泉湧出量が少なくなり、今後の源泉湧出量の確保が困難と判断されたため、50メートルの井戸を掘りくみ上げて源泉に毎分50リットルの、注水を行いながら、新神室源泉に移管するまで使用して参りました。温泉の廃止手続きは完了しているものの、源泉ポンプや建屋の撤去などは、まだ実施されておられません。また、平成20年度加水前の平均温度が27.5度、加水後の平均揚湯量は毎分30.7リットルとなっておりますが、平成25年には、掘削から25年が経過し、ケーシングなどの、老朽化により揚湯量が毎分12リッターまで減少しております。

続いて、大清水源泉について申し上げます。平成25年度に掘削を行い、当初、揚湯量毎分16リッター温度は32.7度、泉質はアルカリ性単純温泉です。20立米の貯湯タンクを2基設置し、循環ろ過装置により、1週間サイクルで浴槽等のお湯お交換しているところであります。大清水源泉については、計装設備により源泉付近とホテル事務室内で、随時、確認できるシステムを整備しております。柳原源泉につきましては、計装等がないことから、



比較分析はできませんので、大清水源の経年に伴う変異について確認していますので、その内容について報告いたします。グリーンバレー神室振興公社職員が基本的には、毎日9時と23時の記録したデータにより、大清水源泉の揚湯量などについて報告いたします。

最初に、タンク内にある源泉温度でございますが、平成28年度平均が24.3度。令和2年度平均では23.2度。平成28年と比較し、1.1度の低下がございます。揚湯量につきましては、計装の計測時の毎分の揚湯量平均で報告いたしますが、平成28年度平均が毎分12.4リットル。令和2年度平均が毎分11リットルとなっており、平成28年度と比較し、毎分1.4リッターの低下が確認できます。県政の推移により変動することがありますが、安定的な羊頭量は毎分16リッター以内となっており、源泉ポンプが掘削時から7年が経過している状況で、機械性能の低下による減少もあるかと思われまます。なお、源泉ポンプは、一般的に2、3年の交換目安を大幅に超えていることから、源泉ポンプ交換に向け、今後準備を進めていきたいと考えております。源泉掘削から年数が経過しており、少ない揚湯量であり、いつ枯渇等の変異が生じるかわからない要素を含んでいる源泉の状況でありますので、現在実施している計装等のデータ確認と、専門家である掘削行政による源泉ポンプ等の設備点検を重視しながら維持に努めていきたいと考えております。引き続き、星川議員をはじめとした議員の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。以上です。

#### **議長**

星川議員。

#### **星川智子議員**

ありがとうございます。

今までこういうデータ全然知らなかったもので、ちょっとびっくりしたんですけれども、2回目、1回目80リットル出た。これは、80リットルも出るんだって思ったんですけれども、2回目掘削で16リットルですか。この16リットルで。これ温泉として本当に、最後言いましたけど枯渇の可能性っていうか、1回目が12リットルになった。毎分12リットルにまで

なって、2回目掘削したような形なんですかね。それで16リッターしか出なかったっていうのは、どうなんですかねこれ。この温泉としての温度も25度以上というのが、平成28年度で24.3ですか、令和2年度で23.2ですか、私もお盆のあたりに見に行った時、源泉の温度は23.1って書いてあるんですよ。9月1日にも見に行ったんです質問するんで、そこで22.1度だったんですよ。これでもう、なんて言うんですかね、温泉の温度はクリアしてない、ということになるんですけども、これ本当に成分の検査は、いつ、前回はいつしたんでしょうか。今本当に成分あるのかなっていう気するんですけど、ちょっと知り合いの温泉旅館を営んでる友人にちょっと聞いて電話して聞いたところ、湧出量っていうのが、毎分100リットル、源泉の温度が60度から70度、温泉だっていう感じするんですけど、ちょっと金山のこの状態では6億を使って、その温泉、建てるっていう話になるのかなっていう、これも本当に検討委員会のそのメンバーの方に資料として、出していたきたい。本当に、私は本当に枯渇したら、また掘るのか。3回目掘削するのか。

この間、本当にめぐたまの井上亘理事長の話、全天候型の何か建屋を建てるっっちゃう。

その話のときに、ちょっと嫌な話聞いたんですが、あのめぐたま、荒屋のあそこに井戸が欲しくて、日本地下さんに200メートル掘ってもらったら出なかった。こちらの方、有屋の方で温泉あるからその建屋、それを日本地下水の技術で、地熱を使った、何て言うんですかね。保温っていうか、そういうのをしたいって言ったら、有屋は水出ませんよ。そのフレーズがちょっと頭に残ってて、そういうこと言われて、不凍液で、不凍液の地熱利用、それを採用したいと思う。そんなことを聞いたんですけども、この状態では何か本当に枯渇の危険性、枯渇の危険性と、あと、今の温泉の老朽化、もうこれを本当に、ちょっと大変な問題だな、そういうふうに感じました。以前、この成分の検査は、いつ行われたのか。これを教えてください

## 議長

総合政策課長。

## 庄司紀一総合政策課長

成分の検査につきましては、平成 25 年 12 月 13 日に実施しております。

この成分の検査の結果が、温泉の施設に表示してる内容となっておりますが、温泉法によりまして、10 年以内に再分析、求められております。その期限が令和 4 年 12 月 12 日となりますので、その前に、再分析する必要があるかと思っております。あと源泉の 16 リッターっていう話があったんですけども、県内の温泉施設を日本地下水さん、お伺いしたところ、16 リッター近くでも温泉施設を運営してる場所はあるっていうお話です。結局は、先ほども言いました循環ろ過装置というのが、ほとんどの温泉施設に入ってます、その循環ろ過施設でその少ないその源泉の量でも、お湯を上手くまわしてるっていう状況でございます。本当の、源泉掛け流し、循環ろ過装置がなくてもできる量としては、毎分 300 リッターから 500 リッターが必要だっていう話をいただいています。以上でございます。

## 議長

星川議員。

## 星川智子議員

検討委員会が始まる前に、検査ができれば、温泉の成分ですか、その検査をしていただいて、示していただきたい。メンバーにも、私たちにも示していただきたい、そういうふうに思います。ちょっと時間がなくなったので、最後の質問ですけれども、グリーンバレー神室は町にとって重要な観光資源の一つであり、町民の福利厚生としての意味を持つと考えますが、今後の方向性、福利厚生観光資源の一つという方向性について、町長はどのように考えているのか。福利厚生と言いましても、どのぐらいの方がグリーンバレー、先ほどの方のメンバーじゃないですけど、ターゲットゴルフとかグランドゴルフ、そういうお風呂、そういうのを利用してると思うんですが、利用者に対しての、幾らでも使えるわけじゃないので、福利厚生のお金ちゅうのは介護保険の問題もありますしそちらに、遊びの部分に投入するんであれば、福祉の部分に投入していただきたいというか、財政健全

化、議会活性化財政健全化特別委員会のときも、財政、渡辺係長の方からも、この状態、今の状態をずっと維持していくと、どこかにしわ寄せが行くと。どういうふうにやりくりするかちゅうのが、どこ選ぶのか、神室を選んだら、どこを我慢しなきゃいけないのか、福利厚生の部分グリーンバレー神室にかけるのがどうなのか、そういうところをお伺いしたいと思います。

#### 議長

町長。

#### 佐藤英司町長

はい。ただいまのご質問にお答えをさせていただきますが、総論的な話から参るということになるかと思えますけれども、グリーンバレー神室につきましては、平成元年に町民の健康増進、冬季スポーツ振興施設及び新設並びに観光振興のために神室スキー場設置し、スキー場に訪れる方との交流の場として、森林交流センター、森林学習館があわせて設置されました。その後、平成4年に町民の福祉向上と健康増進、交流拡大を図るために、ホットハウスカムロを設置し、先ほど大変失礼しました、須藤議員のときに、設置後、経過22年というふうに申し上げたんですが、再度申し上げますが、平成4年に設置しましたので、28年経過にちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。

この場で訂正をさせていただきます。

平成4年に、ホットハウスカムロを設置し、平成10年には、さらなる交流拡大に資するために、総合交流促進施設、ホテルシェーネスハイム金山を設置し、体験型メニューなどを提供するなど、グリーンツーリズムの需要に対応した交流拡大を推進してきました。

このような取り組みが、街並み景観づくりと相まって、高く評価され、様々な賞をいただくこととともに、町を訪れる方が増加するなど、交流人口拡大に寄与していると考えられ、グリーンバレー神室一帯が重要な観光資源の一つと位置付けられると考えております。

このように観光面では非常に重要な施設でございますが、先ほども申し上げましたが、

グリーンバレー神室一帯で毎年発生するランニングコストの大きさによる、町財政への影響や施設群の経年によるさらなるコスト増大など、極めて大きな課題がありますので、早急に今後のあり方を見極める必要があります。そのため先ほどらい回答させていただいておりますが、検討委員会で十分議論していただいきたいというふうに考えております。

そしてそこで取りまとめていただいた内容を尊重して、町としての方向性を示したいと思っております。町の役割といたしましては、何といたっても、町が行う通常の行政サービスが継続的に提供されること、多くの町民が健康で生きが持てて生きること、或いは住んでいることが楽しい町であることを持続できることが望ましいと考えております。

そういった観点から、事業見直しを現在進めておりますが、限られた財源の中で、持続可能な範囲での事業実施が求められます。そこで財政面だけをとらえて申し上げれば、診療所とグリーンバレー神室一帯事業での町の持ち出しが大きなウェイトを示している現実がありますので、現在の人口規模や、健全財政運営を考えた場合に、例えば、すべての行政サービスを、町の中で、全部そろえる、今風の言葉で言えば、フルスペックといいますか、行政サービスを提供するというだけではなくても、場合によっては、近隣市町村の施設を活用するというのも必要な選択肢の一つとして、改めて考えていかなければならないと感じております。もちろん今申し上げました考えは、交流拡大や、経済効果、町全体の経済効果、地域活性化の視点からすれば、効率性を重視した考えということになりますが、それだけではならない、文化的な価値や町のイメージアップ効果という視点も、確かに重要な要素であるとは考えております。それらのメリットデメリットを踏まえた上で、当該検討会で議論をしていただいで、一定の方向性にまとめ上げていただくと期待するものであります。また、民間による経営が可能であれば、そういったところをお願いするという選択肢もあると思います。今回の報告書に示されております通り、なかなか、いずれも簡単にいくものではないと認識しておりますし、ますます人口が減少する中で、本当に今後も利用者確保できるのか、不安様子もあり、総合的な判断としては非常に悩ましいも

のだというふうに考えております。更には、先日の議会全員協議会で説明がなされました、セラピーファームめぐたまによる馬を使った福祉観光事業の積極的の推進も、また違った交流人口の拡大、増大に繋がる可能性を秘めておりますので、そのような視点も検討に入ってくるかと思えます。

このように、グリーンバレー神室は観光的な魅力や雇用の場として、非常に重要な施設ではありますが、財政的な面では、言いにくいんですが足枷というか、なっている、現状があると言わざるをえない施設でもあります。これからの町財政の健全化を進める中で、町民の福祉及び、その他行政サービスの充実と維持を図りながら、グリーンバレー神室一帯をどのようなレベルで存続させるかという難しい課題に対しまして、繰り返しになりますけれども、検討委員会で議論を尽くしていただいて、それらを踏まえまして、最終決断をし、町としての方向を示して参る所存でありますので、引き続きご指導お願いしたいと思います。そういうことで、今時点で方向性について明確にこんな形というところを、答えるにはもう少し時間を要するというふうな考え方になりますので、その点もご理解をお願いしたいと思います。

#### **議長**

星川議員。

時間が超えていますのでまとめてください。

#### **星川智子議員**

まず、私は粗を探したいわけではない、真実を知った上で、考えたい。町民の皆様に考えていただきたい。そういう考えですので、ちょっと突っ込み過ぎました。すいません。先ほどの町長の方のお考えに、私は基本的に賛同しています。これで質問を終わりたいと思います。

#### **議長**

次に、早坂憲明委員の質問を許します。

早坂議員。

#### 早坂憲明議員

9番、早坂であります。

本日最後の一般質問となりますが、よろしくお願いします。

通告の通り、持続可能な町づくりについて質問をさせていただきます。

佐藤町長が町政の舵取りを任されてから、1年を過ぎました。当初からやはり誰もやりたくないという事業を見直すということに着手をいたしまして、財政健全化に全力を注いでいるようであります。1年過ぎということでもありますので、そろそろ落ち着いた気持ちで、日々町長という重責を対応しているのかなというふうに思っております。町長を支援する1人として、誤りのない町政運営を期待するものであります。さて以前、公民館大会の中である方が講演されました。少子化、高齢化、過疎化は手強いと、決して勝てる相手ではないと。消滅的な危機にある町が、あの手この手と必要以外の事業を起こせば起こすほど、自分で自分の首を締めることになるというようなこととお話しされました。そして、無駄のない財政出費をして、身の丈に合った町づくりを今から始めないと、財政破綻がやってくるというような講話でありました。基本的には必要以外の人的工作するなというようなことでもあります。先ほども星川議員からいろいろ質問がありましたけども、今、我が町で検討されているすべての課題は現職であります我々議員を含めて、先代の先輩議員の方々の議決によるものであり、また、歴代の町長の政策事業の展開が、ここに来て課題として検討されているというものであります。現在は、町村議員のなり手不足ということで、町村議会全体が議員定数、或いは議員報酬などが議論されている現状であります。

しかしですね、これからの時代は、町政の舵を取るトップである町長も、そして議決権という採決によって町の方向を示す議会議員も、誰でもよいと、人数さえ確保すればそれで良いんだと、いうわけには決していかない時代が迫っていると私は思っております。

先を見据えて子孫が繁栄する町づくりを進めて、この先折り返す2021年を目指して、持

持続可能な町づくりの土台を、今から再構築していかなければ残念ながら、町は衰退する道をたどるだろう、というふうに思っております。第5次、金山町総合発展計画が作成されております。その具現化のために、六つの基本目標、施策の柱が示されております。ここで質問となります。第5次、金山町総合発展計画が目指す町の将来像、その具現化のための六つの基本目標、施策の柱を掲げております。この目標、施策の柱の妨げになることとして、想定されるものはないのか。また、持続可能な町づくりの土台は何であると考えているのか。まずもって2点お伺いします。よろしく申し上げます。

#### 議長

町長。

#### 佐藤英司町長

それではただいまの早坂議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

第5次金山町総合発展計画につきましては、令和3年3月に議会の皆様のご理解とご協力を賜りまして、計画期間を令和3年度から令和12年度の十年間の計画を策定し、中期ビジョンとして、第2期金山町まちひとしごと創生総合戦略を位置付け、令和7年度までの数値目標掲げ、将来像の実現に向けて全課挙げて事務事業を遂行しているところであります。改めて申し上げますが、美しい自然、清い心町金山を恒久テーマとし、町の将来像をみんなが主役、みんなの故郷金山町と定め、住んでよし訪ねてよしの町の実現に向けて、質問にございます6つの基本目標、1つは、魅力と活力の向上、安心して働くことができる町。2つは、新しいつながりと定着、住んでよかったと思える町、3つ目、結婚、出産、子育ての希望がかなう、誰もが生きがいを持てる町、4つ目、ひとが集う、持続可能な町、5つ目、誰もが活躍できる地域社会、生涯活躍の町、6つ目、健全で持続可能な行財政運営としております。計画策定にあたり、町民アンケートや人口推計等の分析を十分に実施の上、策定しておりますので、計画策定から5ヶ月が経過した段階ではありますが、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、毎年の事務事業の見直しを反映しながら、目標達成に向か



っていくものと見込んでおります。しかし、コロナ禍と異常気象や地震等の甚大災害など、これまで経験したことがない想定を超える情勢により、目標や施策の妨げになる要因として考えられます。ご承知のようにコロナ禍が、令和2年当初から世界的に感染拡大し、ワクチン接種等の感染予防策を迅速に進められているものの、7月下旬より第5波が過去最大の感染拡大傾向にあり、各全国各地で緊急事態宣言、蔓延防止措置等、日々その対応に当たりながらも、いまだ終息が見込めない状況にあるのはご承知の通りでございます。

また、東日本大震災以降、各地での大地震や世界的な温暖化による異常気象により、豪雨等の甚大な災害発生等があり、近い将来、南海トラフ地震等の大規模災害も大変懸念される所であり、町としましては、令和2年9月に策定した町国土強靱化地域計画を踏まえた、安心安全な暮らしへの取り組みがますます重要と考えております。

このような事象による直接的な影響に加え、国内経済への影響や、国や地方においてコロナ感染対策費や災害復旧費などの巨額な財政支出をせざるをえない状況下に、財政緊急事態宣言を発出する自治体が出始めるなど、地方財政への影響も確実に出てきていると考えております。当町においては、財政健全化の途中ではありますが、早坂議員の質問にございます、基本目標、施策の計画目標達成をもちろんでありますが、行財政基盤を確実なものとするべく不測の事態に対応できるよう、基金残高の確保や事業見直し等の実施により、町の行財政規模にあった事務事業をより進めていくとは認められているものと考えております。

次に、持続可能な町づくりを土台について早坂議員がおっしゃる内容から伺いますと、持続可能という理念から将来と現在のバランスや継承が大きな課題となっているかと思えます。計画策定にあたり実施した町民アンケートでも、地域の担い手不足を懸念する意見が多く見られ、急速な人口減少による少子高齢化の課題が浮き彫りになっておりますので、町づくりを担う世代を創出育成し、地域コミュニティがまちづくりの土台となり、町民にやさしい地域コミュニティづくり、世代間交流や連帯の土壌づくり、そして、人づくりという体制が一層重要となるものと考えております。町民の生活形態が多様化し、既存の地

域コミュニティが希薄化しているところであり、地域コミュニティの再構築は容易なことではありませんが、持続可能な町づくりをより確実に推進していくためには不可欠なことだと考えております。その上で、地域で抱える課題を的確にとらえ、地域住民の方々とともに課題解決に向けハードソフトの両面において短期的中期的なし視点に立って取り組んでいくことが必要ではないかと考えております。地域の内情に精通されている早坂議員はじめとします議員の皆様には引き続きご指導等をよろしくお願い申し上げます。以上です。

#### 議長

早坂議員。

#### 早坂憲明議員

ありがとうございました。

今回の一般質問は、ただ執行部側からの答弁をいただいて、次回また継続したいと考えています。まずこの度は、自分の考えを述べないで、どんどん進めたいと思います。

先ほど町長述べましたけども、国の施策として、進められておる地方創生ですね。

この地方創生とは基本的には地域を再生して、それを守るための、地方創生だろうと考えておりました。ところがですね、国の担当の方が各自治体に競争原理を導入することが地方の活性化に不可欠であり、格差が生じてもやむを得ないんだと、いうふうにおっしゃっております。また、努力した自治体と努力しないところ一緒にすれば国全体が潰れると言われておまして、人口が減り、努力の見えない自治体は潰れてもかまわないというふうなことになります。要するに人口が減少する高齢化の自治体は、国として面倒見ないということにもなると思われまます。国の地方創生の担当の方の発言によって、人口などの数値を出した地方自治体により多くの財源を振り向けるという、そういう仕組みのようであります。それですから、移住でも何でも転入して人口が増えれば良いんだというふうな政策になっております。長年にわたり、東京都を支えてきた退職する方々が老人になった時、東京都は介護施設が不足するために、その方々の受け入れる先ほどですね、地方創生とい

う政策のもとで、地方へ分散させる仕組みであるというふうに考えるものであります。

経済を盛り立ててくれる若者は必要ではあるんだ。財政負担にある高齢者は、東京都ではもう必要もないというふうな姿が見え隠れするようであります。今の日本の姿を見ますとですね、知識という教育を十二分に受けられた方々によって、権力と金、自殺まで追い込む嘘と隠蔽、そして、人の心に、土足で踏み入れる暴言と訂正、そして、教育も競争、仕事や生活も競争、自治体の存在も競争という、人を蹴落として生き残る時代とも言える社会の環境を築いていると言えると思います。決してこの環境からですね、安定した人間社会は生まれることはないと考えております。ここで質問となります。

地方創生は、人口の回復したところに財源をつけるということのようであります。

国策とは言いながらも、我が町でも農家の農地集積というものを進めているわけでありますが、この農地集積がですね、人口の減少を加速させる要因になるんじゃないかというふうに考えております。農地集積の行く末はどこにたどり着き、どんな姿になるのか、そして、農地集積は地方創生という国策によって、持続可能な町づくりを確実に歩んでいけると確信を持って持続できるというふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

## 議長

産業課長。

## 川崎勉産業課長

ただいまご質問の農地集積に関しまして、町の方で現在進めております、田茂沢蒲沢地域の基盤整備などを中心にお答えをさせていただきたいと思っております。ただいま議員ご指摘の通り、国策の大きな流れとして、地方創生の一連の施策の一部として、農地集積の取り組みが全国的に行われておりますが、当町でも、第5次金山町総合発展計画の6項目の目標は、持続可能な町づくりを目指すものであり、議員がご心配されている点についても十分考え策定し、具体的な施策に移す段階におきましても、その点については十分注意を払

っております。早坂議員からありましたように、農家の農地集積は人口減少を加速させる要因になると考えるということにつきましては、一般的に広大な平野のある地域、具体的に、例えば山形県で申し上げますと、庄内地方など、1枚の田んぼで数町歩に及ぶような非常に大きな基盤整備が行われている地域では、確かに小規模農家による耕作が難しくなるということはあるかもしれませんが、当町で進めております田茂沢蒲沢地域での基盤整備におきましては、1枚の田をそこまで大きくするといったものではございませんし、今後も小規模兼業農家でも十分耕作できると思っております。むしろ、基盤整備により効率化が図られることで、作業軽減が図られるものと考えております。なお、当町での農地集積の多くが、個別農家同士の相対取引によって町単独事業での小規模基盤整備事業とか、そういったものでございまして、昨年度末、令和3年3月末時点での認定農家への集積率に関しては、約65%となっておりますが、国が推し進めているとはいえ、あくまでも強制的なものではなく、双方合意のもとで円滑に行われていることは、当然のことでございます。今後、高齢化等でやむを得ず離農する方も増えてくるものと思われませんが、少ない数の農家の方が効率的に農業を行う上では、国や県が進める大規模基盤整備事業は必要というふうにも捉えております。これは、農地集積の手段の一つ一つでもあります。他に農地中間管理機構を活用した農地集積の事業があり、人農地プランに基づいた地域との話し合いによりこの制度を有効に活用し、地域の総意として進めているものであります。更には、愛知県で進められておりました、地域まるっと方式というもの、これは地域内での話し合いを重視して地域内をまとめて法人化する、そういった方式でございますが、こういったものを参考に、地域の特色を踏まえ、話し合いを重ね、小さい農家も大きい農家も農業継続することを希望される方については、できるだけ営農が継続できるような制度設計を行うよう検討しているところであります。国が推進する事業とはいえ、そのまま行うわけではございませんので、当町の実情に沿って、使える制度は最大限活用させていただくということが基本的な考えで、地方分権の時代であり、従来から自立の町づくりを目指してお

ります当町に関しましては、その考えは変えておりませんし、むしろ、こういったことを進めていくことが、持続可能な町として確実に歩いていけるものというふうに考えております。また、小規模農家の方は、ほとんどは兼業農家の方ですが、今後農家世帯の中でも現在農業に携わっていないという方に関しまして、こういった農業の効率化が図られることで、家業を継いで新規に農業を始める方が出てくるよう期待しているところでもございます。更には、新規の事業創出を行うこととありますとか、法人経営によって従業員としての農業従事者の確保なども、今後は必要なものというふうに思いますし、そういった方々に向けても農地効率化は有効に働き、今後は機械化、ICT化もさらに進めるものと思っております。現在は高齢化や小規模でも頑張っておられる農家の皆様にとりましても、集積を進めることが原因で辞めていくということではなくて、基盤整備を実施することで営農を継続希望の場合も効率的にできるメリットにもなりますので、離農を希望されている場合にも、農地の条件がよければその農地を引き受けていただける方が見つかる可能性も高くなるのではないかと考えております。こういった今まで申し上げましたように、今後も農地の集積集約、また基盤整備などが進んでいくというふうに思われますが、そういった中で、大きいものだけが競争に生き残り、小さいものが排除されるということがないように、町の単独事業でのきめ細やかな支援なども可能な範囲で行って参りたいというふうなスタンスでおりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

#### **議長**

早坂議員。

#### **早坂憲明議員**

はい。ありがとうございます。国策とは言いながらですね。担い手がないという現状でありますので、町としてもですね、当然ながら流れに乗らないととてもじゃないがだめな世界でありますので、そういう流れをですね、乗りながら、新たにですね、町独自のやり方というのも必要であると思っておりますので、そういう町づくりをですね、今後進め

ていってもらいたいと思います。なお、この件についても、今回は自分の考は述べないでまた次回ということにしたいと思います。

持続可能な町づくりを考えた場合ですね、当然ながら担い手ということで、生まれる子供たちがですね、大変不可欠な大切な宝となります。人は皆、家庭に生まれます。

夫婦となり、懐妊するときに魂が肉体に宿ります、心臓が動き出します。そして、母親のお腹にいる子供は、母親の心音の子守歌のように聞きながら、安らぎを感じて、この世に出るチャンスを待ちます。「おぎゃあと」産声を上げ、命の誕生となります。ところが、生まれ出る瞬間に子供に運命が与えられると言われております。人には見えない、この与えられた運命によって、寿命、金運、知識、能力、仕事、健康、家庭運など、「おぎゃあ」と産声あげて、この世に誕生したその瞬間に、その子の人生のすべてが、決定しされてしまうのが人間界の仕組みであると、こういうふうに言われております。この見えない運命が、一つの狂いもなく生まれたばかりの赤子の人生のすべてを支配して行くこととなります。未恐ろしい運命となります。生まれた子供は、一番に何を望むのか、生まれ出る前に、母体内で生活したその環境を生まれてからも、三つ子の魂百までも、3歳までは同じように母親の心音の子守歌のように聞きながら、安らぎを感じて心の安心感を持続していただけることを生まれた子供は望むものと思われます。親が肌で伝える愛は、我が子の感受性を安定させ、理性ある心を見につけていくように、理屈も何の根拠も必要としない無償の親の愛を、子供の心に満足感がこぼれるほどの、安心感を親が肌で伝え注いでくれることを、子供は望むものと思われます。無償の親の愛は、黙っていても、子供の心は安定します。

その安定した心が、理性ある心を身につけていくこととなります。しかし、親、大人の都合によって、子供の希望が叶わない時代になっております。人は、万物の霊長として生まれておるわけでありますけども、とてもですね、不幸な姿であると思われるような現在であります。育児は、知識教え、礼節をしつけるというのが育児ではないと言われておりますけれども、先ほど「おぎゃあ」として運命あると、与えられるというようなことをお

っしかったです、その子供に与えられた運命はですね、15歳にして、初めて与えられた運命の枠の中で、1人立ちしていくというふうに言われております。人間がですね、勝手に法律で定めた成人ではなくて、この世の仕組みによる人間界の掟として、15歳が成人であり、大人とされております。しかし、14歳までの親の接し方、子供の肌に触れ、耳に触れ、親が触れ合う日々の言葉、親の接し方、親の心の動き、すべてが子供の人生を決定づけていきます。先ほど沼澤議員も述べておりましたけれども、親、家庭というものの有り方が、人が育つための決定的な要因、環境となります。ある大学研究で、母親の育児放棄は、胎児期に決まると発表し、胎児の時の家族行動が、生後の子供の人生の骨格を決定する。そういう恐れがあるという研究成果を発表しております。ここで質問となります。

親や大人たちの事情によって三つ子の魂百までもという純粹無垢なる心が育つ環境になり子供たちが増えているように思われますが、どのように考えられるか。

また、我が町では適時適育いくという子育て理念がありますが、この成果検証はされているのか。その2点お伺いします。よろしくお願ひします。

## 議長

教育長。

## 須藤信一教育長

乳幼児期の育ち方が、その後の人間性の基礎となるというふうなところは、早坂議員が述べられてる通りであると思います。三つ子の魂百までもというのは、イギリスでは子供は大人の父である。とか、フランスでは、ヒョウの斑点は変えることはできない、など言い方は違いますけども、外国にも同様のことわざのようなものがあるようでございます。

この時期が人間形成の上での最重要期間としてのとらえ方は、万国共通のものであらうと思います。マズローというアメリカの心理学者がおりますけれども、欲求の5段階という有名な説を述べております。一番下の方から生理的欲求、2番目に安全の欲求、3番目に社会的欲求、4番目に承認の欲求、承認するのは認めてもらってですね、承認の要求、5番

目に自己実現の欲求となっており、生理的欲求と安全の欲求が満たされることが、乳幼児期の基礎的な欲求ということがございます。乳幼児期に食や排泄、睡眠の環境が整えられ、安全が確保された環境で安心考えられれば、人間としての基礎が確実に形成されていくこととなります。しかし、この時期に十分な環境のもとで育つことができないとなると、その後当然影響してくることとなります。心理的に不安定な状況が続けば、登園や登校の渋り、体調不良の訴えなどにより安全や生理的な満足を求めることとなります。本来であれば、こうした物質的な欲求が満たされることで、次の段階である所属による安心感を得たいという社会的な欲求に繋がっていきます。不登校や不適応状況などが増えていることは、社会的欲求に繋がっていない状況にある子供が増えていることの証左であろうと思います。当町の教育理念であります、適時適育は、乳幼児期から青年期までのそれぞれの段階での発達課題と養育者の適切な関わりについてまとめられたものであります。

家庭教育や学校教育の具体的な場面で活用され、指導の指針とされてきました。

当町の教育の重点についても、適時適育を基礎に、命、社会力の育成、学び、確かな学力の育成、地域、創郷力の育成を柱として示しているものでございます。さて、その成果検証がなされているのかというご質問でございますが、適時適育の理念そのものの検証ということではなく、先ほど申し上げました3つの柱に基づく、各重点項目について評価し、改善事項まとめ、次年度に生かしているところでございます。しかしながら、現在の新適時適育がまとめられてから20年以上が経過しておりますので、現在のICTやSNS等を踏まえた、内容の見直しについて、検討しているところでございます。

## 議長

早坂議員。

## 早坂憲明議員

ありがとうございます。

20年というふうな、長い年月でありますので、是非ですね、金山町にあった子供たちの



ですね、健やかに、育つような、そういう適時適育の理念にかなったものを、是非作り上げていただきたいと思います。我々人間にはですね、不思議が存在します。命誕生の不思議であります。なぜ、今この時期なのか。なぜ、この家庭、場所なの。なぜこの個性なのか、なぜこの姿、男として生まれるのか、女として生まれるのか、人間の不思議がこの世の不思議でもあります。男として生まれる運命は、大黒柱という7割の力が与えられ、そして、女として生まれる運命は、奥様、妻、母として3割の力が与えられていると言われております。男として運命7割、女としての運命3割、夫婦で1人前となる。10割の力、100%の力になります。この見えない、運命掟を全うしなかったり、与えられた運命の枠、器を超えれば夫婦の中や、家庭に災いが発生して家庭が崩壊していきます。人間には、もう一つ、不思議が存在しております。なぜ人間としてこのように、生まれでるのか、という不思議であります。この不思議が、人生、生きる課題、目的となります。人の人生は、誰もが、代わることがない、代わることができない、この世に、たった一つだけしかない、たった一つだけしか存在しない、しかも、1回限りの、人生の誕生、命の誕生となるわけがあります。ですから、十人十色10億人。10億に色の人生が存在することになりますので、人生の見本は、他人ではなくって自分自身が見本となります。命は地球よりも重いという、その訳はですね、ここに存在してきます。人としての幸福、喜びは、何の力、学歴、地位、肩書き、財力など必要とせず、誰もが味わうことができる仕組みになっております。大、中、小という、花咲く大きさは違いはあれども、人間としての幸福の花を平等に花咲かせるために、このように命をいただいております。適時適育その土台のすべては家庭の中にあります。国では、幼児教育と小学校教育のかけ橋になるすべての5歳児の基礎となる幼児教育改革を目指しているようであります。ここで、最後の質問となります。

我が町の適時適育という子育て理念は、国の教育改革によって変化していくものであろうか。それを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長**

教育長。

### 須藤信一教育長

はい。命の誕生の不思議、億を超える精子のうち卵子にたどり着けるのはたった一つ。

まさに奇跡の命と言えます。両親、祖父母、さらにその先を20代前までさかのぼると、先祖の数100万人を超すことになります。相田みつをの詩。「自分の番いのちのバトン」には、「過去無量のいのちのバトンを受けついで、今ここに自分の番を生きている。」とあります。奇跡の連続として生まれた命、それはかけがえのない、ただ一つの尊いものであるということは、誰しもが理解していることでもあります。こうして誕生した奇跡のいのちを育むべく、当町では、適時適育を子育ての理念として、約40年にわたって取り組んできております。21年前に、21世紀の教育に向けて時代の変化に伴う改定を行い、その後、新適時適育としての取り組みを進めてきております。しかしながら、乳幼児期の部分は、基礎的などころでもあり、不易と流行ということ言えば、不易の部分にあらるところでもありますし、時代が変わっても、子育ての基本として変わらないものであらうと思えます。こうしたことも踏まえつつ、今日のICTやSNSの時代に応じた見直しも必要となってきたことから、先ほどご質問のところでも述べましたように、見直しについて検討しているところでございます。幼児期のICT機器との関わりもありますけれども、特に小学校以降のところでは、GIGAスクール構想等に伴い、ICTやSNS活用の対応を考慮した内容を盛り込む必要が出てきております。さだまさしさんの曲「いのちの理由」の最後に、「私が生まれてきた訳は、愛しいあなたに会うため」「私が生まれてきた訳は、愛しいあなたを守るため」というふうに結ばれています。奇跡の命の出会いに感謝しながら、子育てに取り組めるようなそんな環境づくりを町民みんなで進めていきたいというふうに思います。

### 議長

一般質問の途中ですが、本日の会議時間は、議事進行上の都合によりあらかじめ延長し

ます。早坂委員。

### 早坂憲明議員

ありがとうございました。

当然ながら、家庭に子供が生まれるというそのもの自体をですね、何千年たっても、変わらない事実であります。そういうわけで、当然ながら三つ子の魂まではですね、変化してもいろいろ国の教育改革変化があってもですね、その土台については、人間がこの世に出た土台については、変化あってはいけないという動きであると思っております。

どうかですね、その家庭のあり方ですね。沼澤議員もおっしゃってましたけども、そのあり方を重視した、とにかく、今、どちらかという、核家族で家庭崩壊というふうな本当に家庭の大事さを見失ったような状況であります。それですから、基本的には社会全体が乱れている基本的な家庭が乱れてるから社会も乱れるんですね、その家庭さえしっかりすれば、社会は間違えなく安定した社会に戻ると思います。ですからその家庭のあり方、家庭の充実さというものを、是非ですね、重く見て検討していただきたいと思います。

先ほどからですね、聞きなれない言葉で運命の話をして参りました。運命とは何かと。辞書で調べるとですね、人間にめぐってくる、幸・不幸と解説されております。実は運命とはですね、字のごとくでありまして、命を運ぶということでもあります。自分には見えない与えられた運命というものがあるわけですが、この運命を代替的に表現しているのが、頭の毛からつま先までの自分の姿、実体であります。ただ、生きてる我々が、そのものの実体を把握できる能力がないということですね。ですから、いろいろ人刺されたり、或いは、事故にあったり、いろんなことがありますけども、その一端が、髪の毛から足つま先までのある一部に、それがあると、そうでなければまた、先祖の中にそういうふうになったかという、そういう因果、遺伝のもとで因縁のもとで因果があると、そういう仕組みになっております。そういう大事な自分という姿、実体でありますので、自分のものだからと言って自分勝手に、自分をいじればいじりるほど、子孫に悪しき因縁を残して、悪

しき因果、苦しむ結果をですね、後世に残していくということになります。そして、我が家に生き地獄を生み出して、やがて家系は、絶えていくという、これが人間界の仕組み、掟になっております。ですから、誰も見てないから、悪い事やってもいいんだと、いうことにはならないんです。その見えない心の動きがすべて、子孫に、或いは自分に跳ね返るという仕組みになっております。ですから自分を大切にしてくださいという、教えの訳はですね、ここに存在します。運命というものは、一人一人の人間だけではなくてですね、国、県、町、そして集落、家庭、そして変化する時代にも、運命を与えて、その運命に操られて、この世は回る仕組みになっていると言われております。ですから、この世のすべてが、原因なくして結果は有り得ないという、仕組みになっております。与えられました町の運命・器をですね、超えたり、或いは無いものを求めたりして人的工作をすればするほど、町はやがて、消滅していく道を歩むことになります。我が町に与えられた運命、与えられた器・枠の中で、末広がり子孫が繁栄する、本当に正しい持続可能な町づくりをですね、ご期待を申し上げまして質問を終わらせていただきます。

今回はですね、今日いただいた答弁をもとにして、続編をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

## 議長

これで一般質問を終わります。

次に、休会についてお諮りします。

明日、明後日は、休日のため、本会議を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、明日4日から、5日までの2日間を、休会とすることに決定しました。

なお、6日は午前10時から、本会議を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、散会とします。

どうもご苦労さまでございました。

令和3年9月6日（月曜日）

令和3年9月金山町議会定例会 会議録  
（第4日目）

令和3年9月金山町議会定例会 会議録

令和3年9月6日  
午前10時 開会

1. 応招議員

|    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 栗田保則議員  | 2番  | 中村忠行議員 |
| 3番 | 大場洋介議員  | 4番  | 沼澤道也議員 |
| 5番 | 柴田清正議員  | 6番  | 須藤典夫議員 |
| 7番 | 寒河江宏一議員 | 8番  | 星川智子議員 |
| 9番 | 早坂憲明議員  | 10番 | 矢口政一議員 |

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 1番 栗田保則議員 2番 中村忠行議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

|                      |      |                  |      |
|----------------------|------|------------------|------|
| 町長                   | 佐藤英司 | 副町長              | 不在   |
| 教育長                  | 須藤信一 | 総務課長             | 宮林聡志 |
| 教学課長                 | 佐藤幸浩 | 会計管理者<br>(兼出納室長) | 藤山一栄 |
| 健康福祉課長               | 丹敏雅  | 健康推進主幹           | 三浦慶美 |
| 産業課長<br>(併農業委員会事務局長) | 川崎勉  | 診療所事務長           | 三上裕一 |
| 環境整備課長               | 佐藤英樹 | 総合政策課長           | 庄司紀一 |
| 町民税務課長               | 柴田直樹 | 代表監査委員           | 丹洋一  |

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 正野学

8. 議事日程

日程第1 町長提出議案の一括上程

日程第2 提案理由の説明

日程第3 提出議案の説明

日程第4 決算特別委員会の設置及び付託



## 議長

本日の出席議員数は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

## 日程第1 町長提出議案の一括上程

### 議長

日程第1 町長提出議案の一括上程を行います。

議第63号令和2年度金山町一般会計決算の認定について、

議第64号令和2年度金山町国民健康保険特別会計決算の認定について、

議第65号令和2年度金山町介護保険特別会計決算の認定について、

議第66号令和2年度金山町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、

議第67号令和2年度金山町農業集落排水事業特別会計決算の認定について、

議第68号令和2年度金山町公共下水道事業特別会計決算の認定について、

議第69号令和2年度金山町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、

議第70号金山町過疎地域固定資産税の課税免除条例の一部を改正する条例の制定について、

議第71号金山町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、

議第72号令和3年度金山町一般会計補正予算（第6号）、

議第73号令和3年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、

議第74号令和3年度金山町介護保険特別会計補正予算（第2号）、

議第75号令和3年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、

議第76号令和3年度金山町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、

議第77号金山町過疎地域持続的発展計画の策定について 以上15件を一括上程します。

## 日程第 2 提案理由の説明

### 議長

日程第 2 提案理由の説明を求めます。

町長。

### 佐藤英司町長

おはようございます。

それでは、本日、金山町議会 9 月定例会に提案いたします議案の概要についてご説明申し上げます。提出議案は、議事日程にございますように議第 63 号から議第 77 号までの 15 件であります。その内容は、令和 2 年度各会計決算の認定 7 件、条例の一部改正 2 件、令和 3 年度各会計補正予算 5 件、その他 1 件でございます。

最初に議第 63 号から議第 69 号までの 7 件は、令和 2 年度各会計決算の認定についてでございます。各会計の収支につきましては、企業会計である水道事業会計の収益的収支並びに資本的収支につきましては赤字決算となりましたが、一般会計及び 5 つの特別会計につきましては、いずれも黒字決算となっております。

一般会計特別会計及び水道事業収益的収支の決算額の合計は、歳入 69 億 6083 万円、歳出 65 億 5470 万 5000 円となり、前年度と比較いたしまして歳入 10.7%、歳出 10.6%、それぞれ増額となりました。各会計の款項に係る決算状況につきましては、会計管理者並びに担当課長等から説明申し上げますので、私からの説明は割愛させていただきたいと思っております。

まず、議第 63 号令和 2 年度金山町一般会計決算認定についてでございます。全国的なこととなりますが、新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種に追われた年となり、定額給付金の支給や地方創生臨時交付金事業など、新型コロナウイルス対策関係にかかる経費が補正予算より大幅に増加いたしましたことから、歳入は前年度対比 14.9%増の 52 億

4967万9000円、歳出も16%増の49億2745万8000円、歳入歳出差し引き3億2222万1000円となりました。繰越明許費につきましては、町議会6月定例会で報告させていただきましたが、翌年度に繰り越す一般財源が2510万7000円となっておりますので、実質収支は2億9711万4000円となり、翌年度への繰越金となります。また、財政運営基金の積み立て取り崩しを含めた実質単年度収支につきましても、4577万5000円の黒字決算となっております。

次に、議第64号令和2年度金山町国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、事業勘定は最上地区広域連合設立前の国民健康保険税滞納繰越分を令和元年度末に不納欠損処分としたことから、令和2年度以降の収入がなくなり、事業勘定を閉じることとして9月補正予算で清算に係る調整をいたしましたので、歳入歳出決算とも7万5690円となり、収支はゼロとなりました。続きまして、町立金山診療所に係る直営診療施設勘定でございますが、歳入は前年度比4.3%減の3億4238万4000円、歳出も8.4%減の3億2156万5000円で、歳入歳出差引2081万9000円となっております。

次に、議第65号令和2年度金山町介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入8億6873万1000円に対し、歳出は8億2762万1000円、差し引き4110万9000円となり、前年度比では、歳入が3.3%、歳出が2.1%、それぞれ増となりました。

続きまして議第66号令和2年度金山町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございますが、歳入は前年度より10.1%増の7042万3000円、歳出も10%増の6780万6000円で、差し引き261万7000円となっております。

次に、議第67号令和2年度金山町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入は15.6%減の8908万5000円、歳出も25.4%減の7729万9000円で、収支は1178万6000円となりました。そのうち翌年度繰越明許費の一般財源が681万2000円となっておりますので、実質収支は497万4000円となります。

続きまして、議第68号令和2年度金山町公共下水道事業特別会計決算の認定についてで

ございますが、歳入は1億6162万9000円、歳出は1億5084万円、差し引き1078万9000円となりました。前年度との比較では、歳入が3.1%増となった一方、歳出は1.2%の減となりました。

最後に、議第69号令和2年度金山町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてでございますが、仮払消費税を除く収益的収支における収入は前年度対比4.6%減の1億7882万1000円、支出も4%減の1億8203万8000円、差し引き321万7000円の赤字決算となりましたので、欠損金については利益積立金で補填したところでございます。

また、資本的収支でございますが、工事負担金及び町債等の資本的収入がなく、資本的支出が8384万1000円となりましたので、損益勘定留保資金等で補填をさせていただいたところであります。

以上が、令和2年度各会計決算の認定に係る議案の概要でございます。

次に、条例の一部改正となります。

初めに、議第70号金山町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例は、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、過疎地域内の産業振興を図るため、平成33年すなわち令和3年3月31日までの特別措置法で定める要件に該当する固定資産税の課税免除が適用されるもので、本条例第5条第3項の規定で令和3年3月31日でその効力を失うとされております。国では、令和3年4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を施行し、引き続き過疎地域について総合的かつ計画的な対策を行うことにしております。今般、新たな特別措置法に基づく固定資産税の課税免除の要件等が示されたことにより、その内容に条例を改正するもので、条例の施行期日は公布の日としておりますが、特別措置法の施行、施行日期日が、令和3年4月1日となっていることから、改正条例につきましても、同日から適用することとしております。

次に、議第71号金山町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消防団員の確保に努めておりますが、人口の減少などから現在の団員数は348名となっており条例第5条に規定している定数の400人を下回っている状況にあります。しかしながら消防団員の退職金などに充てる消防補償等組合の負担金、団員1人当たり2万1270円の算定につきましては、前年10月1日現在の消防団条例に定める定数となっておりますので、団員数が定数に達していない場合でも負担金を支払う必要がありますので、財政負担と今後確保可能な団員数など検討を行った結果、400人から350人に改正するものでございます。なお、消防団員の報酬及び手当の改正につきましては現在検討中でありますので、関係する条例、金山町特別職の職員の給与に関する条例及び金山町消防団条例の改正につきましては、町議会3月定例会で提案したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議第72号から議第76号までの5件は令和3年度各会計の補正予算でございます。

最初に、議第72号令和3年度金山町一般会計補正予算第6号についてでございますが、歳入歳出に1億5245万8000円を追加し、補正後の総額を41億5880万円とするものでございます。まず、財政運営に関わることでございますが、前年度繰越金が確定したことに伴い地方財政法第7条の規定により繰越金の2分の1以上に相当する1億4860万円を財政運営基金に積み立てすることにしております。財政運営を大きく左右いたします地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額につきましては、7月中旬に行われました本算定により普通地方交付税はデジタル化推進費、消防費、過疎対策事業債などの公債費が増額となったことなどから、前年度対比1億3498万8000円率にして6.9%の大幅な増加となりました。臨時財政対策債発行可能額も前年度対比1941万4000円、率にして26.1%増の9360万7000円となり、合わせまして前年度対比1億5440万2000円の増となっております。

また、後程ご説明させていただきますが、未利用の町有財産の売り払いについて公募いたしましたところ応募があり、6月9日に一般競争入札を執行し土地並びに建物を売却いた

しましたので、その売却収益 640 万 1000 円を資産活性基金へ積み立てを行うものでございます。

次に各課に係ることといたしまして、県からの総合交付金及び指定統計などの各種委託金の交付決定額が通知されましたので、それらに係る部分の財源調整をさせていただいたところであります。

続きまして各課の主な補正内容を申し上げますと、議会事務局につきましては国会議員等への要望活動費用として 50 万 3000 円を計上させていただいたところでございます。

次に総務課関係では、NTT の電線に共架しております光ファイバーケーブル支障移転委託料 2 件の増額をお願いしておりますが、1 件につきましては NTT より稲沢線魚清水地内の電柱を強化電柱に建て替えをするため移転の依頼があり、その移転料が 62 万 7000 円となっております。2 件目の案件は、国から新庄金山道路整備にかかる山崎並びに荒屋地内の電柱の移転依頼がありましたので、407 万円を増額させていただくものであります。移転に係る補償費につきましては、国から町に支払われる予定とお聞きしておりますが、今後、補償額及び支払予定日が明確になってから、歳入予算に計上したいと考えております。

なお、新庄金山道路整備に係る電柱等の移転については、今後、朴山地内についても予定されているとのことでございますので、国からの移転時期等が示されました段階で補正予算または令和 4 年度予算に計上させていただく予定としておりますのでよろしくお願い申し上げます。また、経済センサス調査委託料の交付決定により、調査にかかる費用 9 万 5000 円を減額調整いたしましたほか、役場庁舎地下の物品庫などの修繕費用 38 万 9000 円を増額させていただいたところであります。

続きまして総合政策課関係は、先ほど申し上げましたが 5 月 21 日発行の広報かねやまお知らせ版で町有財産の土地建物 12 件の売り払いを公募いたしましたところ、5 件について応募があり、一般競争入札を執行した結果、総額 640 万 1000 円で売却いたしましたので、土地建物売り払い収入の当初予算額 200 万円との差額 440 万 1000 円を増額し、歳出におき

ましては、資産活性基金に 640 万 1000 円を積み立てするものでございます。また、町有施設維持管理経費といたしまして、公共施設 23 ヶ所の不具合がないか点検する調査委託料 120 万 5000 円、有屋、明安、旧中田小学校 3 校の不動産鑑定委託料 100 万円を増額させていただきました。

町民税務課関係でございますが、歳入では所得税等の確定申告に基づき町民税の算定をいたしましたところ、所得割及び譲渡所得等の増により個人町民税の調定額が当初予算時の見込みより増となりましたので、現年課税分 1285 万 7000 円を増額したところであります。歳出につきましては、今般の新型コロナウイルス感染状況に鑑み 4 月 29 日に予定しておりました春季消防演習並びに 6 月 27 日予定しておりました消防団操法大会につきましては、中止いたしましたので、その経費を合わせまして 175 万 8000 円を減額しております。

また、地域防災活動用施設整備事業につきましては、車両機械購入事業が完了し予算との購入額の請差 41 万 1000 円を減額いたしますとともに、各分団地域防災活動用施設整備事業は、荒屋地区で実施予定としておりました消防小屋新築工事について取り下げすることになりましたので、補助金 254 万 1000 円を減額する一方、凝山地区で実施いたしました防火水槽給水管設置工事費の増額に伴い補助金 25 万 4000 円を増額させていただいたところであります。

次に、健康福祉課関係は、7 月 28 日の議会全員協議会でご説明させていただきましたが、県では保育料の段階的無償化に向け国の基準保育料の第 3、第 4 階層の保育料 2 分の 1 を市町村に交付する方針としております。町が残りの部分を上乘せして補助することにより、国の無償化に先駆けて完全無償化となりますので、153 万 3000 円財源負担は県交付 121 万 8000 円町負担 31 万 5000 円を計上し、長引くコロナ禍の中、該当世帯保護者の負担軽減を図って参りたいと考えております。また、国の感染予防対策事業による健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業として、インフルエンザワクチン接種の状況等を自治体間で情報共有できるよう、結果様式の標準化整備委託料 59 万 4000 円、情報連携システム整備

委託料 196 万 9000 円及び新型インフル接種台帳システム改修委託料 30 万 3000 円を計上させていただきます。所管いたします特別会計への繰出金につきましては後ほど特別会計補正予算でご説明申し上げますが、国民健康保険特別会計直進勘定予算への繰出金は 1526 万 7000 円を減額した一方、介護保険特別会計の繰出金は 113 万 6000 円を増額としてございます。

続きまして産業課関係では、総合交流促進施設の小破修繕料及び火災通報機取替費用など 82 万 4000 円を増額させていただきました。また、8 月 23 日の議会全員協議会の中で質問がありご説明させていただきました神室スキー場の除雪につきましては、経費削減を図るため、圧雪除雪業務をスキー場従業員が行うこととしておりましたが、スキー場従業員を募集するにあたり、勤務体制などを精査したところ除雪業務についてはホットハウスの除雪も行っており、朝早く勤務となることから、現在の想定人員体制でローテーション組むには休憩時間が取れない状況になることが判明いたしましたので、従業員の人数をふやすのではなく、除雪業務を民間に委託することによりスキー場従業員の勤務体系が円滑に運用できる見通しと見通しになりましたので、委託料 215 万 6000 円を増額させていただくものであります。

環境整備課関係は、千葉県で発生した通学路の事故を受け通学路を点検した結果、横断など、危険箇所 2 か所のグリーンベルト設置工事費 59 万 4000 円、県道平岡日当線側溝整備工事負担金 35 万円、八幡公園橋台撤去工事費 27 万円を増額する一方、羽州街道交流会金山大会につきましては、新型コロナウイルス感染状況に鑑み中止することといたしましたので、その開催経費 50 万円を減額したところでございます。

最後に教学関係につきましては、寿大学開催事業を社会福祉協議会に委託する予定としておりましたが、老人クラブ連合会と協議を行った結果、これまでと同様に教学課が主体となって開催することになりましたので、昨年度と同様の内容に組み替えをさせていただいたものであります。なお財源につきましては、町債、地方特例交付金を減額いたし、個



人町民税、国庫支出金、財産収入、前年度繰越金などを増額して調整させていただきました。

続きまして特別会計の補正予算 4 件につきましてご説明いたします。

最初に議第 73 号令和 3 年度金山町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号についてでございます。直営種診療施設勘定予算の歳入歳出に 89 万 7000 円を追加し、予算の総額を 2 億 1706 万円とするものでございます。内容でございますが、歳入では、7 月臨時会で議決いただきました一般会計歳入歳出予算で増額した国からの新型コロナウイルスワクチン接種休日加算に係る診療収入ワクチン接種委託料 1616 万 4000 円を増額し、一般会計からの繰入金 1526 万 7000 円を減額したものであります。歳出につきましては、みすぎ荘入所者の診療に係る従圧式陽圧人工呼吸器リース料 43 万 6000 円及び在宅酸素の医療機器等使用料 46 万 1000 円を増額したものでございます。

次に、議第 74 号令和 3 年度金山町介護保険特別会計補正予算第 2 号についてでございますが、歳入歳出に 1695 万 2000 円を追加し、総額を 9 億 4013 万円とするものであります。

内容は、国庫負担金及び支払基金からの交付金につきましては、介護給付費等の実績報告に基づき、翌年度に精算交付並びに過大交付分を返還することになっており、令和 2 年度につきましては、国及び支払基金からの交付金が過大交付となりましたことから国へ 1325 万円、支払基金へ 201 万円を返還するものであります。また、介護予防ケアマネジメント事業 88 万 8000 円及び介護ケアプラン作成委託料 24 万 8000 円を増額させていただきました。財源につきましては、地域支援事業費が精算交付となりましたので国庫支出金 19 万 5000 円、一般会計繰入金 113 万 6000 円及び、繰越金 1562 万 1000 円を増額して調整しております。

続きまして議第 75 号令和 3 年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号並びに議第 76 号令和 3 年の金山町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号についてでございますが、いずれも施設管理等に係る修繕料 50 万円を増額させていただくもので、財源につま

しては、前年度繰越金を充当しております。また、農業集落排水事業及び公共下水道事業につきましては、令和6年度から企業会計が適用されることに伴い、その移行支援業務を委託することにしておりますが、令和5年度までの業務委託期間となることから債務負担行為を設定させていただくものでございます。

最後に、議第77号金山町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございますが、議第70号で申しあげましたように、これまでは過疎地域自立促進特別措置法の規定により過疎計画を策定し、状況に応じて変更した計画により町の産業振興を図ってきたところでございますが、令和3年3月31日までの特別措置法であり、国では令和3年4月1日から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を施行し、過疎地域の総合的かつ計画的な対策を行うこととしております。このようなことから、未来に繋がる産業の振興、住民福祉の充実、地域コミュニティ活動など、持続可能な町づくりを行うため過疎債を充当できる令和3年度から7年度までの過疎地域自立促進特別事業計画などを定めた金山町過疎地域持続的発展計画を策定したものであります。

以上15件につきまして、提案理由を申しあげましたが、詳細は会計管理者並びに担当課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

### **日程第3 提出議案の説明**

**議長**

日程第3 提出議案の説明を求めます。

会計管理者。

**藤山一栄会計管理者**

(朗読、説明省略：議第63-68号議案書のとおり)

**議長**

環境整備課長。

**佐藤英樹環境整備課長**

(朗読、説明省略：議第 69 号議案書のとおり)

**議長**

総務課長。

**宮林聡志総務課長**

(朗読、説明省略：議第 70-72 号議案書のとおり)

**議長**

診療所事務長。

**三上裕一診療所事務長**

(朗読、説明省略：議第 73 号議案書のとおり)

**議長**

健康福祉課長。

**丹敏雅健康福祉課長**

(朗読、説明省略：議第 74 号議案書のとおり)

**議長**

環境整備課長。

**佐藤英樹環境整備課長**

(朗読、説明省略：議第 75-76 号議案書のとおり)

**議長**

総務課長。

**宮林聡志総務課長**

(朗読、説明省略：議第 77 号議案書のとおり)

#### 日程第4 決算特別委員会の設置及び付託

##### 議長

日程第4 決算特別委員会の設置及び付託を議題とします。

お諮りします。

上程しました議案のうち、議第63号から69号までの各会計決算の認定については、全議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第63号から69号までの各会計決算の認定については、全議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたしまして、委員長並びに副委員長の互選するための、決算特別委員会を開きますので、委員の方は議員室にご参集願います。

11時16分 休憩

---

---

11時27分 再開

##### 議長

休憩を打ち切り、再開します。

決算特別委員会の委員長並びに副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長には沼澤道也委員、副委員長には中村忠行委員が互選されましたので、よろしくお願いたします。

次に、休会についてお諮りします。

明日7日は決算特別委員会並びに総務文教、産業厚生、広報の各常任委員会のため、8日

は議案調査のため、9日は決算特別委員会が開催されたため、それぞれ休会したいと思います  
が、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、明日7日から9日までの3日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は、すべて終了しました。

これをもちまして散会とします。

どうもご苦労さまでございました。

令和3年9月10日（金曜日）

令和3年9月金山町議会定例会 会議録  
（第8日目）

令和3年9月金山町議会定例会 会議録

令和3年9月10日  
午前10時 開会

1. 応招議員

|    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 栗田保則議員  | 2番  | 中村忠行議員 |
| 3番 | 大場洋介議員  | 4番  | 沼澤道也議員 |
| 5番 | 柴田清正議員  | 6番  | 須藤典夫議員 |
| 7番 | 寒河江宏一議員 | 8番  | 星川智子議員 |
| 9番 | 早坂憲明議員  | 10番 | 矢口政一議員 |

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 1番 栗田保則議員 2番 中村忠行議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

|                      |      |                  |      |
|----------------------|------|------------------|------|
| 町長                   | 佐藤英司 | 副町長              | 不在   |
| 教育長                  | 須藤信一 | 総務課長             | 宮林聡志 |
| 教学課長                 | 佐藤幸浩 | 会計管理者<br>(兼出納室長) | 藤山一栄 |
| 健康福祉課長               | 丹敏雅  | 健康推進主幹           | 三浦慶美 |
| 産業課長<br>(併農業委員会事務局長) | 川崎勉  | 診療所事務長           | 三上裕一 |
| 環境整備課長               | 佐藤英樹 | 総合政策課長           | 庄司紀一 |
| 町民税務課長               | 柴田直樹 | 代表監査委員           | 丹洋一  |

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 正野学

8. 議事日程

日程第1 議案審議  
日程第2 委員長報告

追加日程第1 町長提出議案の追加上程  
追加日程第2 提案理由の説明  
追加日程第3 提出議案の説明  
追加日程第4 議案審議  
追加日程第5 議員提出議案の追加一括上程  
追加日程第6 趣旨説明  
追加日程第7 議案審議  
追加日程第8 閉会



## 議長

皆さんご苦労さまです。

本日の出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

## 日程第1 議案審議

### 議長

日程第1 議案審議に入ります。

お諮りします。

議事整備の都合上、質疑を議第70号から71号の2件、議第72号から76号までの5件、議第77号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第70号から71号の2件、議第72号から76号までの5件、議第77号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第70号から71号に対する質疑を許します。

早坂議員。

### 早坂憲明議員

はい、9番早坂です。

議第71号、金山町消防団条例の一部改正する条例の制定について、3点お伺いしたいと思います。

消防団員数を400人から350人というような改正のようでありますけども、我々の時

代はですね、1年か2年待たないと消防団に入れないというような、非常に入りたくても入らないというような、なかなか、年数は一応は協力していたけども、協力した年数入っていないもんですから、そういうような時期もあったんですけども、大変な時期に入ってるなというふうに感じております。この400から350に改正するというわけでありましてけども、本当に入団される方が、地区の周りにいないのか。それとも、入団していないのかという現状を、一つお聞きしたと思いますこれ1点目。2点目ですけども、現在の消防団員数は348人ということでありましてけども、この348人全員がですね訓練や、行事に対して、可能な限り参加しているのか、それとも、一切ですね、参加していない団員もいるのか。ということ2点目。3点目、この、一切参加してない方がいるとすれば、退職した場合に、この方々に支払われるとする退職金、という形なんですけども、どういうふう到现在なっている3点をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 議長

町民税務課長。

#### 柴田直樹町民税務課長

はい。

早坂議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、入団される方、地区の周りにいないのかというようなところでございますけれども、消防団員の確保のため、確保に向けましては、町の方でも4月の入団に向けまして広報等でも呼びかけを行っているところでございますけれども、また消防団協力事業所というようなことで、そういった制度もございまして、事業所からもご配慮いただくなど環境整備に努めているところでございます。

また、各地区消防団におきましても、かなり人数も減ってきておりますので、できるだけ多くの方に入っていただきたいということで、案内にも力を入れているところでございますけれども、そういった状況の中でもなかなかこういった状況になっているというよう

なことでございます。よろしく申し上げます。

2番目の一切参加していない団員がいるのかというようなところでございますけれども、全員が参加する場面としましては、春季消防演習等ございますけれども、その際は、もちろん都合の悪い団員等も、その年によりましているかと思えます。そういったことで、全員が参加できているというような状況ではございませんが、ただ全く、いわゆる幽霊団員といえますか、そういった方については町としては、いないのではないかなというふうには考えているところではありますけれども、例えば、来年以降、消防の報酬を個人口座に振り込む場合に、各人から口座の内容を確認をするというようなことがありますので、そういった場面におきまして、どうしてもいなくて確認できないというような方については、報酬を支払えないというような状況が出てくるかというふうにご考えてございます。

また、一切参加していない団員がいればどうなるのか、退職報償金どうなるのかというところでございますけれども、これにつきましては、入団から退団までその期間でお支払いされるものでございますので、万が一、そういった一切参加していないというようなことがあっても支払われるということになってしまうんですけども、そういったことがないように、できるだけそういった状況の確認等に努めて参りたいというふうにご考えております。以上でございます。

#### **議長**

早坂議員。

#### **早坂憲明議員**

実はですね、上台なんかも一時いなくなって、その後、野球部作ったことで団員がかなり増えて、非常に整ったんですが最近はなかなかね、そういうふうに行かない状況にもなってきておりますので、どうもですね、この団員の方の中から、この退職金についての不満が出ているんですよ。何にもしなくて、個人的に退団した場合の報酬というかな、いただけというのはちょっとおかしいんじゃないか。それだったら、地区に還元すべきじ

やないかっていうふうな話もある。

1年には1回、或いは2年に1回でもいいですけども、できる限り協力できている方であれば、こういうことはね、解消され、そういうことは、言う必要ないんですけども、実際問題この不満出てくるってことは、基本的には俺だってそうしたらいいのかなって思うと思う。

あと今度、今事業所なんか、或いは地区でも、いろいろ勧誘というのはやられると思うんですけども、そういうふうな環境を見てしまうと、それならば入らない方がいいのではという親御さんもいるのよね。実際、なかなか消防団の中で勧誘進めても、どうも親元、家族の中で、そういうふうに拒むというところもあるようで、その不満なくするために、本当にきちっとして、全く何年も出席できてない、全くの幽霊団員は、まずいんじゃないかなと、長く続けるために思う。

当時は、とにかく来なくてもいいから名前だけでもっていうふうなことで勧誘したところもあると思いますので、どうかその辺検討していただいて、実際問題348名という感じでありますけども、これから益々いなくなります。実際問題そうしたらどうするかという問題が必ず来ますので、その前にですね、この当然ながら、忙しい中で協力してるというふうなどっちゃってという奉仕的な活動になります。ですから消防だけでなく、行方不明になったとか或いはね、水が出たとか非常にそういう時に献身的に頑張らないといけない状況でありますので、そういうことを踏まえながら、この幽霊団員の参加を見直すっていかね、きちっとした人はいなくてもいい、やれる人をきちっとしてやれる人を大事にしていきたいという、そういうやっぱり行政環境を作ることも大事なのではないかなというふうに思いまして質問したんですけども、どういうふうに感じかお伺いいたします。

**議長**

町民税務課長。

**柴田直樹町民税務課長**

はい。先ほど申し上げましたようにこれまでは、各部にその報酬をまとめて支給していたということがございますので、場合によってはその名前だけというようなことで、その団員分の報酬、入ればという事柄も、もしかするとあったのかもしれないですけども、来年以降個人ごとの支給というような形になりますので、全く所在が確認できないと、そういう方については、まず除かれるのではないかなというふうに考えております。

そのような団員間の不満の声が出ているというようなことにつきましては、今後消防団の中でもちょっと話をしていきます。

どのようにしたらいいかということで、検討していきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

#### 議長

他にありませんか。

ないようですので、これで議第 70 号から 71 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 70 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 70 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 71 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 71 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 72 号から 76 号までに対する質疑を許します。

大場議員。

### 大場洋介議員

3 番大場でございます。

私からは、先ほどありました第 72 号一般会計補正予算に関わる質疑を行わせていただきたいと思います。

まず初めに説明書の 20、21 ページであります、環境整備課主幹であります、8 款 2 項 2 目 14 節の町道路維持修繕工事についてお聞きしたいと思います。

この事業では適正な維持管理として道路の長寿命化を図る上で、町長の提案説明を受け、この事業に対しましては理解して受けとめております。

千葉県で発生しました通学路の事故を受け、通学路点検による役場前十字路、きごころ橋前後の横断指導線及びグリーンベルトの設置は来年春からの小学校統合に向けて、児童生徒及び PTA、教育関係者にとって、また通学路の安全確保として安心感が増すこととなり、大変効果的にとらえております。グリーンベルトは歩道がない路側体だけの道路に設置することで、車道と歩道区間が明確になり、自動車等の通行車両への注意喚起として有効なものと認識しております。

また、車両の速度を抑制させ、歩行者との接触事故を防ぐことも目的としているため、大変重要な事業だと思っております。しかし、横断指導線は横断歩道とは違って道路交通上規制の効力がないため、横断する歩行者がいても車両に停止義務がないため、破線のような場合が多いと受けとめています。

運転される町民への周知と、また来町される方々への効果的な表示が必要と存じますが、今回、どのような工事及び表示となるのか、1 つ伺いたいと思います。

### 議長

環境整備課長。

### 佐藤英樹環境整備課長

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この度のグリーンベルト等の設置は、大場議員がおっしゃいます通りに千葉県交通事故を受けて緊急的に行われたものでもありますが、警察、新庄警察交通課の方と教育委員会、そして学校道路管理者であります環境整備課の職員が一緒になって通学路の危険箇所について点検をいたしまして、その際に必要であるということで現地を確認しながら、まず対策させていただいたものでございます。

具体的に役場前の十字路ときごころ橋の前後に横断指導線とグリーンベルト設置するわけになるんですけども、きごころ橋付近はきごころ橋の前後、ここにまず、横断指導線、そして中にグリーン、緑色のグリーンベルト帯になります。きごころ橋、横断歩行者部分の木橋になりますので、そちらの方に、羽場方面から来た場合の黒沼石材店付近の方、きごころ橋方面にに向かってグリーンベルトを設置いたします。

きごころ橋を渡って、またすぐ横断指導線を引き、今度は小学校方向に、すいません。間違えました。木橋からきごころ橋、木橋を歩道橋の部分を渡っていただくこととなりますので、そちらの方面に、ある程度の距離をきごころ橋の前後にまず引いて、さらにその横断歩道指導線を引くというふうな形がきごころ橋付近になります。

役場前十字路に関しましては、現在横断歩道が2ヶ所。十字路うちの2ヶ所でございますので、横断歩道のない部分にグリーンベルトの横断指導線を引くというふうな形を今予定しております。そして、町民の周知ということもありましたので、その工事が終了した段階で、今回の写真を掲載するとともに、周知を広報やホームページ等に掲載して町民の方々に促したいと考えております。また、大場議員の質問の中にもありましたけれども、あくまでも歩行者専用ということではございませんので、歩行者の安全のための設置及び車を運転する方への双方の注意を喚起する部分ということで、今回捉えておりますので、

その点で周知させていただきたいと考えております。以上です。

**議長**

大場議員。

**大場洋介議員**

はい。回答ありがとうございます。

やはり安全点検する上で、今後、まだ危険箇所が残ってるかと思います。

まだ、それでも一番早く優先順位をつけて、こういった事業の展開となったことに対して、やはり先ほど言いましたけども、関係者の方々にとっては大変ありがたい事業だなと思っております。私の令和2年度の令和2年6月の定例会一般質問の際でも、町長からの答弁からも舗装補修等事業とのタイミングとあわせて合理的に施工できるよう実施時期を配慮しながら対応を考えていると回答をいただき、町道を含む生活道路における役場通りの路側帯や中央線の整備が今回されましたことに対して、歩行、運転される方も気を新たにして、安全に通行していることと思います。

また、教学課でも、学校統合を考えた上で、スクールバス運行のあり方検討と併せて、自主規制区間を設置したうえでの方向となった事と思います。

それでもまだ通学路としてのスクールゾーンの標識や自主規制表示、時間体指定を含め、今後の必要性もあると思いますけども、今後の通学の点検計画の中で、また最優先される優先順位があれば、何か考えられる項目等があればお答え願います。

**議長**

環境整備課長。

**佐藤英樹環境整備課長**

スクールゾーンという言葉が今出ましたけれども、スクールゾーンは県の公安委員会の方で設置するものでございます。スクールゾーンの指定を行いますと、スクールゾーンは小学校を中心とした半径500メートル程度の通学を対象としておりますが、例えば、通勤



時間帯である時間帯に車両の通行禁止をするなどの規定内容によって道路交通法により厳しく規制されてしまう部分もございますので、まず今回はグリーンベルトの設置というふうにさせていただいております。また、今後の優先順位ということでしたけれども、区画線や指導線グリーンベルトによる歩行者間の表示ということを中心に通学路であります小学校周辺を優先的に、それとともに、今後各地区のスクールバスに関しましても変更がございますので、そのバスの停留所までの道路も安全対策を考慮いたしながら、今後考えていきたいと考えております。以上です。

#### 議長

大場議員。

#### 大場洋介議員

やはりこういったスクールゾーンの標識や自主規制に当たりまして公安委員会並びに警察の方の情報も共有していただいて、やはり子供たちの安全と歩行に対する危険をなるべく少なくする上で重要なことと思います。

それでも路側帯への駐車及び停車によって、下校時の際には児童の妨げとなっている時は多々ありますけれども、それもやはり注意喚起、町で注意喚起していただいて子供たちが帰る時間帯で、時間単位でのそういった駐停車をしないで欲しいというような、注意喚起をしていただければ幸いかと思う。

子供たちの登下校に関わるスクールゾーンについて、走行する際の注意点を明記して、ドライバーに対して注意喚起も必要と感じております。下校時間帯の車両通行禁止策や速度の自主規制を行うことでの通学路の安全が確保されると思いますので、さらなる計画を期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。

#### 議長

他にありませんか。

中村議員。

## 中村忠行議員

それでは私から、議題 72 号一般会計補正予算。歳入 15 款 2 項 1 目の保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金について伺いたいと思います。

この交付金については、全協でご説明いただいた県の段階的無償化についての交付金だというふうに聞いておりますが、まずは、この交付金、まだこれから詳細ということもあろうかと思っておりますけれども、現在わかる時点でわかるところまで、その他の財源、国からの交付金などで、子ども手当や多子通園助成金、このような関わりもあろうかと思うんですけれども、この段階的保育料の無償化とそれから、児童手当、多子通園助成金この辺の関わり、それから、財源について国からの財源などありましたら、伺いたいと思います。

## 議長

健康福祉課長。

## 丹敏雅健康福祉課長

ただいまのご質問いただいた件のまず、順繰り行きたいと思うんですが、今回の議会に先んじて行われた、全員協議会の中でも説明をさせていただきました。

育児支援事業としての保育料負担軽減の助成金につきましては、もともとは県としてこのような方針で進めていきたいのだと。年度内に調査をして、町としてもそれぞれの市町村としても、上乘せをしてやれるところはぜひ先行してやってくださいというような形になったものなんですけれども、金山町としては、この保育料の切り換えの時期である県と考えると同じであるの 9 月をもって、その段階的な無償化と一緒に取り組んでいくというふうに考えているところでございます。

基本的には第 3 階層第 4 階層という保育料の比較的金額をはじく際の低所得者層に準じようような位置付けの皆さんの部分を、段階的に無償化を図っていきたいというものです。

その対象としては、おおよそ 20 名、19 名ほどという、今の段階ではじいているところなんですけれども、その皆さんにかかる無償化のための費用を今回計上させていただいた

というもの、もともと国の定めている料金、基準の額と各自治体の金山なら金山のそれぞれの年齢における保育料というのは、独自の支援などもあって差異もあるわけですが、県としては国の基準である2分の1をとにかく各自治体に交付しますと、それを活用してそれぞれの自治体で、保育料の軽減に繋がるように使ってくださいという形なわけです。金山町の場合は繰り返しになりますが、県からの2分の1相当もらった。もらう上で、単純に2分の1というわけではないので、もともと金山町として、独自の言ってみれば緩和部分、拡充部分があったわけですので、それら考慮した上での残りの部分を町として持つことで、この第3階層と第4階層については、実質的は無償化を図るという仕組みのものでございます。それに必要なまず額を計上させていただきました。

合わせて児童手当というお言葉と多子通園費とかっていう言葉が出ました。

これについては例えば児童手当について申し上げれば、児童手当法に基づいて支払われている手当ということになります。これは受け取ることが町を介して、手当を交付しているわけですが、その財源っていうのは、それぞれの割合、国、県、町の割合に応じて手当が交付されているということになるわけであって、金山町で具体的にちょっと数字を申し上げると、直近のですね、児童手当というのは、6月10月2月の3回、年間において支払われることになるんですけども、この6月の直近のその数字で申し上げると、274世帯の方が受給されてます。

児童生徒数の数にしていうと、479人ということになるわけですが、皆さんに第1子とか第3子とかっていう違いにもって額は違うんですけども、1万円、1万5000なりということになるんですがそれで計算されて、4ヶ月に1度、その分、10月、6月のその前につきまでの4ヶ月をまとめて、支払いをしてるといような形になります。

これについては財源は先ほども触れましたが、それぞれの国、県、町なりがそれに応じて負担をしてるといことになります。

多子通園費につきましても、これはもともと町が独自でですね、第2子の場合、3子の場

合として、その支援の策として制度化してきたものでありまして、その独自の部分につきましては町の財源を使わせていただいているという状況になります。まずは以上です。

## 議長

中村議員。

## 中村忠行議員

わかりました。この度の保育料無償化に向けた段階的負担軽減策、これについては、児童手当、これが幾らか入ってくるってことなんですか。入ってない。ということでこれまでも議会や委員会で何度となく出ておりますけれども、この度は私提案したいのが先ほどありました児童手当、これから給食費を天引きできないかということなんです。

先ほど課長からありました、児童手当、以前は子ども手当となっているようなんですけども、平成23年の要綱によりますと、市町村長は子ども手当の額の全部または一部を学校給食費、その他の学校教育に伴って必要な厚生労働省令で定める費用、または児童福祉法第56条3項の規定により徴収する費用、子ども手当の支払いする際に当該の申し出にかかる費用を徴収することができる。というふうにあります、その概要にも使えるものとして、給食費、それから、幼稚園の保育料、学校給食費、学用品費、放課後児童クラブ利用料、その他の義務教育に伴って必要な費用とあって学級費や児童会生徒会費など幅広く使えるようになっているそうなんですけれども、給食費に限っては、すべての児童生徒が対象となる費用であります。

実際は、金額には差があるのかもしれませんが、ほとんどの児童生徒から徴収している実態でもあります。またこの給食費を天引きすることによって、まず事務作業簡素化、まず第1、それから保護者にとっても、費用負担感がちょっと和らぐんじゃないかなと、実際は、子ども手当が減額されていくわけなんですけれども、感覚的に引き落としの金額が少なくなるってことで、感覚的には楽になるんじゃないか。

それから、今現在いないと思うんですけれども、給食費の滞納などがあった場合、更に

この滞納の情報が他に漏れた場合、いじめなどに繋がる危険性もかなりあると思います。

その給食費の他にもできれば、この子ども手当から天引きした方がいいんじゃないかなと思うのがありますけれども、一番わかりやすい給食費で、事前にこの児童手当から天引きして、給食費を賄われるようになれば、合理的なんじゃないかなと思ったんですけども、その点お願いします。

## 議長

健康福祉課長。

## 丹敏雅健康福祉課長

ただいま児童手当を使って、いわゆる給食費に充てたらどうかという趣旨のお話と思います。議員からは今、子ども手当という名称に出て参りましたが、もともと児童手当である時期政権が変わった時に子ども手当、そしてまた、現在の児童手当という名称になっておりますが、いずれにしても基本的なその制度の趣旨は変わっておりません。

父母に限られておりませんが、そういった保護者、いわゆる子育てを行うにあたって、児童を養育しているその方に、その手当を支給することで、生活の安定に寄与すると、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としたものであり、第一義的にはその扶養している方に、直接手渡すべきものという性格がまずあります。

議員がおっしゃった給食費として、町が定められたが、金山なら金山が徴収すること自体は可能です。可能ですが、あくまでそれを受け取っている方が申し出ることが必須なわけです。給食費として、1万円なり1万円のうち給食費として5000円、もう町として徴収してください。というようなことを、申し出ることがあれば町としてそれをできるというものであって、そういったものがない中で、その全員の例えば給食費を児童手当から賄うということは、仕組みとしてはできないということです。

給食費として児童手当をご本人が受け取る前に町が徴収することができます。できますが、申し出ることが必要だということは、今現在、給食を利用している子供たちの、すべ

での、例えば親御さんなりが、その申し出を行ったとすれば、その技術的には可能ですけれども、なかなか現実的な話じゃないのかなというふうには思うところです。

#### 議長

中村議員。

#### 中村忠行議員

可能だが、現実的じゃないというお話ですけれども、要綱には教育給食費として、町で定めればできるっていうふうになっております。ということは、他市町村にはやってる事例があるということだと思います。実際、児童手当から給食費を天引きできる制度がある以上、やってるところもあると思います。是非ちょっと、もうちょっと検討してもらいたいですけれども、最後の質問として、認定子ども園の給食費、これ給食費は、多子通園助成金の方でしたっけ。給食費やってるのは、それは課長がおっしゃったような仕掛けで、保護者が、了解を得た上で、町から保護者を通さないで、認定子ども園にお金がいっているというふうにあったんですけれども、ということは、先ほど言った児童手当を保護者を通さないで直接給食費として使うことも、可能なんじゃないかな、実際、町では保育の認定子ども園の給食費は、保護者を通さないで、まっすぐ認定子ども園にいったんじゃないかなというふうにとったんですけれども、その点、最後伺って実際、今後可能なるかどうか。直接天引きした方が、メリットは多いと思います。やればということも踏まえて、この認定子ども園の給食費について、どういうお金の流れになっているか、ちょっと説明をいただきたいと思います。で終わります。

#### 議長

健康福祉課長。

#### 丹敏雅健康福祉課長

2点ございました。

まず、認定子ども園の多子通園費に関わる仕組みについて申し上げますと、それぞれの認

定子ども園に通っている子供たちの親、保護者に対して、認定子ども園が料金を徴収していると、その徴収する認定子供園に対して、その人数、その該当になる子供たちの支援分について交付をしているという仕組みです。

今、中村議員が児童手当の中で触れられたのは、児童手当を本人に交付する、前にですよね、交付する前にですよね、町としてその給食費分を徴収する仕組みを作った方が、双方にメリットがあるのではないかという話、これは他の自治体の例をもっと勉強せよという趣旨のお話もあったかと思いますが、そういうことができる申し出があった方についてはやってるという事例があることは承知をしていますが、自動的にですね、言ってみれば、児童手当から給食費の方を、差し引いてくださいというような仕組みで全児童に対して行ってるというところは、なお、研究というか、調べてみますけれども、おそらくないかとは思っておりました。

それは、先ほど冒頭申し上げた、もともとの趣旨が、基本的には養育をされてる、保護者なりに、児童手当というのはもう出されるべきもので、基本的に子供のために、使ってくださいという性格を自ずと持つと思ってるものですから、給食費として何らかのその仕組みを作って、町が徴収するとは、なかなか現実的に厳しいのかなというふうに申し上げたわけです。ただ仮にですね、100人なら100人の子供たちが全員その申し入れをされた、いうことがもしあればですね、それは技術的に無理じゃないんです。町として、本人の口座に入る前に、児童手当から給食費分を引くということ自体はできます。その繰り返しになりますが、ただ、そのことを全員から都度、その年度ごとにですね、もらうというのが、現実的になるかどうかという意味、あとは6月10月2月という支払月でもあるものから、いわゆる年度との兼ね合いの調整なども出てくるのかなという気はしています。

なお、多子通園費については、先ほど認定子ども園で徴収してるという話をしました。

申請は、もちろんあくまで町としてもらってます。全員からです。その申請があつて、初めて町としてそういうことをやっている。以上です。

## 議長

教学課長。

## 佐藤幸浩教学課長

児童手当から給食費をとということでございますが、制度的には丹課長が申し上げた内容お通りになっております。現実的にその児童手当が交付されますと、それぞれの世帯において、その使途と申しますか、大概決めてると思うんです。本来趣旨であるその子供の成長のために、使うものというふうに認識をされ、お使いなってるというふうに捉えております。その中にはやはり、児童手当の一部、これは給食費、もうすでに計画されているご家庭もあろうかと思えます。或いは、その学級費でありますとか、そうした事に使われていると捉えております。実際的にですね、給食費は現在、ここずっと滞納者というのは出ておりません。しかしながら、毎月の納付が遅れがちな世帯もあることも事実です。こうした世帯に対しましては、滞納額と申しますか、遅れている部分については、額が大きくならないうちに納めていただくということで、その児童手当の支給月に合わせまして、その時は保護者の方とお話させていただいて、その児童手当からいただいているというケースもございます。以上でございます。

## 議長

健康福祉課長。

## 丹敏雅健康福祉課長

具体的な例として、新庄市でそういう例を定めているんですから、少し触れたいと思うんですけども、先ほど申し上げたように児童手当を本人に渡る前に、新庄市のなら新庄市が、その給食費を徴収することができるという仕組みなんです。

ただ申し出の時点においてですね、保護者の方なら保護者の方が滞納しているという前提がある、んですね。つまり、そういった事情がある方で、なお且つ申し出があれば、児童手当から給食費を徴収します。そういう趣旨です。要はその全員からすべからく児童手



当を原資として給食費をと言うのは、なかなか現実的には難しいことだと思いますが、諸事情を勘案して、更に、給食費を児童手当から徴収してもらいたいというような申し出があれば、そういうことできる、そうということはやぶさかでない、そういうことです。

あと先ほど少し言葉が足らなかったとすれば申し訳ないと思って、ちょっと補足するんですが、認定子ども園ってというのは、あくまで給食費を園で設定して徴収してるわけなんですけども、保護者の方からの申請を町に対して代理で申請をして、そして町が交付してる。そういう図式でやってると念のため申し添えたいと思います。

#### 議長

ほかに。ありませんか。

星川議員。

#### 星川智子議員

8番、星川です。

よろしく申し上げます。私は、議第72号一般会計補正予算についてちょっと三つほどお願いしたいんですけども、19ページの衛生費。感染症予防事業に関しまして、コロナワクチンを金山町で打ちました。先日、証明書発行の案内がチラシに入ったと思うんですけども、証明書、以前証明書の発行していただけるのかというふうに質問した時に、その時、佐藤課長だったと思うんですけども、予防接種済書が発行されるので、それを使ってくださいということだったんですけども、これ国の方で推し進められてます。

証明書を発行して、それを使った経済活動再開させると、そういうのがもとになって、別に発行証明書というのを発行されるようになったのか。ちょっとお伺いしたいんですが、それに多分、紙ベースだとは思いますが、今の諸外国で電子証明とか携帯を見せて、はい、どうぞみたいなパスできるみたいな感じで報道されてますけども、そういうところで紙ベースだと多分、何ていうですか、料金とかも発生しないのかなと思うんですが、料金とか書いてなかったんで無料だろうと思うんですけども、そういうところの事情は、

どういうふうになっているのか。

発行済シールを2枚、2回終わったら2枚貼ってもらって、多分皆さん、すぐすぐ使わないので、多分投げっ放しで、さあいざ使いたいという時に、よっぽど気をつけてる人しかそのシールの何ていうんですかね、シールを保存しておいて、例えばどっか何かに貼って持ち歩いているっちゅう人はいないと思うんですが、これから国の方でそういう政策を始めるようなので、それ経済回復のためにそういうところをどういうふうにお考えになっているのかということが1つと、商工費のグリーンバレー神室費で、修繕費が82万4000円、補正になっているんですが、川崎課長の方から、そのうち32万4000円が防災設備ということだったんですが、うちの場合は防災設備の点検事業が1年に1回決まってまして、その時には点検料とか、例えば火災報知機の電池の交換、また、消火器の消火剤の交換から、色々そういう点検の項目あるんですが、それだと前年度に予算見積もれるわけなんです、この時期に来て補正で、防災設備32万4000円出てるのは、どういう内容なのか。ということとですね。

もう1つ23ページの教育費に変えて中央公民館のことなんですけども、中央公民館のあり方検討委員会というのも持ってますけれども、その中で改善センター案というものを上げてると思うんですが、改善センターの比較的大きな工事が入ったというか、これから入ると思います。それで、そこに結構多額の工事費使うわけですけども。中央公民館の方向性として、そういうふうなものを頭に入れて、工事費を使っているのか。また、そういうふうな方向性があれば、そういうふうな設計というか、思い描いた中央公民館に当てはまるような設計の工事っていうか、そういうふうなものにあたって欲しい、結構エアコンなんか結構大きい金額で入ってたと思うんですが、そういう中央公民館の方向性とその改善センターの改修と関連性があるのか。そういうことと3つお願いいたします。

**議長**

健康福祉課長。

## 丹敏雅健康福祉課長

星川議員から一つ目のご質問の中でいただいたのは大きく二つなんだと思います。

前段でおっしゃった証明書っていうのは、いわゆる海外に渡航する方がという部分ですね。後段は、おそらくもう国内のいわゆる経済に軸足を移したときに、様々な今方策が議論されてるわけですけど、そのことだと捉えてお答えしたいと思います。

まず前段の新型コロナワクチン接種証明書につきましては、現在、例えば日本国内にいらっしゃる海外の方が、母国なら母国に戻られる場合、その接種したという証明があると防疫措置の、例えば免除でありますとか、その緩和でありますとか、コロナワクチンを日本で接種したということがわかることで、何がしかのメリットがあるということがあります。そういった皆さんが、国なんかも指定されてるんですけど、随時更新されてるんですけども、該当する国に行かれるという場合には、パスポート、お持ちいただきながらですね、町として、金山で受けた人に対しては町として、その証明書発行できる。

実際に発行した方がいらっしゃいます。紙ベースでどうこうって話ありまして、もちろん無料でやっている。まずそれが一つ。

後段のいわゆる接種済書、これ、我々は済証、済証これ1回目終わった、2回目終わったこれがちょっと紛らわしくて申し訳ないんですが、済証の二つ、二つのシールを貼っとく様なものを、パスポートという言い方してはどうかみたいな議論は確かにありました。それがまた混乱させてるのかなと思うんですが、これは全く決まったものでも何でもないんです。ただ、いずれ、いずれです、経済を何とか回さなきゃいけないとなったときに、ワクチン接種を2回受けた人、その人方に対する何らかのメリット、実際に店、店、この店、店に入ればそういったこともやってるところがあるわけです。受けた方は何サービスします、料金割引しますみたいな形でやってる。それをもうしっかり、2回終わったとか何とかっていうのが、わかるような形を、仕組みを作ろうか、作らまいか、みたいなことが含めて議論されているという段階だということでありまして、一方では、接種をした、

しないによる差別が生じないようになんて話もあるわけです。なかなか全体として見る難しい問題であると思うんですけども、個々のお店対応としては実際にそういった差異を設けてるなんてことも生じてますので、是非とも町としては、そういった方向が定まって或いは、仕組みで定まってきた時には、遅れなく対応していきたいというふうに思っております。以上です。

**議長**

産業課長。

**川崎勉産業課長**

はい。2つ目の補正予算書 19 ページ、商工費の修繕料についてでございます。

先ほど星川議員の方からありましたように、当初からわかっていたものじゃないかという話でございました。もちろんこういった当初からわかっていたものをこれもそうです。

他にも当初からわかっているものもあります。ただ、突発的に緊急性の高い修繕というものが他にもいろいろありまして、その修繕の内容に関しましては、予算を要求する段階で現場の方からいろいろ内容を確認させていただいて、これはまだ使えるんじゃないとか、そういう精査をした上で、予算を決めさせていただいているんですが、当初予算上は、総額として 100 万円の予算を必要なものを、あと突発的なものも含め、まずは 100 万円を想定させていただいて予算を確保しておりましたが、いろいろ掛かってきたものが想定以上あったということで、今回 80 万 4000 円の補正になったそういった趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

**議長**

総合政策課長。

**庄司紀一総合政策課長**

中央公民館の方向性と今回の改善センターの改修工事についてということでございます。

改善センターの改修工事につきましては、7 月 20 日の臨時議会で、予算のご可決いただ

きまして、今整備を進めているところでございます。改修内容としては、ラウンジを多目的に使える会議室にするように改修を進めております。また、コロナ対策臨時交付金ということで、感染予防の抗菌使用の床材張替え並びにエアコン換気機能を高めるためのエアコン整備ということで進めております。改善センターの改修につきましては、当初、中央公民館移転ってことを目論んで、私の方では主導して進めさせてもらってますけども、なかなかその中央公民館のあり方検討会でまだ方向性もちょっと時間がかかるようですけども、まずは、新型コロナ臨時交付金を活用して、改善センターの機能を強化図るものがございます。ご存知のように、改善センターにつきましては、現在、最も町民の方が利用している施設であると、私は感じております。朝の検診、日中ですね、子育て支援センターの活用、あと、夜は研修とかの活用がされるわけですが、そこに隣接するやくし苑と体育センターということで、施設が集約して、さらにそこに中央公民館機能があれば、更にその人が集まって機能的に使えるのかなという考えもでございます。ただ、正式にまだ改善センターに中央公民館機能と決まったわけではないんですけども、今後、公共施設のあり方、施設の集約を考えた場合に、最もその町民が使っていただける施設を、今回のコロナ臨時交付金で整備するというので、町の負担をなくしての整備を進められるっていう意味もございまして、よろしく願いいたします。以上でございます。

#### **議長**

町長。

#### **佐藤英司町長**

今3点目について、庄司課長から答弁した中で、若干補足というかさせていただきたいと思いますが、庄司課長も、中央公民館を目論んでっていう話をちょっとしてございましたけれども、そういう意味では当初は、そういうことも当然、頭にはあったかもしれませんが、あくまでも中央公民館のあり方検討の検討内容をやっぱり重視すべきだというふうに思っております。それで、その一方で改善センターの今の改修の方向が多目的に或いは、

例えば災害が発生した場合に、役場の方が対策本部として使えないような場合なんかも想定した場合にやっぱり別の施設を本部として使う必要があったりとか、或いは、今中央公民館という意味じゃなくても、改善センターをより用途を広げるという意味でも、今の改修がその目的としてあるということで、それに引きずられる形で中央公民館のあり方検討はしてもらおうということは、今時点の考えておりません。

ですからあくまで、あり方検討の方々が中央公民館のあるべき姿といたしますか、そういったことが、候補としては他の施設ということで明安小学校とあと、改善センターぐらいしかないのかなと、私は当初金山校もちょっとあるんじゃないかという思いましたけれども、県教委の方では、それはちょっと不可能だということもありましたので、他の施設としたらその二つにやっぱりなろうかと思うんですが、そこら辺はですから、あくまでも、あり方検討の議論の推移を注視させていただくという、そういう意味では改善センターの方に誘導とかそういう意図は、今時点では何もないということをちょっと付け加えさせていただきます。

#### 議長

星川議員。

#### 星川智子議員

ありがとうございます。ワクチンに関しては金山はもう大変進んでまして、接種済み証のなんていうんすかね、シールが重要なのか、それでも何も使う事が、普段使うことがないので、どっかにみんなやってるわけなんですけど、それについて何か、どうなんですかね、これは、ちゃんと保管しておきましょうとか、なんかそういうその皆さんどう扱っていいのか、もう捨てていいんだか、取っておいていいのか、多分ちょっと広報でもいいので、なんて言うんすか呼びかけっていうか、しておかないと多分みんなどこに行ったかもわからなくなるんじゃないかなと思って、そういう方もいらっしゃいましたんでね。ちょっと質問してみました。

ワクチン、これ金山にも他町村から、学校に来たり、働きに来たり、コネクタさんなんかとかもそうなんですけども、他町村から来ている人でなんか接種はどうなんですか、終わってるんでしょうか、ほぼ終わってるんでしょうか。金山高校の生徒も、よそから来てる子いると思うんですけれども、そういう方たちの接種は、どういうふうになってるのか、ちょっとお聞きしていいですか。

## 議長

健康福祉課長。

## 丹敏雅健康福祉課長

基本的には金山町で集団接種、今日決算特別委員会の中でちょっと、昨日ですね、触れさせていただきました。おかげさまでいわゆる高齢者、それ以下16歳から64歳の皆様、そして、3回目となる12から15歳の子たち、プラス、一般ですけども集団接種を予定しているというお話をさせていただきました。

その中において、実は金山中学校に勤務されている教員の中で、つまり若い方、まだ接種券は送られてきたけれども、いつ、受けられるかわからないのだという人がいるということがわかりました。

合わせて、もともと金山の方、ゆかりの方ですけど、今、町を越えて新庄市に住んでいる、中学校通っているということもわかりました。

その子たちがそのまま順番を待っていると、どうも金山より遅くなりそうだということが、わかりましたので、もしその方々が希望するのであれば、金山集団接種の会場で接種受けてもらうことができますよというアナウンスはさせていただきました。

で、その結果をいただいたところでありますので適切に対応して参りたいと思います。

ただ、金山校の町外から通っている皆さんについては、今、承知しておりませんでしたので、なお、そういった対応が、町としてできるのか適切な部分と含めて、或いはワクチンの在庫等もいろいろ考えて、相談してみたいというふうに思います。以上です。

**議長**

星川議員。

**星川智子議員**

ありがとうございます。状況が許せば、ぜひ、その金山に入ってきている方々にも、できるのであれば、すれば診療上の報酬も上がるわけですし、是非お願いしたいと思います。これで終わります。

**議長**

他にありませんか。

須藤議員。

**須藤典夫議員**

お願いいたします。

私からは議第72号の補正でお願いしたいと思います。

それで、聞きたいのはですね。13ページの雑入のところ、旧谷口分校解体工事費一部負担金ということで、一部納付されたという説明をいただきました。

これについてお願いします。

それで、正確に言うところ、解体工事としても、焼失に関わる解体工事というふうに理解しております。すでに、これは時間経過してしますので、もう一度ですね確認を含めてお願いしたいと思います。私のうる覚えのところもあるかと思いますが、よろしくお願いたしたいと思います。それで、これ以前、谷口分校運営委員会というのが、ここを賃貸契約です、お借りしていて、そのあと丸々ボックスという団体ですかね、が引き継いで事業を展開していたと思います。期間が短かったと思いますが、それで残念ながら全焼したという分校の最後の姿は全焼ということになったと思います。

この時の賃貸契約、要するに普通財産の契約に基づいて、この負担金が全体で100なんぼぐらいだったかな、団体が負担した額は、ちょっと定かじゃないんですが、その一部と



ということで個人割りでこれ負担しているようですが、今回はその中の1人が負担されたということで20万5000円ですか、ということなのですが、それでですね、今、改めてこの契約書に基づいて、考えてみますとですね、更地条項という、ありまして、それで事業の目的が達成された後はですね、更地にして返すと。これちょっと、それ原文持っていないので、うる覚えなんですけど、そういう要件だと思います。

それで、それがこの負担金ということに繋がっていると、いうふうに私は理解していたんです。ですけどもね、まず目的が達成されて、つまり、意識的にですね意思を持ってやめるということで、更地にすると、いう流れではなかったというふうに思うんですよ。要するに、過失はないけども、全焼したという背景なんですよね。これが、契約書に基づく、更地要件を満たしたもののなのか、という疑問を、この頃たまに思うんです。

結局、過失がなかったということであればですよ、その目的も達成されてない。

そしてその解体、全焼した残骸それが残ったわけですけども、これについてはですね、火災保険が適応になったので、何千、これかなりの額だったと思いますが、当然、一般的に考えればですね、それでこの解体、燃え残った残骸を処理するということがよかったですのではないかと思います。ということが1点で、契約書に沿って考えると、この一部負担金っての、本当に正しいものだったのか、そこをもう一度聞き直したいと思います。

それと、今度ですね、普通財産この前常任委員会で、落花生の加工場というか、調整場兼加工場の明安地区の多目的公民館、見せていただきました。

かなり、乾燥施設もできてですね、整備進んで期待しております。

ここの賃貸契約書も前回、出ましたけども、前と違ったのが、この更地条項がなくなったっていうか、削除されてるということのようです。私達も谷口分校、旧谷口分校、両方使わせていただいた時に、更地条項については、何度か事務局方とも交渉もされた経験ありますけども、なかなか当初の計画通りだということで、そのままになってたんですが、今回それが、削除されたというその背景ですね。どういう考え方がそこに盛り込まれ

ているのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

## 議長

総合政策課長。

## 庄司紀一総合政策課長

旧谷口分校については、平成29年12月10日に焼失したわけでございます。

その前までは、がっこそばということで全国の廃校のモデルにもなってきたということは、皆さんご承知かと思いますが、その中で町とがっこそばとの契約のことで、解体条項に関しては、長年にわたってその町と相手方ががっこそばとのやりとりしてきた経緯は私は十分承知しております。で、この29年12月10日に、がっこそばが焼けまして、その解体条項とその焼失の片付け方については、一応新庄市の橋本弁護士さんにご相談を申し上げております。そうしますと、その解体して更地にするのと焼失して残った残骸を片付けるってことは同じで、あの契約書自体が、民法っていいですか、法律上何も問題ないということでした。で、その解体の条項を載せてる経緯については、それは前町長の意向が強かったということは皆さんご認識いただけるかと思いますが、この火災の際も、本来であれば、全額解体経費の全額負担を求めるところを、3分の1負担ということでお願いしたところでございます。その金額が136万8000円になっております。それを当時、一括で収めていただきたいという担当の意向でしたけども、そこは、前町長が10年に分割して納めろという34万2000円を10年分割して納めてくださいっていう意向になりました。地域おこしボックス組合。代表、菅谷さんという方がおりまして、それを4名で分割して、10年かけて、今、返済してますけども、菅谷さんについては、当初、全額返済していただきました。

残りの三名のうち、今回1名が、残り分を負担していただいたと、で、他の2名についてはまだ、あと7年ですかね、7年ございますので、それについては、私が担当だったということもありますので、完納するように、それは私の責任で収めさせるようにしていきたい

いと思います。あと、保険との関係ということになるかと思うんですけども、当時保険につきましては、再建しないと保険が出ないっていう、説明もあったんですけども、後程、多分、金額的に1700万ぐらいの保険は出ました。ただ、当時はその保険で、この分を免除するっていう話にはならなかったということでございます。ある程度、借りて使っていた方々にも、解体経費の負担をお願いしたということでございます。現状は、普通財産の貸し付けに関しては、更地条項などを加えておりません。

まずは、その町の空いてる施設をどうぞ使ってくださいと。

でも、やめる際にはそのままお返ししていただきたいという方向で考えております。

正直申し上げますとあの当時、がっこそばも多分その解体の更地条項がなければ、まだ本当続けられたのかなという気がします。その当時、ぜひ町でもその交流施設の、一番交流人口があった施設だったものですから、その最後の最後までまず自由に使ってくださいっていう、意向を出せなかったのが、その当時としては、今となつては、本当に残念なことだったと思っております。

がっこそばの更地条項がありまして、振り返りますと田茂沢分校も同じようなことを繰り返したわけです。結局はその解体経費の半分ですか。半分以上を負担させて、残りは町で持つことになったんですけども、本来であれば、田茂沢分校も、全額使っていただいている方から負担いただくべきものだと思うんです。契約してる事がありますので、今となれば、解体条項というのは、ない方が、なくして今後は、その使いたい人がどんどん使ってくださいと、終わったらもうそのまま、町にお返しして下さいっていうスタンスかなと思っております。以上です。

**議長**

須藤議員。

**須藤典夫議員**

今、課長の方からお話があって、その契約書等を突き合わせて、これは有効だというふ

うな話がありました。それで、私も納得して、これ、今に至ってるわけですけども、ただ期間はですね、彼らが、ちょっと使った期間に短かったということで、そしてこの負担が課せられた。契約証書に基づいてですね、全額を3分の1にしたということですけども、多分、本人の方々4名の方はですね、ストーンと落ちないままに、今でもいるんじゃないかと思うんですよ。ですから、そういう自分たちのあそこで、新たに金山町を盛り上げようと、今、引き継いでいたら、多分前の谷口分校運営会議以上にですね、盛り上がっていたかもしれません。それはわかりませんが、非常に目的半ばで断念しなきゃならなかったということで、ですねもう過ぎ去ったことですけど、まだ返還しなきゃならい、していく方もいるようですので、できればですね、私としてはやはり、なんか救済して返金してあげてもいいのかなというふうな考えもあるんですが、そういうことできませんよね。どうですか。

#### 議長

総合政策課長。

#### 庄司紀一総合政策課長

すいません。せっかく返済をいただいていることもありますし、その当時のしっかりした返済契約というのを交わしておりますので、ここは免除なしに、しっかり10年で返済をお願いしていくべきと町では考えております。

この方々がもっとしっかりやってくれば、がっこそば確実に再建はできたと思うんです。この4人の方が結構あやふやだったものですから、そこで、結局は再建にならなかったんで、今になって考えればコロナとかいろいろ事情があって、町としてはやらなくて正解だったということになるかと思います。あの当時建設費で1億2000万円。そのうち保険が5000万ぐらいあったかと思うんですけども、それをやって、本当、町の負担になることが見え見えだったと思います。

あの当時、指定管理料払うってところまで話もいったところもありますので、今の

この財政状況から考えれば、まさにあそこで、止めて正解だったということ。

この若い4人がもっとしっかりしてやってくれば、もっと違う方向で金山まで頑張ってもらえたと思うんですけども、全くその、元が地域おこし協力隊なんです。この方々は集落支援員が、そういった方々がなかなか活躍できなかった。力を出せなかった。もっと町としては人を見てこの地域おこし協力隊を採用していかないと、こういう状況になるっていうことが十分わかったという気がしています。以上です。

#### **議長**

須藤議員。

#### **須藤典夫議員**

繰り返し、回答を求めたようで申し訳ありませんが、そのことがですね、今度新しく明安地区の公民館の貸し出しについては、要項それを取って使いやすくしたことでいいと思います。

これは大変使う方にとっても、最後の後の方いつも考えてなきゃいけなかったんですよ。

我々、借りていた時は、それがなくなったということで、施設の活用というのは非常に高ま

ると思うんです、ということで理解しました。ありがとうございました。

#### **議長**

他に質疑ありませんか。

寒河江議員。

#### **寒河江宏一議員**

7番寒河江でございます。

私からはですね、議第75号金山町農業集落排水特別会計補正予算の4ページ、債務負担行為の補正ということで限度額が624万4000円。そして、議第76号の公共下水道事業特別会計補正予算の第1号ということで、それも4ページの債務負担行為のための補正とい

うことで、限度額が 1212 万 6000 円あります。

その件についてお聞きしたいと思いますけども、町長の説明にありましたけれども、農業集落排水事業と公共下水道事業につきましては、令和 6 年度から企業会計が適用されることに伴い、以降業務を委託することにしたということで令和 5 年までの業務委託期間として債務負担行為のため設置したとあります。

債務負担行為に関しまして、そうですね、この債務負担行為のその金額とですね、債務負担行為の相手先っていいですか、それとですね、もう 1 点ですね、今年度というか、令和 2 年度の決算書の 8 ページにありますけども、地方債、現在残高ということで農業集落排水については、1 億 1495 万 5000 円。そして、公共下水道特別会計に関しては 11 億 4493 万 9000 円という現在残高が令和元年度ありますけども、この残高も移行しながらしていかなければならないかということで、今の介護保険に関しても、一般会計は入れられないという状況もあるので、それだとすると、起債に関してもどうなっていくのか、ということについてお聞きしたいと思います。

**議長**

環境整備課長。

**佐藤英樹環境整備課長**

初めにいただいた内容について回答いたします。

この度の債務負担行為は、令和 6 年度の公営企業化に向けたものでございまして、こちらの内容といたしましては、人口 3 万人未満の団体においても下水道、集排について原則企業会計への移行が必要だということでの内容になります。

この度の補正でご可決いただいた段階で今後、その相手先となる方々との契約が発生いたしますので、これからということになります。以上でございます。

**議長**

総合政策課長。

## 庄司紀一総合政策課長

決算附属資料の9ページをご覧いただきたいと思います。

今回の債務負担行為につきましては、これはソフト事業になりますので、新たに起債を起こすものではございません。公営企業の起債の状況を若干補足させていただきますと、農業集落排水については、ほぼ償還が終わる時期になって参りましたが、明安地区の機能強化、更新時期が、また来ていますので今後、起債の額は増えていくものと思われま。公共下水道事業会計については、資本費平準化債。起債の一つにもなるんですけども、一般会計の繰出金を減らすために、起債を新たに発行しながらきてるものですから、なかなか公共下水道については、現在高が減っていかない状況でございます。

この数年後にはさらに更新時期を迎えますので、起債の額はそのまま高止まりするものと見込んでおります。一般会計では、令和2年度の償還残金分について、一般会計から全額繰り出しをしている状況でして、それぞれの料金収入だけでは維持管理費もまか賄えていない状況でございます。ただ、農業集落排水、公共下水道事業会計の起債の償還に対して、普通交付税でも約6割程度が措置されているという状況にもございます。

ただ今後、更新時期がきますので、さらに起債残高が増えていくだろうという見込みです。その一方で、やっぱり一般会計につきましては、午前中も申し上げましたが、他の団体に比較して、起債の残高は少ないですし、公債費も少ない状況にありますので、全体を通して起債の抑制に努めていきたいと思っております。以上です。

## 議長

環境整備課長。

## 佐藤英樹環境整備課長

説明不足になりましたが、なお、この度の企業会計への移行につきましては、所要経費につきまして、新たに普通交付税に措置されることとなりますので、申し付け加えさせていただきます。

## 議長

寒河江議員。

## 寒河江宏一議員

今、環境整備課長と総合政策課長から説明ありましたが、これから業者を選定して行うということでもあります。

農業集落排水に関しては、これから明安地区の方も、これからのこともありますし、下水道に関しては、高止まりになるのではないかなという予測です。

この私たちの今、6割が普通交付税で来てるということですけども、今後ですね、これが企業会計になった場合ですね、どうなるかっていうことなんです。

早く言えば水道会計のように高料金対策として、しか来ないんだと。来るんだと。いうものが、先が多分見えてると思うんですけども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

そして、この地方債の残高、これは全部企業会計に持っていかなければならないの、全部企業会計の方に持って、会計をしていく形になるのかちょっと聞きたいと思います。

## 議長

総合政策課長。

## 庄司紀一総合政策課長

全国的には水道会計と同じような会計に移行してる下水道会計は、かなり多くございますので、交付税措置については現状と大きな変更がなければ、変わりません。ある程度その水道でもでた高料金繰り出し、高料金対策についても、水道については基準内繰り出しってということで、国で示す基準に合わせて、その繰り出しをしますけども、一方で内部留保資金が少しずつ少なくなってる状況もあるので、これが枯渇しないように、その時期に来たら出資金を出してやるというスタイルが一般的だと思ってます。

起債の移行については、そのまま移行させていただく予定にしております。

## 議長



寒河江議員。

### 寒河江宏一議員

今、庄司課長の方から説明ありまして、起債に関してはそのまま持っていくんだと、今6割ほどが普通交付税で来てますけども、大体、水道会計と同じような形で来るということでございます。

これは金山町の今、介護保険もそうですけども水道料に関しても、高止まりということなんです。これが農業集落排水も下水道会計も高止まりになっていったら、料金が高止まりになったら、また金山町としても、住むにはまた住みずらい町になるのではないかなと思いますので、その辺を含めて、この移行するまでの間で、是非、料金がある程度の金額で収まるような形で、低く納めるような形で、是非、努力していただきたいと思います。質問を終わります。

### 議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

それではないようですので、これで議第72号から76号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第72号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第72号は原案の通り可決されました。

次に議第 73 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 73 号は原案の通り可決されました。

次に議第 74 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 74 号は原案の通り可決されました。

次に議第 75 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 75 号原案の通り決定されました。

次に議第 76 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 76 号は原案の通り可決されました。

次に議第 77 号に対する質疑を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議第 77 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 77 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 77 号は原案の通り可決されました。

## 日程第 2 委員長報告

### 議長

次に日程第 2 委員長報告を求めます。

決算特別委員長より議第 63 号から 69 号までの審査結果報告を求めます。

### 沼澤道也議員

(朗読、説明省略：審査報告書のとおり)

### 議長

どうもありがとうございました。

決算特別委員会は、議員全員で構成されていますので、質疑討論を省略し、これより採決を行います。

委員長の報告の通り、議第 63 号から 69 号までを原案の通り認定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 63 号から 69 号までは原案の通り認定されました。

次に、産業厚生常任委員長から請願第 2 号の審査結果報告を求めます。

### 中村忠行議員

(朗読、説明省略：審査報告書のとおり)

### 議長

ありがとうございました。

それでは委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

委員長報告の通り、請願第2号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、請願第2号は採択とすることに決定しました。

これで委員長報告を終わります。

ここで午後3時まで休憩します。

14時45分 休憩

---

---

15時00分 再開

**議長**

休憩を打ち切り再開します。

ただいま、町長並びに議員から議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配布します。

それでは、追加議事日程をお開き願います。

**追加日程第1 町長提出議案の追加上程**

**議長**

追加日程第1 町長提出議案の追加上程を行います。

議第78号金山町教育委員会委員の任命について、以上1件を追加上程します。

**追加日程第2 提案理由の説明**

**議長**

日程第2 提案理由の説明を求めます。

町長。

**佐藤英司町長**

先ほどは提案いたしましたすべての議案をご可決いただき、誠にありがとうございました。

追加で提案させていただく議案につきましてご説明申し上げます。

追加議案は、議事日程にございますように、議第78号金山町教育委員会委員の任命についての1件でございます。

教育委員、山科奈津子氏51歳の任期が令和3年9月30日をもって満了いたしますので、

新たに、金山町大字上台 121 番地 樋渡郁子氏 昭和 38 年 1 月 20 日生まれ 58 歳を任命するため提案するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

**議長**

ありがとうございました。

### **追加日程第 3 提出議案の説明**

**議長**

追加日程第 3 提出議案の説明を求めます。

総務課長。

**宮林聡志総務課長**

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

### **追加日程第 4 議案審議**

**議長**

追加日程第 4 議案審議に入ります。

それでは議第 78 号に対する質疑を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議第 78 号に対する質疑を終わります。

議第 78 号は人事案件ですので討論は行わないで、これより採決を行います。

議第 78 号の原案に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 78 号は原案に同意することに決定しました。

#### **追加日程第 5 議員提出議案の追加一括上程**

##### **議長**

追加日程第 5 議員提出議案の追加一括上程を行います。

発議第 4 号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書、発議第 5 号 コロナ禍  
いよる厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、発議第 6 号 米の需給  
調整に関する意見書、以上 3 件を追加上程します。

#### **追加日程第 6 趣旨説明**

##### **議長**

追加日程第 6 趣旨説明を求めます。

それでは、発議第 4 号から 6 号までの説明を求めます。

##### **柴田清正議員**

(発議第 4 号、5 号朗読、説明省略：議案書のとおり)

##### **中村忠行議員**

(発議第 6 号朗読、説明省略：議案書のとおり)

どうも、ありがとうございました。

#### **追加日程第 7 議案審議**

##### **議長**

日程第 7 議案審議に入ります。

なお、質疑は一括して行い、採決を 1 議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を一括で行い、採決を1議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、発議第4号から6号までに対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第4号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって発議第4号は原案の通り可決されました。

次に発議5号原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって発議第5号は、原案の通り可決されました。

次に発議第6号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。



よって発議第 6 号は原案の通り可決されました。

## 追加日程第 8 閉会

### 議長

これで、本定例会の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、令和 3 年 9 月金山町議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

矢口 政一

署名議員

栗田 保則

署名議員

中村 忠行

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員